<資 料>

市民自治の可能性の実現をめざして

---我孫子市前市長·福嶋浩彦氏へのインタビュー---

大 本 圭 野

解 題

はじめに

1. 我孫子市と我孫子市民との出会い

私の研究は、社会保障、社会福祉、まちづくりなど生活保障の分野である。

近年、とくに日本が史上初めて体験する少子高齢社会において、どのようにしたら人びと が地域で生涯を納得して生活・人生が送れるのか、その条件は何かを探求している。

高齢社会の到来といわれて久しいが、1970年代から始まるヨーロッパ諸国の分権化の取り組みに比べ遅れること 20年、ようやくわが国では 1990年代から分権化の取り組みがはじまり、21世紀に入り本格的に明治以来の中央集権的機構の改編に向けて大きく転換しつつある。同時に国と地方の財政赤字の再建をめざして小泉内閣の三位一体改革が進められ、2000(平成 12)年の地方分権一括法の施行によって権限の移譲、国の機関委任事務をはじめ従来の事務区分が廃止され自治事務と法定受託事務に振り分けられた。並行して 1995(平成 7)年の合併特例法により市町村合併が押し進められ、05(平成 17)年、合併特例債の期限が設けられたことで"平成の大合併"といわれる合併が加速し、07年(平成 19)3月には 3234市町村が 1812 市町村まで減少するに至り、地方の破壊とまで言われる状況に直面している。加えて第2期分権化といわれる地方への税源移譲も進められ制度的な分権化の完了に近づきつつあり1)、市町村の基礎自治体でも地域再生、地域活性化、地域創造をになう自治能力が問われようとしている。

このような状況のなかで、私は、中山間地域の過疎地の再生を住民自治によって実現した 藤沢町の佐藤守町政を調査・研究してきた。藤沢町の調査で一人ひとりの人びとが自立した 自治能力のある住民に育つこと、そうした住民によってのみ地域の活性化、再生が可能とな るということが明らかになった。だが、大都市において地域の活性化・再生、新たな地域形 成が住民自治・市民自治に関わってどのように取り組まれているのか、その事例を探してい たところ、巨大都市東京のベットタウンである我孫子市において、市民自治の実現を掲げて 市政を行っていることを知った。 我孫子市との出会いは、2005(平成17)年12月にテレビ朝日で我孫子市の市民活動が紹介されていたのを知り、さっそく市役所の市民活動支援課の杉山敦彦氏を訪ねてその活動をヒアリングし、そこで福嶋市長の著書²⁾があることを知ったのが始まりである。それ以降、東京経済大学においてもゲスト講師として我孫子市の市民自治の講義をお願いしたり、また市民事業としてコミュニティー・ビジネスを立ち上げその代表として活躍中のNPO法人ディヘルプ代表の森谷良三さん、NPO法人ACOBA(我孫子コミュニティビジネス協会)代表理事の関本征四郎さん、事務局の奥野不二子さん、NPO法人あびこ・シニア・ライフ・ネット理事長の佐々木敏夫さん、有機農業の普及・指導活動にたずさわっている伝習農場・むそう塾の玉根康徳さんなどを訪問して実情をたずね現地見学などもさせていただいた。

2. 我孫子市における市民自治の背景

我孫子市は、地理的には、手賀沼と利根川に挟まれた水辺に囲まれ緑の多い夏には涼しい 美しい景観の地域であり、そのため古くから東京の郊外の保養地として発達してきた。明治 末期から大正期には武者小路実篤、志賀直哉、柳宗悦、バーナード・リーチ、柳田国男など の文人、学者、知識人が居を構えて相互に交流していた文化的な地域でもある。

戦後,高度成長期の人口都市集中時代には,我孫子市は東京のベットタウンとして中堅勤労者の戸建て住宅建設で発展してきた。昭和 40 年代の 10 年間には 20 %の人口増加率を継続するほどであった。

人口が膨張し生活排水が手賀沼に流れ込んだため手賀沼の水質汚濁が激しく進み、水質汚濁度ワースト1が27年間も続いた。このような状態に対して市民から手賀沼の水質浄化運動がおこり、運動は一般家庭での合成洗剤使用禁止から石けん使用へと、そして石けん製造供給まで手がけるようになった。その後、我孫子は手賀沼水質浄化運動を契機に市民運動の盛んな地域となっていった。市民と行政の努力によって、現在では手賀沼の水質は子どもが水辺で遊べるまでになり、泳げる沼にすることをめざして一層の努力がなされている。

現在の人口は、約13万4000人であり高齢化率は19.4% (2007年現在)である。

高齢化問題は日本をはじめ欧米諸国の共通の課題であるが、とくに我孫子市が抱える課題は、2007年問題、すなわち団塊世代の大量定年退職者問題である。退職者は我孫子市人口の約10%を占め、大手企業の管理職をはじめ比較的所得の高いサラリーマン層の退職によって市の税収が2割減少すると見積もられている。税収減により従来行なってきた諸サービスを継続することが困難な状況に直面している。この財政問題に対して、当面の市の対策の一つが、市役所職員数の削減であり、併せて職員の賃金減額に取り組んでいる。他方、行政は定年退職者の退職後の活動を期待して、"「パートタイム市民」から「全日制市民」へ"というスローガンのもとに我孫子市への地域貢献につながるボランタリー活動、コミュニティー・ビジネスなどの市民事業の起業への支援活動を行っている。

3. 戦後民主主義の"新しい波"

福嶋氏が市長に当選されその市政が始まったのは1995年(平成7年)3月である。福嶋市長は、団塊の世代の定年退職者問題に対して市長当選当初から念頭にあり1997(平成9)年には我孫子市内にある中央学院大学と連携して『我孫子市におけるシニア男性の地域社会での今後の活動意向調査』を行ない、調査結果にもとづき「パートタイム市民から全日制市民へ」の方向を打ち出し、1999(平成11)年6月議会において市長自ら「市民活動支援指針の策定」を表明した。その具体的行政活動として『我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針――市民・企業・行政との「協働」のまちづくりをめざして――』(2000年4月)を作成、「協働」によるまちづくりを目標に、市民活動支援課を設置し、2001(平成13)年には我孫子市市民活動センターをオープンして積極的に市民活動の育成に取り組み、現在に至っているのである。

福嶋氏は、地方自治の原点を追求する情熱がきわめて強烈であり、ヨーロッパにおける市民自治の常識が新しい問題提起となっている日本で徹底した市民自治の確立を提起している。 大都市地域のベットタウンにおける市民自治の追求は、全国の都市が遅かれ早かれ直面するであろう問題を先取りしたもので、まさに「我孫子モデル」として参考となるであろう。

我孫子市では、団塊世代の定年問題から発して「市民自治」つまり「市民との協働」「市民への分権」をかかげて地域の活性化、地域の創造を実現しようとしている。我孫子市の実践は、一つの事例ではあるが、その内容は、地域の市民社会を根づかせる戦後民主主義の新しい局面を拓く波頭の一つであると考えられる。

我孫子市における福嶋市長の「市民自治」の追求は、地方自治の基礎理論からみると、地方自治は住民の固有の権利であるとする固有権説。の実践とみなしうる。この理論は『ヨーロッパ地方自治憲章』でも定義づけられているが4)、地方自治を国家から分与されたものとみなす制度的保障説に対し、補完性の原理にもとづき住民・市民主権を主張するものであるが、福嶋氏の12年間の施策は、地方自治は住民・市民主権に根ざす住民・市民の固有の権利であることを貫いていると考えることができる。

さて、福嶋市長は3期目(2003年から)の最初の市政方針で8つの提案を行っている。要約すると、第1は市長の再任回数の制限、第2は、市議会の一層の充実、第3は、重要な政策の決定に市民投票の制度を設ける、第4は、一層の情報公開、第5は、市税収入に対する人件費の割合の制限、第6は、コミュニティビジネスによる地域の活性化、シニア世代がまちづくりに活躍しやすい環境づくり、第7は、「(仮称)子ども総合計画」の推進、子育てしやすい、若い世代に魅力のあるまちをつくる、第8、成田線沿線の交通利便性の向上である。

2006 (平成 18) 年の施政方針では、「自治基本条例」の制定を目指し、その重要な柱に「新しい公共」と「市民の意思のもとづいた自治体運営を地域に根付かせること」と据えたが、

同年12月22日「自治基本条例」は議会において成立しなかった。

そこで今回の福嶋市長とのインタビューでは、この最後の市政方針が12年間でどれだけ実現されたかという観点から第1回目は2006(平成18)年8月10日午前10時から12時までの約2時間にわたり我孫子市役所の市長室で行った。第2回目は、市長を退任したのちの2007(平成19)年3月15日午後2時から4時まで約2時間にわたって、日本財団会議室において行なった。1回目では詳しく聞けなかったことを2回目ではより詳細にヒアリングした。ここに提供するインタビュー報告は2回にわたるインタビューを大本の責任において整理したものである。

4. 市民自治をめざした福嶋市政の特徴

(1) 補完性の原理の徹底化

この補完性の原理は、もともとはヨーロッパ地方自治憲章(1986年)が地方自治の範囲において「公的な責務は、一般に市民に最も身近な当局が優先的に遂行するものとする」(第4条第2項)5)と規定したのがはじまりでヨーロッパ評議会編の『補完性の原理の定義と限界』(1994年)6)では、この原理を「国家自身の手で行うよりも、もっと適切なレベルでそれが行われるよう援助することを国家に促すことで、自発性を尊重する方向に国家の介入形態を変える一種の誘導の原理」であるとしている。したがってまず市民とその活動を主体として、それを補完するのが自治体の役割であるとすることから補完性の原理は成立する。日本の一般的理解では、基礎自治体を補完するのが都道府県、都道府県を補完するのが中央政府とされているが、福嶋氏は、まず市民があり、その活動を補完するのが市町村であるとする。市民を原点・出発点とする真の補完性の原理なのである。

(2) 市民自治の担い手の形成

いわゆる「新たな公共性」は、「市民との協働」と「市民への分権」によって実現する。

市民とは、他者を配慮でき、自己決定ができ決定に対する責任のとれる自立した人格の個人をさす。市民は、ボランタリー・アソシエイション(NPOをはじめ市民活動団体など)の活動を通して自治能力を高め・成長してゆく。ちなみに自治能力とは、異なる立場、異なる利害関係をもつ市民同士がきちんと対話して、議論のなかでお互いに納得できる合意を自らつくりだしていく力であると福嶋氏は定義している。こうした市民が輩出するならば、自分たちの地域・まちを主体的につくってゆくことができる。そこで、我孫子市は、現在、行政との協働でも一歩進んだ市民への分権化、すなわちボランタリー・アソシエーションへ行政活動の権限をおろし、行政と対等の関係で事業を分担して活動をしてゆく段階にきている。

(3) 首長と議会との関係

わが国の地方自治制度はともに直接住民から選出される首長と議会の二重構造となっている。しかしアメリカの大統領制に類似して,首長の決定権限が議会の議決より優先する仕組

みであったので、これまで議会の役割が軽視されてきた。しかし自治体の権限がますにつれて、議会の果たす役割の見直しがなされつつある。たとえば、佐々木信夫氏は「自治体『政策官庁』へ脱皮を」(2007年7月5日付け『日本経済新聞』)と題する論説において「自治体は国の事業の下請け遂行機関という役割を脱皮し、政策・経営力を高めることが重要だ、同時に議会の機能も高め、執行機関と議会が車の両輪として競合的に新たな地方自治の姿を模索する必要がある」として自治体の政策立案能力を向上するため議会強化にむけて法制局設置を提案している。もっとも福嶋市政にあっては早くから議会の強化に力がそそがれ、政策法務室を設置して市民の条例案づくりに、また議員立法作成に支援を行っている。

(4) 市民自治にもとづく地域活性化

我孫子市では、自治の担い手である約300近いNPO・市民活動団体・コミュニティビジネスが人口13万の地域で活躍し地域貢献している。

コミュニティービジネスについての活動をみると、平成17年度のコミュニティービジネス起業講座の5回連続講座の受講者は10月~12月の参加者は31人、コミュニティービジネス講演会には参加者60人、市内商業者・コミュニティービジネス・NPO交流サロンには91人の参加、平成18年度には11月~12月のコミュニティービジネス起業講座に参加者22人、コミュニティビジネスフォーラムへの参加者は60人、市内商業・コミュニティービジネス・NPO交流サロンには60人の参加をしている。そしてその後起業講座卒業生が集まり"ACOBA"=コミュニティビジネス協議会を設立し、コミュニティビジネス支援・後進の指導・相談活動などを繰り広げている。

ここでの基本も市民自治を形成することで、その基盤にたって地域の活性化・地域創造につなげている。市民の自治なくして地域の活性化はあり得ないこととなる。したがって自治と地域活性化は平面的関係ではなく重層構造となる。

5. 我孫子市行政サービスの特徴

福嶋市長は、公共サービスを行政がすべて受けもつという時代は終わった。権力を伴わなければできない仕事、必要最小限の「許認可」を別とすれば、これからの行政の役割は、市民とともにつくったまちづくりの目標に向かってあらゆる市民や企業の活動をコーディネイトしていく仕事、これらが中心となるとしている。そこで、以下、福嶋市長のこうした自治理念にもとづき、いかなる施策が具体的に展開されてきたか、一瞥しておこう。

(1) 市民の育成と市民への分権

1) 市民のボランタリー・アソシエション活動への支援

市民のNPO,市民活動,市民事業などの支援は市民活動支援課の市民活動支援担当が担っている。市民活動支援課の市民活動支援担当は「小さな政府で豊かな公共」をめざし、市と

の協働の担い手としてボランタリー・アソシエーションを自立した組織に育成するための支援を目的として専任職員 5 名(主幹 1 名,主任 4 名)嘱託職員 2 名(公募)で担われている。予算としては年間 2,635 万円が計上されているが,これは市総予算 300 億円の 0.8 %にあたる 7 。

支援活動には、「市民活動レベルアップセミナー」、「シニア世代歓迎の集い」、「地域活動インターシップ・プログラム」、「小中学生へのボランティア体験情報の提供」、「市民活動フェアin あびこ」、「空き家・空き店舗情報の提供」、「公募補助金制度」、「市民事業・コミュニティビジネス支援事業」、「広報あびこ掲載」、「市民活動公益保険」、「NPO活動に対する支援」なだがある。

このうち「公募補助金制度」、「市民事業・コミュニティビジネス支援事業」の中身を取り上げると、以下のとおりである。

市民活動に対する運営費・活動費などへの「補助金交付」制度。市民活動を立ち上げたり、活動を活発化するための費用として公募した委員からなる第三者機関の審判による公開ヒアリングにもとづき決定。ただし3年間を限度とする。

「市民公益活動保険」制度。市が保険料負担(年間 200 万円)をして公益的活動(地域社会活動,ボランティア活動,まちづくり活動,その他公益的と認められる活動)を行っている際に起こった事故によりメンバーが傷害などにあった場合に補償する。これがあることによって、安心して活動が可能となる。

「NPO 活動に対する支援」制度。NPO が収益事業をやった場合、法人市民税均等割(5万円)を免除する制度。

目的は、組織を立ち上げた際の運営活動費の期限付きの補助をおこない融資を得やすくするにある。

「市民事業・コミュニティビジネス支援事業」は、コミュニテビジネス推進協議会の運営、コミュニティビジネス・フォーラム(15万円)、コミュニティビジネス起業講座(90万円)、コミュニティビジネス・サロン(15万円)、「起業のための研修等受講料助成制度」(80万円)などからなる。

以上の支援は、NPO・市民活動団体の活動、コミュニティー・ビジネスへの条件づくり、基盤づくりをなしている。例えば、会議・会合・打ち合わせのどの活動の場所の提供、空き店舗情報の提供、専門家、技術者、講師などの紹介、コミュニティー・ビジネス講座、定年退職者へのインターンシップの用意などがそうであり、経済的支援としてのNPO活動の自立までの運営・活動資金への補助(一般公開する)、NPOなどの組織への税金の減免、活動団体への損害保険制度など、他の市町村にみられない包括性をもっている。

(2) 市民参加・参画の徹底と行政と市民の協働

市民の行政への参加・参画のしくみとしては、計画案づくり段階らの市民参加、計画の実

行段階での市民参加があり、また行政職員に関して異質で多様な人材の確保のために民間経験者の採用、女性の採用がなされている。

さらに行政各部署における審査委員会・検討委員会には、必ず公募による一般市民を入れた委員構成をおこなっている。多くの自治体でも委員会に公募委員を入れるようになったが、 それは総合基本計画など自治体の基幹計画が中心である。各部署にまでおりて行うのは多くはないが、市民を育てていく機会となり、また行政を監視する機会ともなる。

つぎにNPOと行政との協働に関して7つの原則を定めている。すなわち①NPOとの共通目標を明確にする、②NPOの特性を理解すること、③市民参加やNPOへの委託を協働のモデルだと思わないこと、④「金」を出したら「口」も出す、⑤協働の評価は第3者から受けること、⑥職員一人ひとりが市役所の代表であるという自覚を持とう、⑦市民感覚のある市役所になろう、である。こうした原則のもとで我孫子市は、NPOと行政の協働には3類型があることを提示している。まず協働の前提には、NPOと行政が協働するための「共通の目標を明確にする」ことを確認して、第1は、「自主事業・連携型」で行政がNPOに事業を委託するという形態、第2は、「市事業への参画型」で、市の事業の一定部分をNPOや市民が担うものでコミュニティーセンターの運営を委託する(市内8地区の近隣センター=コミュニティーセンターの運営を自治会や文化サークル、ボランティア団体などでつくる「まちづくり協議会」に任せる)、第3は、「共同事業型」で、一つの事業を行政とNPOが共同事業契約を結んで責任と労力とお金を分担しあい行うというもである。この3類型において第1型が協働の基本となる。

このように行政面,事業面でも直接民主主義・参加民主主義がシステムとして整備されつ つある。

(3)「新しい公共」として提案型公共サービス民営化制度

少子高齢社会や環境問題などを取り組むうえで、公共の果たす役割はますます拡大している。しかし公共分野を行政が独占したり、支配する時代は終わったという認識のもとに、民間の主体と行政が対等の立場で協働して、民と官でともに担う「新しい公共」を創りだすという考えのもとに、「小さな政府」に「大きな公共」をめざしている。

行政の役割は、①公権力を伴う仕事(必要最小限の「許認可」など)、②あらゆる市民や企業の活動をコーディーネートし下支えしてゆく仕事の二つとして、我孫子市が実施しているすべての事業を対象に企業、NPO、コミュニティービジネス、市民活動団体などから委託・民営化の提案を募集する提案型公共サービス民営化制度⁸⁾ を実施し、2006 年 9 月 28 日現在では提案件数 72 件が出されている(資料 5 を参照)。

我孫子市で実施されているこの「提案型公共サービス民営化制度」は行政業務の民間委託 方式の分類でいうと官と民が協働して公共サービスの提供や地域振興をはかる PPP (Public Private Partnerships = 官民パートナーシップ)に属するものである。PPP はイギリスの首相ブレアが推奨したものといわれているが、近年、日本においても民間資金を利用する PFI (Private Finance Initiative = 民間資金等活用事業)と並んで注目され、各地で実践されつつある。しかし我孫子市ほど明確な市民自治の理念をもって進められているところはないようである。

コミュニティーのなかに公共サービスをになう仕組みをつくり,多様な民間の主体を育て,公共を担う民間の主体を豊かにすることによって,公共サービスをより充実させ,スリムで効率的な行政を行うとするもので,提案型公共サービス民営化は全国でも初めての試みである。

アウトソーシングによって職員の職はどうなるのかに関して、余剰になった人員はどうするかといった発想ではなく、自治体経営の観点から人員の削減を行い、あわせて必要な市民サービスを供給できる体制をどうつくるか、そのためにアウトソーシングが必要だという立場にたっている。

(4) 職員の行政能力の向上

1) 職員の調査による施策立案

我孫子の行政の各部署においては、施策の立案にあたり当該部署内の職員による実態調査、アンケート調査によって問題なりニードなりを調べたうえで施策の計画を立案している。一見このようなことはあたり前のように思えるが、最近、日本の自治体ではアウトソーシングと称して調査をはじめ計画立案なども外部に委託されることが多くなっている。とくに調査は、調査会社あるいはコンサルタントに委託する場合が多い。職員による実態調査、意識調査をふまえて問題を直接把握し計画を立案することは市民のニーズに近い計画をつくることを可能とし、職員自身も政策マンとして成長してゆく契機となる。

2) 市長の職員との徹底的な討論による施策の計画

福嶋前市長は、インタビューのなかでも述べておられるが、つねに市民との対話、および職員との話し合いを行っている。職員側からの感想では、一応自分たちが考えた施策をほぼ承認してもらえるが、ワンランク・アップの施策を考えるよう要求されるとある。そこで職員は、マニュアル以上の発想を用意するようになっていかざるを得ず結果として職員の行政能力が鍛えられることになる。

(5) ノーマライゼーションの福祉をめざして

1980年代北欧諸国では、高齢社会に直面し施設福祉から在宅福祉へと転換した際、ノーマライゼーション理念を実現することを福祉の課題とした。すなわち誰もが、施設のような管理された生活ではなく普通の生活をすることをめざした福祉政策を実現していった。多くの

国がノーマライゼーションを時間をかけて実現していった現在では、この概念自体は差別用語であるということとなり、使用しないようになった。そこで現在では、社会的排除という概念が用いられるようになっている。しかし、わが国にあっては、建前では一応在宅福祉がめざされているが、現実にはいまだ施設が中心の福祉であるなか、ノーマライゼーションをめざしてして政策を進めてゆくことの意味は重要であると考える。

我孫子市の保健・福祉政策の方向は、ノーマライゼーションを実現することがめざされている。そのもとで保健・福祉関係の計画立案は市民の策定委員会によって作成されている。たとえば、保健・福祉総合計画、生涯学習推進計画、子ども総合計画など詳細は、前掲『市民自治の可能性』のなかに具体的に市民の参画による策定、また市民による原案作成が述べられている。

これらのうちでも福祉領域ではとくに子どもおよび障害をもつ人に対する施策に力点がおかれている。

インタビューでは我孫子市の保健・福祉政策について立ち入った検討をする時間がなかったので行政担当者からヒアリングをおこなった。以下,そのヒアリングをもとにこの方面についてもみておくことにする。

1) 子どものノーマライゼーションをめざして

「子育てしやすい若い世代に魅力あるまちづくり」という提案は「子どもの総合計画」に 集約されている。21世紀を担う子どもが心豊かにたくましく成長できる施策を総合的・体系 的に推進し、子どもの自立と子育てを市全体で応援するまちづくりをするという。つまり子 供のノーマライゼーションの実現をめざして実践している。

「子どもの総合計画」策定のプロセスは、1)公募の市民や高校生、大学生、子どもに関係する団体などの代表者と市の関連17課でつくる策定委員会を立ち上げ、子どもの置かれている現状の改善を「子育て」、「子育ち」、「自立への地域の支援」の視点で検討してゆく。2)アンケートによる意識調査にもとづき我孫子市内5地区のそれぞれの条件にあった課題と施策の計画を策定するというものである。

幼児から中学生までの個別施策は、以下の通り。

- ①「保育園の充実」をめざし、現在では待機者ゼロまで努力がなされている。
- ②「子どもの遊び場・親子の交流の場づくり」として、意識調査をもとに何が必要かを見つけ出し、子どもの居場所の必要から地域の人の協力をえて教室を利用した放課後の子どもの居場所づくりをおこなうとともに、親子の遊び場として乳幼児と親、母親の経験を話し合う場をもうけ友達がいない母親をなくそうとしている。公園も子どもが遊びやすいように工夫している。
 - ③中学生の居場所づくり
 - ④自然のなかでの遊びの機会を増やすために手賀沼を親水性の沿岸につくり直す(コンク

リートをはずし自然に戻す)

2) 障害をもつ人のノーマライゼーション

社会的にもっとも弱い人に対する施策が行政の最も大事な役割であるとする福嶋市政は, 障害をもつ人への対策に力点が置かれている。

①まず、「福祉マップ」である。バリアフリーのまちづくりの実践を通して「バリアフリーおでかけマップ」という冊子がつくられている。我孫子市内6地区それぞれにあるバリアフリーの商店・事業所をはじめ公共・公益施設、福祉サービス、トイレのある公園、道路、交通アクセスなど生活に関わる事項が地図上に写真入りで丁寧に紹介されているだけでなく障害に関する解説など付もされている。これにより障害をもつ人をはじめ高齢者にとっても市内の行動の自由が拡大となり便利であるだけではなく、一般市民の情報誌としての機能ももつように工夫されている。

②障害をもつ人への施設・サービスにおいて待機者ゼロを実現している。

(6) 持続可能なまちづくり――自然の再生・保全と共生

我孫子市が政策として持続的に追求しているのは、手賀沼の浄化およびその周辺を美しくすることである。将来は、手賀沼で子どもたちが泳げるまでにする予定である。産業としても、水辺の水稲農業を促進するために農地を宅地化させない方向での認定農業者制度の利用や農地貸付法を利用しての市民農園の拡大などが計られている。全体的には「谷津地域において昭和30年代の農村環境の復活をめざす谷津ミュージアム事業」、「人と鳥の共存するまちづくり」をめざして自然の再生・保全と人との共生が統合される形で進められている。

6. 市民自治育成の成果と残された課題

それでは最後に福嶋市政12年の成果として何がいえるであろうか。

(1) 市民債への市民の積極的協力

福嶋市政の10年目にあたる2004年,環境保全の一環として古利根沼を乱開発から守るための用地取得費の一部に充てる「住民参加型ミニ市場公募債」、つまり「オオバン我孫子市民債」が発行された。市民債は国債金利の0.8%に比べても低い0.58%の金利で,発行総額2億円を予定していたが、応募総額は10億3,150万円と予想以上の資金が集まった。このことは、福嶋市政への信頼の現れとして評価されうる。

(2) 出始めているパットナム効果

アメリカの政治学者パットナムは近著『ボーリング・アローン』 のなかで、NPO やボランタリー市民組織などのアソシエーション活動の盛んな地域では、そうでない地域と比較して子どもの学力も高く、犯罪も少なく、人びとの健康度が高く、地域住民の生活満足度が高いことを綿密な調査により実証している。日本でも、坂本治也氏が日本の地方政府の統治パ

フォーマンスとソーシャル・キャピタルの関係を計量的手法によって解明している100。

我孫子市ではまだ実証的調査が行われていないが、福嶋市長は、我孫子市では児童虐待について関係者が関心を高めた結果、従来なら発見されなかったケースが挙げられるようになり虐待件数は逆に増大すると語っている。パットナムの実証した効果とは一見、逆のようではあるが、好ましい効果である。パットナム効果が出始めているとも見られよう。

(3) 市民の徳と知性の向上をめざすよき政治の効果

市民自治を実現するため、行政依存的でない、自立した、他者を配慮できる市民が多く育っための条件づくり、基盤づくりに我孫子市長をはじめ行政が努力している。J・S・ミルは古典『代議制統治論』のなかで「統治の卓越の最も重要な点は、国民の徳と知性を向上させることである」¹¹⁾ としている。高齢者の家を修復する NPO の DIY ヘルプを立ち上げている森谷良三さん、NPO 法人あびこ・シニア・ライフ・ネットの佐々木敏夫さん、コミュニティービジネスの起業支援や育成に取り組んでいる関本征四郎さん、奥野不二子さん、有機農業の普及・指導の玉根康徳さんなど、献身的に後進への支援、相談、指導などにたずさわっている姿を拝見しまさに徳と知性のある市民が層をなして現れていることを実感した。

それでは残されて課題は何であろうか。

2007年1月選挙により市長が変わった。新市長・星野順一郎氏の2007年おける市政方針をみると、第1は、地域経済の活性化による持続可能な財政基盤づくり、第2は、我孫子の資源を生かしたまちづくり、第3は、安心で安全なまちづくり、第4は、行政改革が掲げられており、リーディングプランにおいてもほぼ前市長の施策が継承されている。とはいえ、それが静かな継承であるだけに、行政と市民との関係がもたれ合い、ひいては癒着にならないよう、矜持ある市民自治を徹底化する方向が望まれる。

むすびに――福嶋市政の先進性

『季刊 自治と分権』は「未来の地方自治」と題する首長インタビューのコーナーにおいて 22 に及ぶ (2007 年現在) 先進的自治体の取り組みを紹介しているが 120, それらを閲読しても我孫子市ほど徹底した自治の追求と自治の担い手の育成に努力している自治体はないといえる。

もっとも我孫子市と類似の大都市のベットタウン的である国立市, 狛江市, 尼崎市ではそれに類似の試みが行われている。そこで, 以下, これらの都市について若干みておこう。

市民運動から選出された国立市の上原公子市長は、分権の基本は市民が豊かさを実感できるまちづくりであるとして「自治の復権」を掲げて以下の施策を試みた。すなわち①市民と行政がお互いに議論し合える環境づくり、②NPOなど地域事業・市民事業を大事にする、③市民が主人公として発揮できるよう「市民参加条例」をつくるとした。そして職員・市民

も一緒になってパートナーシップを学び合いたい ¹³⁾, として市長自ら「移動市長室」を設け, 職員も出前説明会をやり, 待ちの姿勢から町に出るように変わった。国立市は, 歴史的に文人の多い, 市民運動も盛んであった点でも, 市長自身も市民育成派である点でも, 我孫子市に似た市政であるが市民自治の担い手の育成のための政策は徹底化されていない。

つぎに狛江市では2期目の矢野ゆたか市長が地方自治の土台は住民自治・住民参加であるとして「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を2003年4月に施行し、重要な施策に関しては市民参加、市民協働を義務づけ、予算編成作業でも市民との合意形成のために正確な情報を提供し議論することが基本と考えている140。これら「市民の参加」と「市民の協働」を義務づけることは、かなり先進的であるが、我孫子ではすでに早い段階から実践されている。問題は市民および行政職員の両者をどのように自律的・自立的市民に育て・高めるかにある。その方法が具体的でないと対等の参加と協働が実現しにくい。

さらに尼崎市であるが、白井文市長は自治体職員の政策能力および高い意識の市民が必要であることを自覚しているが ¹⁵⁾、具体的にそれをどのように形成していくか、その方法についてインタビューの限りでは明確ではない。

そこで、こうみてくるとこれら先進的自治体においてさえ、理念においても現実的政策に おいても徹底性においてなお福嶋市政を凌駕する域に達していないといわざるをえない。

自治は結局住民・市民をどれだけ自立にむけて育て高めたか、たゆまず市民を高めることに努力しているかが自治の決め手となる。そういう点で、我孫子市の市民自治の追求は、他の自治体に比べ徹底しており、我孫子市は日本の一般的な自治体はもとより、先進的自治体に比べても市民自治の形成において優れていると評価できる。

なお末尾になりますが、市民生活支援課の杉山敦彦氏には、インタビューにあたっての福 嶋浩彦前市長への連絡、聞き取り調査にあたって各部署への紹介、資料収集などに大変な労 をおとり頂きましたこと、この場を借りてお礼申し上げる次第です。

注 _____

- 1) 地方分権改革推進委員会『地方分権化改革推進にあたっての基本的な考え方』平成 19 年 5 月 30 日。
- 2) 福嶋浩彦『市民自治の可能性— NPO と行政・我孫子市の試み』ぎょうせい,2005年
- 3) 杉原泰雄『地方自治の憲法論』勁草書房,2002年,148ページ。固有権説は、地方公共団体は固有の自治権をもち、それゆえに国家(中央政府)権力には限界があるとする。この固有権説によれば、地方公共団体の権限・組織・運営については、法律でも規定できない事項が存在することになる、としている。
- 4) 杉原泰雄・他編『資料現代地方自治――「充実した地方自治」を求めて』勁草書房,2003年,184ページ。

- 5) 同上, 68ページ。
- 6) 同上, 182ページ。
- 7) 我孫子市環境生活部・市民活動支援課『我孫子市市民公益活動・市民事業支援の取り組み』(平成19年度) による。
- 8) 各地の実例については日本政策投資銀行地域企画チーム編『PPP ではじめる"地域再生"』(ぎょうせい、2004年)を参照。

なお、我孫子市の民営化制度は、内外で注目され我孫子市民営化制度をモデルケースにして 2006 年 11 月 29 日に東洋大学白山キャンパスで「日米 PPP フォーラム」が開催されている。これについての紹介は石井陽一『民営化で誰が得をするのか――国際比較で考える』(平凡社新書、2007 年)を参照。当日のシンポジュームの詳細については 06 年 12 月 22 日付け『読売新聞』が 取り扱っている。

- 9) ロバート・D・パットナム『孤独なボーリング』2000年, 柴内康文訳, 柏書房, 2006年。
- 10) 坂本治也「ソーシャル・キャピタルは民主主義を機能させるのか?―日本の地方政府と市民社会の計量分析」琉球大学法文学部『政策科学・国際関係論集』第9号,2007年3月。
- 11) J. S. ミル『代議制統治論』1840年、水田洋訳、岩波文庫によると、「すぐれた統治の第一の要素は、その共同社会を構成している人間の徳と知性なのだから、ある統治形態が所有しうる卓越のもっとも重要な点は、国民自身の徳と知性を向上させることである」(49ページ)。
- 12) 「未来への地方自治」 1 ~ 22, 『自治と分権』大月書店,2002 年 1 月第 1 号 ~ 2007 年 4 月第 22 号。
- 13) 同上, 第10号, 2003年1月, 6~7ページ。
- 14) 同上, 第12号, 2003年7月, 18ページ。
- 15) 同上, 第15号, 2004年4月, 14ページ。

――我孫子市前市長・福嶋浩彦氏へのインタビュー――

目 次

- I. 我孫子市長誕生記
 - 1. 市民自治をかかげて市長になるまで
 - 2. 市民との対話を通しての直接民主主義
- Ⅱ. 市民自治のルールづくり
 - 1. 市長と市議会との関係
 - 2. 市議会と市民との関係一公聴会, 異議申し立て
 - 3. 市民投票制度とその役割
 - 4. 情報公開の仕組み
 - 5. 地域の自治会と行政との関係
- Ⅲ. 地域経済・地域社会の活性化策
 - 1. 団塊世代の高齢化と人件費圧縮
 - 2. コミュニティー・ビジネスによる地域活性化
 - 3. 自然環境を生かした子どものノーマライゼーション
- Ⅳ. 自治を担う市民のさらなる成熟にむけて
 - 1. 真の補完性の原理をめざして
 - 2. 提案制公共サービス民営化制度の底にあるもの
 - 3. 行政改革=市役所の内部改革
 - 4. 市民育成としての政治
 - 5. 市民意識の変革をめざした12年間の政治

資 料

- 1. 2003 (平成 15) 年度施政方針
- 2. 2005 (平成 17) 年度施政方針
- 3. 2006 (平成 18) 年度施政方針
- 4. 我孫子市自治基本条例(案)(2006年末)
- 5. 提案型公共サービス民営化制度提案募集結果

福島さんの略歴

1956年(昭和31)年生まれ。鳥取県米子市出身。1983年我孫子市市議会議員に当選。市議3期目

の途中で1995年1月に我孫子市市長選挙に出馬。市民派市長として3期を終えた。"市長は3期の信念"に従い退任。市民自治の構築を目標に,市民,NPOとの協働のまちづくりを推進した。市長時代,全国青年市長会会長,福祉自治体ユニット代表幹事,市町村サミット幹事などを歴任。

I. 我孫子市長誕生記

1. 市民自治をかかげて市長になるまで

大本 それでは最初、御略歴にそってお話を伺いたいと思います。略歴を拝見しますと、 福嶋さんは筑波大学のご出身ですね。筑波大学に入ったことが我孫子との縁につながったの でしょうか。

福嶋 そうです。筑波大学です。筑波大学の時代に我孫子の生活協同組合でアルバイトを始めたのがきっかけなのです。生協は手賀沼の浄化運動に一生懸命取り組んでいたわけです。だから生協のアルバイトの仕事として手賀沼の浄化運動に関わっていく。それが我孫子の市民活動・市民運動とのつながりのはじまりなのです。

大本 大学何年生のときですか。

福嶋 大学6年生のときです。

大本 留年されたのですか。

福嶋 留年ですし、特に6年目というのは無期停学を1年間受けているのです。筑波大学というのは学生管理がめちゃくちゃ厳しい大学だったのです。ほかの大学では考えられないと思うのですが、大学祭でも企画名を一つずつ大学に提出して、企画内容の全部を一つひとつ大学がチェックして許可とか不許可とかやっていたのです。

そこで私が大学祭の実行委員長代理になったとき、そもそも大学が一つひとつ見て、これは許可だとか不許可だとかいうのは変でしょう。だから企画内容はもう出しません。一括許可してくださいという話をしたら、企画内容を出さなければだめということで、一括不許可になったのです。それでも一括不許可のまま大学祭をやっちゃったのですが、それによって16人という数の大量処分が出たのです。無期停学が7人、私はそのなかの一人で無期停学処分になったのです。それが4年を過ぎた5年目なのです。

私は、見かけによらないと言われることもありますが、高校時代から野球をやっていたのです。鳥取県の米子東高校です。それで大学時代も野球部だったのです。今はもう学生野球しかなくなりましたけれど、準硬式野球という硬式と軟式野球との中間みたいな種目があるのです。筑波は硬式野球部にはけっこう甲子園の選手なんかが揃っていて、これは体育学部(専門学群)に入っている。準硬式は体育学部以外の学生で体育会に属していました。その準硬式の野球部で4年までやっていたのです。あまり勉強をちゃんとやっていなかったものですから、留年した5年目で大学祭の実行委員長代理になったところ無期停学処分ですから、6

年目は停学のままです。停学になっては親からの仕送りというわけにはいきませんので、我 孫子でアルバイトをしたのです。

大本 それは年時でいうといつ頃ですか。

福嶋 私が処分になったのは1979(昭和54)年の大学祭でした。

大本 筑波大学はもともと自治会を認めていませんでしたね。

福嶋 認めていません。

大本 わたくしは東京教育大学の出身ですが、歴史的には筑波大学の前身ですが東京教育 大学のときは学生運動が激しかったのでそれで移転するときもものすごい反対運動が起こっ て、文学部の一部の教員は行かないという形にまでなりました。

福嶋 家永三郎さんなどがそうですね。

大本 茗荷谷は手狭だったということもありますが、理学部系は積極的移転派でした。文学部系の先生方のうちには退職される方もおられました。学生の自治活動が盛んだったという経緯があって、筑波に移転したときに自治会に対して厳しかったというわけですね。

福嶋 筑波大学は特別法でつくったのですよ。筑波研究学園都市建設法というのでやったのです。

大本 1972 年 5 月 19 日に公布されたものです。

福嶋 そうです。そういう中で学生管理を徹底してやったものですから、他の大学の学生 運動が完全に下火になったときに、かえって学生運動が巻き起こって、一周遅れのトップランナーと言われたのです。学生管理を異常にやったために逆に筑波で紛争が起こったのです。 1968、69年に全国で学生運動が盛り上がった10年後なのです。1979年ですから、もうその頃は学生運動は下火ですよね。

大本 70 年安保の一周遅れですね。ご著書『市民自治の可能性』(ぎょうせい,2005年) の略歴に「卒業」の文字がなかったのでおやっと思ったもので、伺わせていただいたのですが、そういうことですか。

福嶋 最後には無期停学で除籍になったのです。

大本 退学ではなく除籍ということは卒業はさせてくれなかったのですね。

福嶋 ええ、無期停学のまま。筑波の在籍の上限が6年なのです。普通の大学は8年で終わりますが、6年が最長で、無期停学のまま6年が来たので除籍なのです。

大本 学部はどちらですか。

福嶋 社会学類というのです。

大本 社会科学系ですね。

福嶋 社会学系というのが先生の組織で、学生の組織は社会学類というのです。要するに社会科学系が全部集まっている。移転に賛成した学部は学生定員も多いし、充実しているのですが、社会科学系は反対したのが多いでしょう。体育専門学群は200人ぐらい学生がいる

のに、法学、政治学、社会学、経済学、全部合わせて社会学類は80人しか学生がいないのです。

大本 すごい大学ですね。

福嶋 すごい大学ですよ。社会科学系が4つあっても各20人ぐらいしかいないわけですから。

大本 均等に分けても 20 人ぐらい。少数精鋭みたいですね。ところで、なんで米子から筑波にわざわざ来られたのですか。

福嶋 高校時代から野球をやっていたものですから。当時筑波大は今の共通一次の実験, 一次試験はマークシートのモデルで,二次試験の受験科目がすごく少なかったのです。普通, 国立といえば,私たちの頃は社会2科目,理科2科目でしたが,理科,社会1科目ずつだっ たのです。野球をやっていて,なるべく効率的に受験勉強できるところということで筑波大 を選んだのです。

大本 おもしろいですね。結局、それが逆縁というか、むしろ良縁だったわけですね。

福嶋 結果的にはそうですね。普通の大学に行ったら、今の仕事はしていないかもしれません。

大本 生協というのは生活クラブ生協のほうですか。

福嶋 我孫子生活センターという,我孫子だけをエリアにした小さな生協です。正確にいうと,私がアルバイトしていた頃はまだ設立準備委員会の段階で,生協の設立手続きを準備していた頃なのです。学生で運動をやっていましたから,ビラをつくったり看板をつくったりという技術を生かして生協のニュースなどをつくっていました。

大本 ビラなどを作られるなか、アルバイトから正職員になられたのですか。

福嶋実はその後、大学と裁判をやったのです。

大本 処分問題ですか。

福嶋 ええ。裁判に持ち込むときには学生運動が下火で、裁判で争うしかないというあまりいい状態ではなかったのですけれど、裁判をやったのです。東京の事務所が中心でしたけれど、弁護団を組んでやったのです。後に新社会党の委員長になった矢田部理(おさむ)さんという弁護士さんは、当時、社会党の参議院議員で、同時に茨城県の社会党の委員長だったのですが、そういう人にも弁護団に名前を連ねてもらったのです。そういう縁で当時の社会党の機関誌の『社会新報』の記者に引っ張られたのです。

大本 あの編集部は確か国会の近くにありますよね。

福嶋 ええ。永田町に編集部がありましたが、私は茨城総局の記者なのです。茨城県で記者が一人しかいないので県全域がエリアでした。社会党はどっちかというと労働組合の政党ですが、私は労働組合と何の関係もありませんから、各地の市民運動をずっと追いかけたのです。

大本 面白いですね。いま福嶋さんが市長になられるコースを暗黙のうちに歩んでいたのですね。

福嶋 偶然の重なり合いですけれどね。

大本 茨城県全域をいろいろ取材なさったりしますと、当然、人と人とのつながりもできますね。そういうことでいろいろ見て、体験して、触れられていったのですか。

そしてたまたま取材のついでに、その後も交流はありましたから昔アルバイトをした我孫子に遊びに行ったのです。その遊びに行った日に何をやっていたかと言うと、消費者運動のなかからも誰か議員を出そうという相談をしていたのです。今は我孫子の市議会には30人中11人、女性議員がいるのですが、当時は消費者運動はやるけれど、いざ政治となるとちょっと私にはできないという女性が圧倒的でした。

まだ旦那も現役です。都心のけっこう有名な会社の偉い人の奥さんが多かったのです。地域で自分の奥さんが自由に何をやってもいいけれど、おれの立場があるから政治だけはやめてくれという時代だったのです。だから誰もいざとなるとやる人がいない。そこに私がたまたま遊びに来ていたものですから"おまえ、独身だよな。落ちたら生協で雇ってやるからやれ"という話になったのです。私もいい加減といえばいい加減なのですが、ちゃんとした議員がいると違うなという思いがあったものですから、その場で、"ではやります"と言ったわけです(笑)。

大本 それで我孫子の市会議員に立候補したのですね。

福嶋 それで『社会新報』の記者を辞めて我孫子にきて、選挙までもう何ヵ月もなかったのですが、そこで初めて生協の正式な職員になったのです。

大本 議員になるには、それなりの基盤を持っていなければダメですからね。住所も職業 も一応揃っていなければならない。

福嶋 ええ。市長は我孫子市在住でなくても被選挙権があるのですが、議員は我孫子市在住でなければいけない。だから慌てて住民票を移してということだったのです。

大本 それでも初当選なさったのですね。

福嶋 ええ。アルバイトをやっていたとはいえ、何ヵ月か前に来たのですから。下のほうでしたけれど当選しました。

大本 その後,市会議員を3期(1985年~1995年)されて市議3期目の途中の1995年(平成7)1月に市長選挙に推薦されることになったのですね。市長の選挙戦は,初回は対立候補が出たのですか。

福嶋 最初は現職と一騎打ちのはずだったのです。現職が、出馬表明をひるがえして引退声明をしたのです。かといって私の独占で無競争になるはずはなくて結局 4 人でやりました。1 人は共産党でしたが、あとは自民党系と当時の新進党系と私。私はどの政党からも推薦をもらいませんでしたが、自民党系、新進党系を除外すると、あとは当時の民主党系。流れとしては、どちらかと言うと、政党の中ではそういう人たちが応援してくれたのだと思います。でも、どこからも推薦をもらわずに、4 人でやっていたのですが、共産党を除くとあとの3人はほとんど横一線でした。1000 票ぐらいしか差がなかったのです。だから誰が勝つか最後までまったく分かりませんでした。

大本 そのとき、2位との差ではどのくらいだったのですか。

福嶋 1000 票です。1万 6000 対 1万 5000 とか。正確には覚えていませんが、そんなものです。もう一人も1万いくらでした。1万 1000 かな。

大本 新進党と自民党がもし分裂していなかったら向こうのほうが取れたともいえますね。

福嶋 そうですね。だから保守分裂によってこっちが勝ったという評価もされました。市長選挙は1月ですから、無党派という言葉が生まれるちょうど直前なのです。その年の4月の統一自治体選挙で青島都知事だとか、変なことになりましたけれど横山ノック大阪府知事とか、そういう人たちが誕生して無党派というのが流行になった。そのはしりみたいなものなのです。

大本 2期目の対立は出たのですか。

福嶋 2期目は共産党だけです。

大本 3期目は。

福嶋 都市部ではめずらしいのですけれど、3期は無競争だったのです。

大本 共産党も勝てないと思ったのですかね。

福嶋 ええ。

大本 それとも賛同してくれていた。

福嶋 いや、もともと与党、野党というのがないですから協力してくれたというわけではまったくないです。 2 期目に共産党とやったときに、ふつう現職と共産党というと、ある程度共産党が批判票を取ったりしますね。しかし共産党は基礎票も出なかったのです。というのは市民活動をやっている人のなかには共産党の支持グループもいるわけですが、私も一緒に市民活動をやっていたので党員は別にして、周りで共産党系の運動をやっている人たちは……。

大本 支持者グループも福嶋さんのほうに行ったわけですね。それではもうしょうがないですね。

福嶋 共産党が裸になって基礎票も出ない。やっても全然プラスに出なくて、逆に共産党の印象を悪くするだけでしょう。無競争はいいことじゃないとは思いますけれど、共産党もやめてしまったのです。

大本 福嶋さんの『市民自治の可能性』では、まずもって「NPO と行政の協働」、コラボレーションを基本に据えておられますが、それには、今おっしゃられた思いも込められているのですか。

福嶋 今から考えれば、その時代でも、我孫子のまちづくりで行政がやる部分というのはほんの一部でしかなくて、13万人の市民が毎日いろいろな活動をしている、その総体がまちづくりなんです。行政はほんの一部でしかない。ただ、一部ではあるけれど行政の役割はものすごく重要です。まちづくりの総体と行政が切れていたら、本当にいびつなまちづくりしかできないだろうなというのは、そのときからずっと思っていたことです。

大本 福嶋さんほど市民自治にこだわって、これだけ体系的に追求なさっている方は、たぶん日本でもそうはいない。おそらく福嶋さんが第一人者だと思います。松下圭一さんの考え方とか、特に影響を受けたというものはないですか。

福嶋 特に特定のものはないです。

大本 どなたかの思想的な影響とか、そういうことはなく、実践を通してご自分の市民自治の思想を確立されたわけですか。

福嶋 そうですね。筑波大の学生時代は宇野経済学なのです。降旗節雄先生のゼミだったのです。それが一つのベースになっているかもしれませんが、宇野経済学はゼミでストレートに学んだ話です。あとは東大の竹内芳郎先生。哲学者で、直接民主制というのをずっと言っていた人です。竹内先生とは一時期、勉強会をやったりした時期もありました。

大本 ルソーの直接民主主義からマルクスのパリコミューン論まで語っていた人ですね。

福嶋 ええ。市民の具体的経験を基礎にした直接民主制というのが、どうしても必要なのだ、それが基礎なのだということをずっと竹内先生は言っておられました。それでもとくに一人の方の何か理論ということではないです。むしろ、我孫子市内の哲学研究会でいろんな人たちと自由に議論してきたことが基礎になったと思います。

2. 市民との対話を通しての直接民主主義

大本 1970 年代にはマクファーソンやペイトマンの参加民主主義論などをはじめ、けっこう直接民主主義にかかわる議論がありましたね。『市民自治の可能性』に収められた菅原敏夫さん(東京自治研究センター)との対談でも"私ほど市民と対話して、そこからいろいろなものをつくり上げた人はそうざらにはいないですよ"という趣旨の発言をされておられますが、やはりそれですか。

福嶋 とにかく市長になってから徹底して市民と話すということはやっています。毎日, 市民と本当にいろいろなことを議論していますから, その点だけはほかの市長には負けない だろうなと思っています。

大本 小さな集まりなどに招かれてお話しされるのですか。

福嶋 あらゆる形があります。何かまとめて話してくれということで、その会議に行って話すこともあります。あとはマンションが建つからというので、周辺住民と話すといった具体的な課題の場合もある。私は他の市のことはあまり知らないから、自分では当たり前のつもりでやっていますが、住民がマンション問題でいろいろやっているときに、市長が直接、住民集会にいって議論するというのは、あまり他の市ではないようです。

大本 ほとんどないでしょうね。

福嶋 私は、呼ばれればいくらでもいって住民と議論するというスタンスでやっています。 大本 市民活動の集会に市長さんを招くというのはあまり聞かないですが、いろいろな集 会に呼ばれる機会が多いわけですね。

福嶋 なんとなく市民にも市長は来るものだという認識があるのでしょうか。だから来てほしいと言ってきます。毎回というのではなくて重要な場面でどうしても市長と話したいと言ってきます。障害者の人たちの総会があれば、そこで自立支援法について一緒に議論したり、さまざまです。もちろん市役所に来ていろいろな話をしたり、申し入れをしたいという住民の皆さんもたくさんいます。

大本 市民のなかには、市長さんはお呼びすれば来てもらえるという認識があるということですが、私も含め市民活動をやっている人でも、普通は市長が気安く来てもらえるとは考えていないのではないですか。ですから最初から呼ばない。普通は担当部課のところに行くのがせいぜいです。障害者だったら障害福祉課長とか呼ぶぐらいしか想定していませんが、我孫子のまちの市民は「市の」と言ったら市長さんまで呼ぶというふうに、かなり市民の間では認識されている。でも、そのことは普通のことではないです。

福嶋 都市の規模という条件もあると思うのです。50万都市、100万都市で同じことができるかというと、それは無理でしょう。小さい都市の市長が全部やっているというわけでもないのでしょうが、我孫子ならやれる条件があるし、それもあって我孫子市は合併しなかったのです。10万規模の都市の良さというのは、市長と市民が顔の見える関係で直接議論をし

て、理念だけではなくて実際に一緒にまちをつくっていくということがイメージできるところだと思うのです。

大本 たしかに規模はあると思いますが、どのくらいの規模ならもっとも住民とともにやっていきやすいと思われますか。

福嶋 我孫子市でやっていますから、どうしてもこのぐらいの規模がいいなという気はします。住民との近さという点では、小さくなればもっと小さくなったほうがいいわけで、今は国会議員になった北海道のニセコの逢坂さんなどともいろいろなことで一緒にやっていましたが、ニセコ町の話を聞くと、すごい。そこで、人口は何人ですかと聞いたら4000人位なのです。だから小さいほうが近さはより増しますけれど、財政的な自立を含めて考えると、13万の規模というのはすごく面白い。

大本 隣の柏市のように借金を抱えていたら合併したくなくなりますね。

福嶋 柏市が平均レベルより特別多いというよりも我孫子市が他市と比べて借金が少ないのです。

Ⅱ. 市民自治のルールづくり

1. 市長と市議会との関係

大本 そのように市民との対話など、直接民主主義を宗として 3 期 12 年をやってこられたわけですが、この 12 年目で福嶋さんは次の市長選挙には不出馬の意志をかためられ 07 年 1 月には新しい市長さんも決まりました。そこで 3 期の 12 年間の総括をお聞きしたいのですが、福嶋さんは 2003 年、3 期目の最初の年の施政方針で 8 つの柱を挙げておられますね。第 1、「市長の再任回数を条例で制限すること」、第 2 は「市議会の一層の充実」、第 3 「重要な政策の決定に市民投票の制度を設ける」、第 4 は「一層の情報公開」、第 5 は「市税収入に対する人件費の割合を制限する」、第 6 は「コミュニティービジネスによる地域活性化とシニア世代がまちづくりに活躍する環境づくり」、第 7 は「『(仮称) 子ども総合計画』を推進するとともに、子育てしやすい、若い世代に魅力のあるまちをつくること」、第 8 は成田線沿線の交通利便性の向上です。

『市民自治の可能性』のなかの「対談 我孫子を支える8つの提案と市民自治」で福嶋さんは東京自治研究センターの菅原敏夫氏との対談で8つの方針についての解説をしておられますが、今日はそれら8つの方針がどこまで実現されたかをお尋ねして、次に進みたいと思います。

結局,自治のルールづくりというのが一番基本的なテーマですが、中心になるのは、2の議会の充実と、3の市民投票制度、4つ目の情報公開ということになるのでしょうか。

福嶋 この施政方針は自治のルールづくりと地域の活性化策の二つに分かれています。そ

のうちルールづくりというのは、前半の4つで、後半の4つが地域の活性化策というふうに 構成されています。

大本 第1部と第2部の立体的組み立てになっているということですね。

福嶋 自治のルールづくりと地域の活性化は単に並列しているというのではなくて、地域に自治をつくることによって、豊かな自治ができることによって、地域の人たちの知恵と力と地域資源を生かした地域づくりができるだろうという問題意識なのです。

大本 それでは、第1部の1の「市長の再任回数を条例で制定するということ」から入っていきたいと思います。これは、ご自身でそのように実践してこられたわけですが、なぜ、ほかならぬ3期なのですか。

福嶋 一般的に多選の弊害は癒着とか硬直化とかいわれていますが、私は、癒着は理由にしない。主な理由にしない。というのは癒着したらいけないのは当然ですから。癒着というのは別に何年目から突然始まるというものではなくて、癒着するような人は最初からそういう体質を持っている。ちょっとずつ癒着していって、長くなるとそれが目立つだけの話なのです。長くやると癒着するような人は最初から選ばないほうがいい、やらせないほうがいいと思っているのです。私が多選の制限を言うのは癒着というネガティブな理由よりもポジティブな理由からです。市長がどういう人か、どういう方針をとるか、ということによって、まちづくりは良くも悪くもものすごく変わります。市長に誰がなっても同じだということは絶対にないと思います。

ですから、いろいろな得意分野をもった人が市長をやることによって、バランスの取れた まちづくり、都市経営ができるのではないか。一定期間ある人がやったら、次は別の得意分 野の人がやる。次はまた別の得意分野を持つ人がやるということによってバランスが取れる。

もちろんそういうやり方が全部正しいということではない。まれに長期にやったほうが、 そのまちや市民にとって本当に良い結果をもたらす人物はいるでしょう。多選の制限という のはそういう人物が活躍する可能性を奪うことになります。可能性としてどちらを選択する かは、そこの主権者が決めればいいのではないですか。

主権者の意思で、うちは長くやっても自分たちがちゃんと選挙で選ぶからいいのだという 選択ももちろんあっていい。けれども3期というルールを決めるのも一つの自治の知恵でしょう。それを主権者に問いますよというのが最初の施政方針です。その後、市民と具体的な 議論をしてきて、自治基本条例の中に入れるという方向で集約しました。

大本 パブリックコメントのなかにもそういう上限は「要らない」という意見もありましたね。

福嶋 ええ。策定委員会もまっぷたつに割れました。一次案では、どっちかにすると策定委員会が分裂するから、両論併記にしてくれと言われて、では両論併記にしましょうという話になったのです。

大本 福嶋さんのお考えはわりと性善説的に聞こえますが、どうでしょうか。つまりそのお話ですと、得意分野をもった人が雲をなすごとくいるみたいな感じがするのです。でもまったく逆に何もやらないのが特性というような人だって市長になりかねないではないですか。

福嶋 何もやらない人が長くやるというリスクも現実にはある(笑)。何もやらないのが長期政権の秘訣だなんてことが言われたりもしていますから。全国の改革派の首長のネットワークがいろいろな形でできているのですが、皆、どんどん辞めています。前宮城県知事の浅野史郎さんも3期でやめましたし、衆議院議員になった前北海道ニセコ町長の逢坂誠二さんも辞めましたし、もうちょっと前では前三重県知事の北川正恭さん。それからこれは特別なケースかもしれませんが、もともと1期しかやらないと言って市長になったわけですけれど、前志木市長の穂坂邦夫さんは1期で辞めました。いま3期目を迎えている改革派の首長もけっこういるのですが、おまえだけは残ってくれなどと冗談を言ったりしていました。実は話してみると、別に相談したことではまったくないのですが、皆、同じことを考えているのです。というのは、本当に大胆な改革をやっている首長はみんな「いつまで」ということを自分で決めているのです。そうしないと精神的に保たないというところがあるのです。

大本 どういう点で精神的に持たないのですか。

福嶋 本当に改革する人は365日が戦いなのです。当然議会とは厳しい関係になるし、敵対するという意味ではないのですが、意識を変えてもらうために職員とも戦うし、市民とも戦う。市民の応援が大きな力となり、まさにそのおかげでやってこれたのですが、同時に市民には、一般的な行政依存の意識というのがものすごく強いわけです。そういう市民にいかに変わってもらうかというのはまさに戦いなのです。だから全部と戦っているという状態で、この状態がいつまで続くか分からない。

市長をやる人、知事をやる人はみんなそれなりにタフな精神をもっていると思うのですが、 それでもいつまで続くか分からないと、とても精神的にもたない。だから、人に言う、言わ ないは別にして、密かにここまでは徹底してやるのだ、ボロボロになっても、命を賭けてこ こまではやるのだと、自分の終期を決めてやっているのです。話していると本当にみんな同 じことを考えているのです。

だから本当に改革をやろうと思っている人は、いずれにせよ長くはやらない。むしろ3期というルールを決めることによって、何もせずにダラダラ長くやる人を除外できるのではないか。一般的な説明としては、いろいろな得意分野をもつ人がやったほうがいいのですという話で通していますが、実はそういうことがある。

大本 自分の改革構想があって、それをどのくらいでやり遂げていこうと時期を限定していくのであれば、やっている過程で、ここまでは最低限やっておきたいという目途というのは持っているのでしょうか。いい方を替えますと最初から大きな構想をもっていて、それの実現過程を考えると3期12年、10年ちょっとですね。そのぐらいのスパンがあれば自分の

構想はほぼ達成されるという思いがあるのですか。

福嶋 これには二つあって、大きなまちづくりの方向という意味では、3期あれば一つの方向は形にできると思います。ただ、具体的にやっている課題という話になると、3期で辞めるというと、いっぱい課題は残っているのではないですかと言われます。それはその通りです。でも1期目の終わりのときより2期目の終わりのほうが、いろいろなことをやりますから課題は残っているのです。2期目の終わりより3期の終わりのほうがさらに残っているのです。あともう1期やったら、4期目の終わりにはもっと課題は残っているのです。それでいったら延々と死ぬまでやるという話になります。

大本 福嶋さんがおっしゃるのは分かるような気がします。宮崎県の有機農業の町――綾町で、郷田實さんという方が長らく町長をやっていたのですが、脳溢血で突然死をするのです。やはり激務なのでしょうね。

福嶋 激務です。

大本 その綾町で、郷田町長がやったお仕事は、照葉樹林文化を大事にするということで、楠の原生林を守っていたのです。ところが九州電力からの申し入れがあって、町長が替わった後に15本鉄塔をつくることになったのです。それは照葉樹林の原型を変えるわけです。郷田さんの奥さんと娘さんが反対しているのです。ところが九州電力が相当裏を回していると思いますけれど議員は反対しないのです。

そういうふうになると、福嶋市長がお辞めになって違う人になったときに、いままでつくられてきた市民自治が回り舞台の一回転ということで変わってしまうということはないでしょうか。

福嶋 それはその次の人によると思います。行政の仕組みとして市長が替わっても変わらないようなものをちゃんとつくっておいてくれと言われたこともあります。しかしそれはおかしいと思います。というのは、原則として市長が替わったら変わるというのは、逆に必要な話です。だからどう変わるかが問題で、悪く変わったらしょうがない。私がずっとやってきたことは、確かにこれからが本番ということはあるのです。団塊の世代が地域に本当に帰ってくるのはこれからですから。

大本 それでは、つぎに 2、議員提案の条例づくりをもっと活発にしていくということが提起されておりますが、これはいかがでしょうか。議員立法が出来るようにするということは分かるのですが、そもそもそれだけの力量のある議員さんはおられるのでしょうか。

福嶋 これはたしかに問題です。といっても我孫子の議会は、けっして古いタイプの議会ではないです。30人のうち11人が女性ですし、それから30代の比較的若い男性が7人。だから女性と青年を合わせると優に過半数を超えてしまうという議会なのです。

大本 それは福嶋市政になってからですか。

福嶋 なってからです。だから市長効果というようなことを言われましたが、そういう人

たちは別に私を応援してくれるわけではありません。市民派と言われる議員の課題だと私は 思っているのですが、市長と一緒になって泥を被ってでも改革を苦労してやっていくという 発想がないのです。市民派の議員というのは、どっちかというとかっこよく行政を批判して、 "私はこんなに立派だ"ということを行政批判を通して市民にアピールするというスタイルの 人たちが多いのです。

大本 それは本物の市民派ではないのではないですか。

福嶋 ではないと思います。だから本当なら一番賛成してくれてもいい人たちが一番反対するということがけっこうあるのです。むしろ十のうち一でも合わないところがあると、そこを徹底して攻撃する。右、左と言っていいかどうか分からないけれど、一番保守的な旧態依然の人たちと一緒になって攻撃をやるわけです。真ん中ぐらいの穏健保守みたいな感じの人たちのほうがむしろ協力してくれたりする。保守系はあまり理屈じゃないところがあるので、市長もがんばっているよなというふうに思ってくれると、逆に協力してくれるようなところがある。

大本 議会そのものが議会制民主主義についてまだこれからという問題性についてもう少し考えてもらいたいということですね。

福嶋 ええ。一つは,議会は首長と馴れ合いになってはけないと思うのです。自治体の意思決定の機関なのですから,首長が言ったとおりに決めていたのでは全然責任を果たしていないわけです。そういう意味では我孫子の市議会は一切首長とは馴れ合いになっていませんでしたから,チェックをしてきたと思います。監視や牽制を果たしてきたと思います。私は与党,野党をつくらずに事前の調整とか根回しもしませんでしたから,議案の否決などもあったわけです。そのこと自体は,私としては否決されるのは残念だけれど,客観的にみれば議会がちゃんと機能しているということだと思います。それは正しいやり方だと思います。議案全部が議会を通っていたら議会は要らないということですから。否決もあるということは,逆に議会が健全に機能しているということだと思っています。

当初予算にしても 12 年間で 12 回出しましたが、1 回もそのまま原案どおりに通っていないと思います。全部、予算委員会の議論のなかで修正されてきているのです。自治法上、正確に言葉を使えば訂正ということですが。そういうことでやってきたのは、一般的に全国ではまだまだ馴れ合いの議会と首長の関係が多いなかで、きちっとした議会活動だったと思います。

ただ、本当に市民に対して責任を持つというスタンスがあるかというと、これはまだまだだと率直に思っています。たとえば議案を否決するときにある議員が、これは決して古手の議員さんというのではなくて、市民派の若い議員ですが、"これが否決になっても市長はまさか否決を議会の責任にしないでしょうね"と発言したのです。これは市民から言われるならそのとおりだと思うのです。"私はやりたかったけれど、議会がだめだと言ったからできませ

ん"と議会の責任にするなよ。ちゃんと議会を説得するのも市長の責任だ、という意味ではまったくそのとおりだと思います。しかし議会が自分で否決しておいて、その否決の責任は自分に負わせるなというのは、まったくの責任放棄ですね。議会が否決した責任は議会以外の誰の責任でもない。議会の責任ですよ。そういう議会の責任放棄に通ずる意識というのはかなりあるように思います。

大本 そういう意識というのはどこから出てくるのでしょうか。

福嶋 もともとずっと長い間の議会活動が、執行部に要求する、あるいは執行部を批判するというだけをやってきたことの積み重ねではないですか。

大本 依存的で、自立的でない。

福嶋 と思いますね。だから当然、自分たちが市民に責任を持つという姿勢がなければ、議員立法などできるわけないですよ。市長が出したことをここがおかしい、あそこがおかしいと言っていれば一番楽だし、うまくいかなければ、おれたちはちゃんと指摘しておいたのに市長が悪い、行政が悪いという話で済んでしまう。そこのレベルで止まっているのだろうと思います。

ただ、これからの議会はそれだけではいけないでしょう。問題提起をするだけではなくて、その問題を議会自身も解決していかないといけないでしょう。それが議員立法でしょうと言っているのですが、ここまではなかなかいかないですね。というのは、やはり批判しているほうが楽なのです。議員立法だと、提案した側はまさに自分が批判を受ける対象になるわけでしょう。

大本 当事者ですからね。

福嶋 最初の議員立法の試みでオンブズマン条例を作ろうとした議員がいたのです。

これは、市長がそこまで言うならやってやるみたいな感じで議員提案でオンブズマン、オンブズパーソンの条例を出したのですが、結局それは否決されたのです。アメリカに行っていた若いけっこう思い込みの強い議員が作ったので、条例案の中身そのものが、問題が多かったのです。つまり、オンブズマンは行政活動を監視するだけではなくて、市民活動まで監視できるようになっていたりとか、あまりにも問題が大きかったのは確かなのです。本当にその条例が可決されたら、私のほうが再議の発動をしないといけないぐらい問題のある条例だったのです。

大本 オンブズマン制度は中野区が早い段階から導入していますが、川崎市でもやっていますね。そういうところのとりくみを参考にするとか、勉強を重ねていなかったのですか。

福嶋 そうですね。我孫子も福祉分野のオンブズマン制度はあるのです。主たる問題ではないですが、それとの関係もよくわからない整理だったのです。問題が多い条例案であったことは確かで、私ももうちょっと何とかやったほうがいいだろうと思ってアドバイスしたのですが、私のアドバイスも全然受け付けてもらえませんでした。アドバイスといっても議員

提案ですから公式のものではないですけれど。本当は執行部との正式な協議をやって、ちゃんとアドバイスしようと思ったのですが、なかなかそういう仕組みにならなくて、そのままの案を出したのですが、たたかれてもしょうがないところをいっぱい持っている条例案だったのです。議会でさんざんたたかれて、結局つぶれてしまうのです。

逆にそれがトラウマになって、そのあと議員提案をやるという雰囲気にはならないのです。 だからこのへんについての議会の取り組みというのはまだまだです。

大本 普通そういう条例案を作るときに、正式に議会に出す前に予備的に審査して、法文 上いろいろ瑕疵がないかとか検討して出すものですね。国会だと法制局がやりますが、そう いうような位置に当たるものはないのですか。

福嶋 議会事務局が法制局の役割も果たしているわけですが、でも議会事務局に十分なスタッフがいるわけではありませんから、執行部との協議ということも必要だと思います。議員提案で条例をつくったとしても、実際にそれを執行するのは執行部ですから、執行部との協議というのは公的な場として必要だと思うのですが、執行部の協議でここが問題だろうとか、そこが問題だろうということを真摯に聞こうという態度は全然なくて、"すごい条例案なのにわかってない"みたいな応対でした。

大本 まだ議員さんが成熟していないのですね。共同提案のようなものでも出てこないのですか。

福嶋 ええ。世の中の水準でいけば非常に高いレベルの議会だとは思います。世の中には首長と癒着してイケイケドンドンみたいな議会がいっぱいあるのだろうと思うので、我孫子はそれなりに高い水準にはあると思うのですが、本当に自分たちが責任をもって議会で何かをつくり出していくというレベルにはまだなっていない。

大本 グラスルートというか、草の根の人たちの問題意識を汲み取った、いい条例か何かができるといいですよね。

福嶋 ええ。実は市民から平和条例をつくりたいという請願が出て、議会が採択したのです。平和条例ぐらい議員立法でつくったらどうですかという話をしたのですが、結局議会はつくらなかったのです。そこで市民から、やっぱり市長が提案してくれという要望があったのです。でも、その市民と会うと「市民がつくる平和条例の会」という名称だったのです。「市民がつくる平和条例の会」という名称だったら、市長から提案してくれと言うより、皆さんが条例案までつくったらどうですかと言ったら、やってみたいという話だった。

そこで市でも、市民が条例案づくりをやるときに、一定のルールのもとで市の政策法務室 が必要に応じてサポートしますという制度をつくったのです。つまり市民が条例案づくりを して、それを市長に提案するという仕組みをつくった。それで市民はそれをやると言ったの です。

これは議員にもいいメッセージにもなるかなと思ったのです。たしかにメッセージとして

は議員も深刻に受け止めたのです。ところが、市民派の議員たちは、自分たちが議員立法を やれる力量がないのは棚に上げ、市長がそういう制度をつくるのはおかしいと、議会で、そ の制度についてさんざん攻撃をしたのです。

そんな議会が反対する制度に乗っかって、市民が条例案をつくっても議会を通るわけはない。市民がつくったってそんなもの議会を通らない。だから市長に要求して市長につくってもらうしかないということで、市民はあきらめちゃったのです。

大本 我孫子市は平和都市宣言をやっていますが、それでもその程度のレベルなのですか。

福嶋 平和都市宣言というのはもうずいぶん昔にやったのです。平和都市宣言は短いものです。では平和条例自身にどのぐらい意味があるかといえば、一番平和の取り組みをやっている広島市や長崎市にしても別に平和条例を持っているわけではないのです。だから絶対に平和条例が必要だということもない。完全に理念条例ですから、条例にしても宣言と大して変わりないなというのはあるのです。

大本 市民派と言われている人が市民の自主的活動をつぶすというのは、本末転倒ではないですか。市民派というのは市民を育てる、市民が自発的にやることを後ろから背中を押してでもやらなければ、市民派と言えないと思うのです。

福嶋 この市民の条例案づくりのサポート制度に対して、市民派といわれる人たちが一番 初めに噛みついた。それから市が設置したいろいろな懇談会とか委員会がありますよね。そういう会議で傍聴者も発言できる制度。それをやったときも一番初めに噛みついたのは市民派です。私も"あなたたち、そんなこと言っていいの"と思うようなことを平気でガンガン言いますが、市民の前に出ると、市長と一緒にやっているような話をしたりする。

大本 それは市民派の議員さんの自分よりも先を超されることに対する危惧ですか。

福嶋 たぶんそんなところもあるのでしょう。自分たちよりも市長のほうが、より以上に 改革をやっているというのは許せない。自分たちのスタンスというのは、行政に対して改革 を求めて、行政を追及して改革させる。それを市民にアピールするというスタンスなのです ね。それなのに市長のほうが自分たちよりも先に改革をするのはとんでもないという話で、 "市長の単なるパフォーマンスだ"とか、そういう話になっちゃうわけです。

大本 一般の議員の受け止め方はどうだったのですか。

福嶋 オンブズマン条例は、それ自体にたしかに問題はあったのですが、議会がちゃんと やればオンブズマンなどは必要ないのだ、議会は市民の代表なのだから議会がオールマイティーなんだという従来からの意識の部分もありました。そういう議員たちからボロクソにた たかれたのです。議員提案となると、当然、議員同士の議論ですから批判も受けるわけです。 もともとそういうことは徹底的に避けようとする意識があったのですが、それが定着してしまった。議員は何を言っても批判されない、とにかく執行部を批判していればいいというと ころがあるでしょう。公の場で自分が批判されるということに、そもそも議員は慣れていな

いのです。だから平和条例のときも市長が提案すればいいのだと傍観していたので、私は、 市長が提案してもいいけれど、陳情採択を議会がしたのだから議員のほうがやったらと言っ たのですが、結局はそういう流れにならなかったのです。

大本 なかなか前途遼遠ですね。

福嶋 そうですね。とくに議会の役割の強化というのはこれからだと思います。私がというよりも一般的に言われていると思いますが、今まで分権改革をリードしてきたのは首長だったと思います。個々の議員さんは別として議会としてはどちらかというと首長の改革の足を引っ張って存在価値を示すみたいな現状が多かったと思います。だけど、これから本当に地域に自治をつくっていくためには、本当は議会が改革をリードするようにならないとだめだと思います。

大本 そうですね。ヨーロッパはすでになっていますね。日本は市町村の政策も官僚がリードしますが、むしろヨーロッパでは議員さんです。私たちがヨーロッパに行って説明を求めると、行政の方は一切出てきません。福祉なら議会の福祉の委員会の委員長が出てきて全部説明してくださいます。そういう意味で、議会がもっと住民の意思を汲み上げて立法までつなげていくという力をもっともたなければいけないですね。

福嶋 たしかに大胆に変えていくという面では首長のリーダーシップが必要だったと思いますが、地域に本当の意味での自治をつくっていくということになると、首長は所詮一人しかいないのです。議会は少なくとも何十人かの単位で市民の代表としているわけですから、そこがちゃんとリードしないと本当の自治にはなっていかないと思います。ただ、こういうこれから求められる議会の役割と、議会の現状というのは、まだかなりギャップがあるという気はします。

大本 しかも、それは一朝一夕ではいかないですね。福嶋さんがおっしゃるように、今まで議会は、首長の提案に対して反対質問をして溜飲を下げるというのが多いですね。出てくる議員さんの多くは地域エゴの反映で、あまり大局の議論をしないようです。

福嶋 そうですよね。

大本 福嶋さんはお辞めになられたあと、福嶋さんのそういう思い、そういう考え方でもってすぐには我孫子市議会を改革できないとしても、福嶋さんの思想を少しでも引き継いで前進に向かう可能性というのはどうでしょうか。

福嶋 私が市長のときは市長に文句を言っていればいい、批判していればいいということでも行けたと思うのです。だけど私の次の今の市長は、一応私を継承するということが基本的姿勢ですが、行政の経験を持っていない人なのです。

大本 歯医者さん。

福嶋 はい。行政はまったく未経験なわけです。地域医療や地域保健は一生懸命やってきた人ですけれど行政自体の経験はないわけです。だから議会もたんに批判していればいいと

いう話には到底ならないわけで、だから議会として責任もって市政をリードしていく、自治体の方向をリードしていくということになれば、いい方向に逆に行くと思います。ただ、今まで私のときは、いろいろなことに対してかなり市長の方針というのは明確にしてきたわけです。新しい市長になって力関係で議会の力が強まっている中で、首長が議会に対しきちっと首長の方針を出していくという姿勢が見えないと、今度は職員が議会と調整を個々にその場その場でするようになってくるのです。非公式な場で事前に議会と調整をして、たたかれないようにするという。

大本 旧来の根回し方式ですね。

福嶋 ええ。そっちに戻ると後退になってしまうと思うのです。

大本 旧来はほとんど根回ししてそこで実質上決まっていて、それを議会に出すので議会が形骸化しているという感じでした。それに戻る。

福嶋 議員が事前に非公式な場で、職員にいろいろなことを言い、事前の調整の場で決まっていくようなふうに戻ってしまうと後戻りだと思います。どっちに行くのかというのはこれからだと思います。

大本 わかりました。でも、そういう動きが出ざるをえないということは一石を投じたわけですね。いきなりはなかなか進まないでしょうが、誰かそれを受け止める人がいれば一石は投じてあるのだから進められる。蝋燭の火のともしびは少しは引き継がれていくという可能性はあるということですね。

福嶋 本当に市民に議会として責任を持っていくという姿勢が明確になってくれば、いい方向に行くと思うのです。なかなか議会としてという意識は、我孫子だけではなくて全国の自治体の議会には薄いと思います。議会として市民に責任を持つ。あるいは議会として市民の意見を聞く。あるいは議会として説明をする、説明責任を果たすということはあまりやっていなくて、とにかく議員個人が自分の支持者や周りの市民から意見を聞いて、それを持って議会に行くから議会は市民の声を反映しているのだということで止まっているのです。そうするとなかなか本当に市民に責任を持つということになってこないです。

2. 議会と市民との関係―公聴会, 異議申し立て

大本 福嶋さんは市民の自治といったとき、いろいろ市民の活動のサポートもやってこられましたが、もう少し議員レベルのところの改革というんですか、レベルアップが求められている、こういうことですか。

福嶋 市民の自治というときに、私が言っている市民の自治というのは、まさに市民が自分たちの地域を治めていくということであって、その一番基本的な制度は議会であり、その議員と首長を選挙で選ぶという制度なのです。だから議会と市民の自治が別にあるのではなくて、議会は市民の自治の一番基本的な制度だと思うのです。ただ、議会の議員や市長を選

挙で選ぶだけではなくて、日常的に直接行政のいろいろな分野に参加することが大切だ、そっちも選挙と同じぐらい重要だと言っているわけで、私は直接参加だけが市民の自治だと言っているわけではないのです。

時として市民自治というときに、選挙で選んだ議員や市長はだめだから市民が直接参加してやらないといけないんだというような意見もあるのですが、私はそういう立場で言っているわけではない。

大本 議会への市民参加としてはどういう形態が考えられますか。

福嶋 市長が出した議案一つにしても、それを審議するときに議会は公聴会を開けるはずなのです。あるいは自分たちが審議する上で市民はどう思いますかということで、タウンミーティングをやってもいいわけです。そういう公聴会すら、まず地方自治体の議会はやらないですね。国会でやっている公聴会も形式だけだから、あの真似をしても意味ないと思いますが、もっと議会として市民の意見を聞く。市民に参加を求めるということが必要なのだろうと思います。

大本 私, イギリスに行っているときはタウンミーティングを多く傍聴しましたが, 主に議会というのは夜開かれます。夜 11 時ぐらいまでやるのですが, 夜, タウンミーティングをやりますとかなり市民が集まってきて傍聴しているし, 意見もいいます。そこで議論して, それをもとに自分の町はどういう方向で行くかということを議会で決めています。

福嶋 そのときは当然、市民の意見を議会として聞くという作業がすごく大切なのですが、どうも自分たちは選挙で市民から選ばれているし、支持者や周りの市民の言うことを普段から聞いているから、自分たちの意見が市民の意見なんだというふうに議員はまだまだ思っていますね。改めて議会として市民の意見をきちっと聞こうということには、多くの場合、なっていない。

大本 イギリスの場合, 国の法案が出たときに, それを地方で市民を含んで議論して意見をまとめて, 自治体の意見を提出するという形をとっています。そういうときの議論の仕方というのは, 議会が住民を集めて公聴会を開きます。意見を聞いて取りまとめるにあたって, 市民の意見が活発に出されていました。日本ではそれがまだ非常に未成熟な段階にあると感じます。

福嶋 自治基本条例は通らなかったのですけれど、自治基本条例のなかに議会についてもいくつかの仕組みを入れました。

自治基本条例に入れていたのは、市民の行政に対する不服や異議を聞いて調査する窓口を 議会につくろうということです。行政も当然、市民の異議申立てや市民からの不満をちゃん と行政として聞いて改善していく仕組みをつくるわけですが、行政に対する苦情ですから、 行政が聞くよりも議会がしっかり聞いたほうが有効な場合はたくさんあるわけです。市民が 議会に取り上げてもらおうというときに、今だと知り合いの議員さんに頼むとか、知り合い の議員がいなければ友達の伝手をたどって議員さんに話す。議員個人に言うということです ね。

そうすると知り合いの伝手がない人は議会に頼めないという話になるし、頼んだ場合は、受けた議員のほうは支持者からの要望なので、そのことが適切かどうかは別にして、とりあえず何とか例外的にでも特別な配慮にしてもらって実現しようという方向に行ってしまいますね。それによってより支持者を確かなものにしようとか、支持者でない人から頼まれたら、それを機会に自分の支持者にしていこうというふうにみんな動いてしまうと思います。

それを全部否定はできないけれど、そうではなくて議会としてそういう窓口を置いて、ある程度調査するスタッフも置いて、ちゃんと調査した結果を議会に報告して、議会でそれがどうなのか議論できるような仕組みにする。それによって、市民個人も別に知り合いの議員がいなくても議会事務局に行けばその苦情を申し立てられるし、議員のほうも自分の支持者から言われたからとか、それを実現することによって支持者を増やすとかという話ではなくて、市民からこういう苦情がこのくらい来ていて、それははたしてどうなのか、どう改善すればいいのか、それともそれは市民に説明して我慢してもらうことなのかという話をきちんと全体的な視点で議論できるようになると思うのです。だからそういう意味で、市民からの苦情を受け付ける窓口を、行政だけではなくて議会として、議会の事務局にそういう窓口をつくるという条文を入れていたのですが、議会からは個々の議員がやればいいという話だけで終わってしまったわけです。

大本 陳情・請願を出すという方法はもちろんあるでしょうけれど。私自身も、何か持っていこうとしても議会には知り合いの議員さんがいないと持っていけません。請願もやはり口利き議員がいたほうがはるかに議会に諮ってくれますね。

福嶋 請願というのは、紹介議員がないとだめな仕組みになっていますからね。だから紹介議員がいないと陳情ということになるのです。

大本 しかし陳情というのは一定のマスとして行わないと効果がないですね。

福嶋 我孫子の場合は陳情も請願も事実上はほとんど同じ扱いにしていますから、その辺はまあ進んではいますが、議会によっては紹介議員がある請願はちゃんと審査しますが、陳情なんかは聞き置くだけの扱いをしている議会もまだまだあります。

大本 私のところはそうですよ。しかし、これは市民自治と議会との関係における基本的な問題ですね。

福嶋 議会は自治にとっては基本であるだけに、大事な点ですね。

大本 そこの部分が現在の日本では今,ご指摘のあるような状況にあるということは,市 民自治の成熟といっても非常に不利ですね。これは歴史的には根が深いですね。戦前は自治 といっても官選知事,上からの知事が戦後はアメリカの首長制を持ってきたけれど,地方に 行けば実態としては戦前議会もだいたいオール与党というか,翼賛議会でやってきているの

に対し、そうではなくてもっと議会制民主主義を生かして、市議会の位置づけとポジションをもっと上げていくほうが自治としてはいいんだ、健全な姿なんだということですね。

福嶋 そうですね。市民自治も実際の現実の制度としては代議制が基本なのです。直接民主制度というのはそれを補完するものなのです。ただ、理念としては直接民主主義のほうが価値は高い。直接民主主義ができないから間接民主主義の手法をやっている、だから現実の制度としては代議制が中心で直接民主主義が補完。だけど理念としては直接民主主義が第一で、間接民主主義は次善の策なのですよという、その区別をちゃんと整理しておく必要があるように思います。

ですから同じ間接民主主義,代議制を運営するのも,本来なら直接民主制のほうが価値が 高いのだということをわかっていて代議制を運営するのか,それとも議員というのは,市民 の代表者として,選挙で選ばれた人だから偉いのだという意識で代議制を運営するのかでは, いろいろなところで代議制の運営の仕方が全然違ってくると思います。

大本 理想は前者なのですね。やむをえないから代議制でという認識。でも現実は圧倒的 に後者ですね。議員は偉いのだ、ですね。

福嶋 とはいえ現実の制度としては代議制が主です。そのこともしっかり押さえておかないと、逆の間違いにおちいることにもなります。言いたいことは代議制というのはそもそもしょうがないもので、議員なんてもどうしようもないのだという前提で、だから直接参加するのだという話の市民自治というのは、逆に限られた市民自治になってしまって、本当に全体を市民が動かすという話にはならないわけですよ。

大本 昔の学生運動で羽仁五郎さんの『都市の論理』にかぶれて直接民主主義オンリーで 突っぱしった偏向と同じ話ですね。

福嶋 そうかもしれません。

大本 いわば市民自治における左右の偏向ですね。この問題は原理的にはそこにまでつながる話ですね。

3. 市民投票制度とその役割

大本 方針の3番目は常設型の市民投票制度。これはもうできていますね。

福嶋できています。

大本 つまり最初の自治のルールづくりといったときに、まず議員のところでのルール、議員のところで住民の意思を吸い上げて議会で立法を作っていくという力が必要ということで、まずそれをおこなったのですね。そして2番目のルールとして、ここに挙げておられる住民投票制度の、住民が直接自分たちの意思を反映させるという仕組みになるわけですね。

この制度を一回試みに使ってみたことはまだありませんね。

福嶋 使ってはいません。

大本 合併のときに使うおつもりはあったのですか。

福嶋 合併のときにはできてなかったのです。8つの提案は、合併しないと決定した後の施政方針ですから。

大本 まだこれは試みられていないのですね。でも制度としてはある。

福嶋 自治基本条例が議会で否決されて、自治基本条例を成立させろというのが最初の市民投票になるのではないかと言っている人もいます。

大本 条例には、反対がそんなにあったのですか。何回もパブリックコメントをして、これだけ市民の声を吸い上げてつくっているものを議会が否認するというのはどうなのでしょうね。

福嶋 逆に、議会は手続き論でつまらない議論をするわけです。手続き論の話をずっと繰り返しするときは中身に反対できないときだと思っているのです。これだって2年間掛けてやりましたけれど、まだまだ市民に認知されていないという言い方だって確かにできるのですね。

大本 でも枠組みとしては完成に近かったですよね。これは9月議会にかけたのですか。

福嶋 二次案のパブリックコメントをへた、最後の三次案といえるものを9月議会に出しました。

大本 議員さんも市民の一人として、議会としてパブリックコメントの秀抜なものを盛り 込んでいけば、議会ではそれほど大きな抵抗はなかったと思いますが。

福嶋 案をつくるのは市長で、審議して決定するのが議会。その区別の一線を守ってやるというのが議会の認識なのです。それは間違った認識ではないと思います。出す前から議会と話して調整したものを出すというやり方では、その過程が市民に見えないし、それが日常化するとチェック機能もなくなるということにつながってしまう。

福嶋 住民投票というのはしょっちゅう使うものではないわけですが、ただ選挙で市長や議員を選んだとしても、1票入れるときに候補者の政策の1から10まで全部賛成して入れるということではないことが多いし、とくに選挙のときに浮上していなかった重要なテーマがあとで出てくるということは当たり前にあることです。そのときに主権者である市民の意思と市長や議会の意思がずれていると市民が感じたとき、つまり主権者である市民の意思と議会の決定がずれている、あるいは市長の方向がずれていると感じたときに、ずれているかどうかは投票してみないとわからないわけですが、直接投票で主権者である市民の意思を明確にする仕組みはすごく重要だと思います。そういう制度を持っておくことは非常に重要なことだと思います。そういう意味で市民投票制度、住民投票制度というのは必要だと思っていました。だからこれを条例制定したのです。

大本 福嶋さんの言われる事の順序というのは伊達にやっているわけではなくて、市議会がまず来て、それで争点によっては市民直接投票、そういう位置づけですよね。

福嶋 そういう並びで並ばせています。

4. 情報公開の仕組み

大本 それでは次に進みましょう。次の一層の情報公開,これもちゃんとやってもらわないと市民は判断つきにくいのです。

福嶋 ここで言っているのは議会の場以外で議員から要望や提案を受けたときも、全部公開しますよという話なのですね。それと住民の自治会や業界の団体などから要望書が出たときも回答と一緒に公開しますよという話でして、これらを制度としてやったわけです。

大本 すでに実践されているとことを、制度としてコンクリートなものとして実現して動いているということですね。

福嶋 ただ、議員からの要望を必ず記録して、仮に立ち話であっても要望を受けたらちゃんと記録をして公開の対象にしていくというのは、つねに点検していないとちょっとくずれるとだんだん形骸化していくのです。

大本 馴れ合い的になる。

福嶋 ええ。だから職員が要望を受けても、議員から、いや、これは別に記録しなくてもいいからと言われると、もう職員は記録しないとか、そういうふうになっていきがちなのです。だから、私がやっている間も、ちゃんと点検を定期的にやらないといけないということがありました。突然、今どんな要望が寄せられているのか、どんなことが記録されているのか、出せと言うとすごく少ないのです。議員からの要望がこれだけという話はないでしょう。もう一回各部局に徹底して本当にもれがないかもう一回出すように指示してくれと言うと、ちゃんと出てくるのですよ。それでも全部出てきているかどうかはわかりませんが、どっと出てくるわけです。だからつねに点検をしていないといけない、気を許すとすぐ形骸化してしまうという危険性を持っていると思います。

5. 地域の自治会と行政との関係

大本 今年 (2007 年) 4月に統一地方選挙がありますね。でも私の住んでいるところでの議員候補選びというのはうちの町内会の隣の町内会をあわせれば1人出られるし、うちの町内会を代表する議員がいないという発想ですよ。だから完全に何かあったときにその人に頼み込めば何とかしてくれるという意識で出てくるんです。我孫子はもうちょっと大都市圏の人たちが多いから、そこまでひどいことはないと思いますが、会派が違っても市議会として市民総意を受けているのだからという意識というのはどうですか。

我孫子では自治会つまり、昔の町内会で今は自治会といいますが、そこはどのような状況 にありますか。それと議会、あるいは市の執行部に対して市民の意見を組入れていく仕組み、 つまり自治会と市の関係はどのような関係になっていますか。 福嶋 自治会、地域組織というのは重要なコミュニティーの組織であることはいうまでもないと思います。だからそことちゃんと連携をしていかないといけないわけです。我孫子市では、まちづくり協議会というものを11のエリアに分けてつくっていて、まちづくり協議会が地域のコミュニティーセンターを自分で運営したりしながら地域づくりをやっています。それは、自治会とその地域で活動しているいろいろな市民活動、文化サークルも含めていろいろな活動をやっている人たちが協議会をつくっているわけですが、そういう地域のコミュニティーと、もう一つやはり新しい都市ですから、テーマ別のコミュニティー、福祉の活動、障害者なら障害者福祉をやっているコミュニティーとか、環境問題をやっているとか、そういうテーマ別のコミュニティー、横縦両方があります。古い地域、伝統的な地域はどちらかというと地域のコミュニティー中心でしょうが、我孫子のようなベッドタウンはかなりテーマ別のコミュニティーも強いということです。

そのコミュニティーを基盤にして議員が出てくるのも否定する必要はないと思います。ただ、いろいろな地域代表でもテーマの代表でもいいけれど、そういう人たちが出てきていて、市の方針にしろ事業の優先順位にしろきちっと議論して決めていくことが必要なわけです。

議会で議論せずに執行部との関係で、要するに力のある議員が、自分の要求することを公の場ではなくて市長との、あるいは行政の幹部との水面下のやりとりの中で飲ませていくという手法になると、それは違うだろうという話だと思います。

大本 まちづくり協議会というのは 11 のエリアにあるとして、いろいろな要求があるなかで 11 全体を通しての、お金が降ってくるわけではないから何を優先していくかというようなことを、決めていかなければならないわけですね。自分の要求だけでは町は治まらないわけですから。この協議会というのは、第1優先をこれにしよう、次の第2優先はこれにしていくという、そこまでは議論しないのですか。岩手県の藤沢町ではこれに近いことをやっているのですが、どうでしょうか。

福嶋 まちづくり協議会が自分でですか。

大本 自分たちで。

福嶋 そこまではやらないですね。ただ、近隣センターというコミュニティーセンターを 運営していますから、その運営の方法について、"じゃあ地域のこういう団体の活動は優先して利用できるようにしよう"とか、そういうようなレベルでの議論はしています。

大本 市政のテーマ別の活動でも、障害者の問題とか環境の問題とか、あるいは高齢者の 福祉の問題とか子どもの問題とかいろいろあると思います。いろいろな要求を自分たちで優 先順位を決めてこうやっていくということまでは行っていないのですね。

福嶋 まだ、福祉の活動をやる人と環境の活動をやる人が議論してというところまでは、なかなか行っていないです。そういう場があまり普段あるわけではないです。よくいうのですが、福祉をやっている人は、これから少子高齢社会ですから福祉が一番大事だと言うし、

環境問題をやっている人は、いくら福祉を充実させても地球環境が終わりになってしまえば みんな終わるんだから環境問題が一番大事だと言うし、子どもの活動をやっている人は、福祉にしても環境にしても大人にはもう期待できないから、子どもに期待するしかないから子 どもの活動が一番大事だと言っているわけです。それぞれそういう自負を持ってやっている のはいいと思いますが、だから自分たちを最優先しろという話になっていくと、ちょっと違うのではないですか。もうちょっと、それこそお互いにちゃんと議論しましょうよということになると思う。

大本 市民自身の責任として。

福嶋 ええ。だからそういう議論をしていけることがすごく大切だし、それこそまさに市民の自治だと思うのです。少なくとも、まずそういうところから代表が出てきている議会がちゃんと議論できないとだめですね。議会も質問となると、議員がそれぞれ議会の場で執行部に陳情しているような状況では、市民に議論しろといってもね。まず議会が議論しないと仕方ないです。その議論がちゃんと市民に見えて、市民がそれに対してまた意見を言っていく。個々の議員に意見を言うだけでなく、議会に市民が参加するということが大切だと思います。その中で、市民同志の議論も広がり、深まっていくと思います。

Ⅲ. 地域経済・地域社会の活性化

1. 団塊世代の高齢化と人件費圧縮

大本 それでは第2部に入らせていただきます。

これは5番目の人件費を50%に抑えることから始まりますが、どの程度達成しましたか。

福嶋 これは基本的には今年度までの話なのです。我孫子市は千葉県内で職員の平均年齢が一番高いのです。今までは退職者も少ないし、採用はもっと少ないから、極端にいえば毎年、年齢が一つずつ上がっていく。このため、賃上げはしなくても定期昇給と共済費への連動で、毎年、億単位で人件費が自然増になる。一方で税収は下がっていく。そうするとやれるはずない。ですからちゃんと収入に応じて人件費を考えるというのは当たり前です。原則は、今の人件費が占める税収に対する割合をいまより増やさないということなのです。

できれば少し減らして、いまの 52.3 %を 50 %にしたい。今年度(2006 年度)はまだ 50 %はクリアしていなくて少し出っ張っている。ただ、増やさなかったという意味で、趣旨としては実現したとはいえます。しかし、50 という数字は達成できていません。

もっとも来年度(2007年度)からはもう一度リセットされることになります。三位一体改革による3兆円の税源移譲がありますから、ドッと税源移譲が来て、歳入全体は増えないけれど税収はドンと増える。13億位は増えるでしょう。また、職員の団塊の世代が来年からは一気に退職していきますから、逆に平均年齢は下がって人件費の自然増がなくなってくるの

です。むしろここ何年かは自然減になるわけです。

だから50%という数字は意味を持たなくなるので、もう一回新たな目標を設定しなければいけないのですが、ここ何年間かは動くので、パーセントで設定しても意味がないので、総額を2年で3億円減らすとか6年間で9億減らすといった総額抑制に目標を変える必要がある。今、そういう人件費の削減をやり始めているところです。

大本 削減する一番の手段はやはり定員不補充というか。

福嶋 そうです。要するに団塊の世代が辞めていくまでにある程度少数でやれる仕事の仕組みをつくらないと、100人一気に退職したときに、100人でなくても少なくとも80人は採用しないといけないことになる。したがってそれまでに少数でやれる仕組みをつくるという課題が出てきた。だが、突然そういう仕組みに移行できないので、逆に前倒しで早期退職制度を入れながら人数を減らしていく。それが基本です。

そのほか調整手当などといった非常に市民からは理解されにくい手当てを減額することも やっています。他の市もみんな出しているけれど市民からは理解されていない。一種の給料 の上乗せですからね。そういう調整手当をかなり思い切って下げる。調整手当は今年度から 地域手当に変わりましたが、どちらも本給に一定率を掛けるという話ですから、それを下げ るのは実質給料を下げるということなのです。人数を減らすということと給与水準を下げる ことが二本の柱です。

大本 それで市の行政サービスの水準は下がらないのですか。行政効率を上げることによってカバーしているのですか。

福嶋 調整手当が下がると職員の手取りが下がります。士気がどうかということはありますが、民間に比べれば、これまで民間は10%はもとより30%も下がったという話がざらにあるので、下がると言っても一桁違う。2%とか3%という話ですから。我孫子市の職員は本当に市民のためにいいまちをつくろうと思って仕事をしているので、2%、3%下がったからといって士気をなくすような職員ではないと信じています。でも永遠に下げ続けると士気に影響してきますので、基本は人数を減らすということだと思います。それにはもう一回民と官の役割分担をきちっと見直していくということが必要になってくる。

大本 昨年3月(2006年)に我孫子市に伺ったとき、役所の地下の廊下に組合のステッカーが貼られていました。労働組合との関係はどうなのですか。

福嶋 税収に応じて人件費を減らす、50%にしたいというときは大変な抵抗がありましたけれど、なんとか合意しました。私はもともと社会党の議員だったわけですし、組合出身ではありませんけれど、組合とは一緒にやってきました。だからよく言うのですが、私が議員の時代にずっと自治労に協力してきたのは、自治労が自治体改革をやると言うから仲間だと思ってずっと一緒にやってきたのです。私が市長になってから自治労(市職員給合)の皆さんはただの一つも改革の提案をしていません。彼らは全部既得権を守る話しかしない。裏切

ったのはあなたたちですよ。変節したのはあなたたちですよ。私は変節してないと言っています。

大本 ひどい殺し文句ですね (笑)。

福嶋 どこか最後は仲間だという意識があるから、言いたい放題に徹底した議論が出来るというのはあると思います。保守のガチガチの市長が同じことをやったら本当に戦争になってしまうと思います。

大本 そういう点では労働組合とのあいだでも信頼関係があるということですね。

2. コミュニティー・ビジネスによる地域活性化

大本 では6番目のコミュニティー・ビジネス (CB) による地域活性化の話に入りましょう。コミュニティービジネスについて、かなり積極的にいろいろな支援もされていますが、 どのくらいパワーになりうるか、その可能性に関してはいかがでしょうか。

福嶋 新しいコミュニティービジネスがいくつか生まれてきてがんばってはいますが、全体としてみれば資金力が弱いというのがあります。

大本 お目にかかった皆さん、そう言っておられました。

福嶋 だからどうしても行政の資金に頼るとか期待をするとかいう傾向が出てくるのです。 その地域のコミュニティービジネスや NPO が、もうちょっとその地域の市民の資金で、活動するという仕組みができないと、本当の自立にはなっていかないなと思っています。地域のなかで地域の市民自身の資金で地域の NPO が活動する、コミュニティー・ビジネスが活動するという仕組みをどうつくっていくのかというのがこれからの課題ですね。

大本 これは我孫子市だけではなくて、市民相互の連帯で活動できるファンドをつくることが必要ですね。それがないと新しい活動ができにくいですね。

福嶋 日本というのは寄付文化の面では遅れていると思うのですが、逆に、市民債を2億円発行したら10億円以上の申し込みがあったなんていうことも起こるわけですね。市民は自分の地域が良くなるのに自分の資金を生かすことができたら、それにすごく価値を見いだすわけです。だからもうちょっと工夫して地域のファンドがつくれればいい。それに行政が協力するにしても、主体になるのは民間でないと本当のファンドにはならない。

私の本の中でもパブリックリソースセンターの事務局長さんの岸本幸子さんと対談していますが、今度も我孫子に来てもらって座談会をやるんです。岸本さんも寄付文化を中心にして、そういうファンドを日本で育てていきたいという活動をずっとやってこられていて、そういうものをつくることによって、コミュニティー・ビジネスなどがこれから本当に自立して飛躍していくことになると見ておられます。

大本 我孫子市の場合,大企業からの退職者の方々がコミュニティー・ビジネスにたずさ わっておられますが,既存の地方の中小企業の活性化とのつながりはどうなっているのでし ようか。

福嶋 コミュニティー・ビジネスというのは非常に広い概念です。ボランティアなどに極めて近いほうのコミュニティー・ビジネスもあれば、ベンチャーだとか中小企業の活動に非常に近いコミュニティー・ビジネスも両方あると思います。だからもともと幅広くやっていかないといけないのですが、事業として本当に活躍しているのは中小企業に近いコミュニティー・ビジネス、あるいは地域の小さい企業がサイドビジネス的にというか、新しい領域への進出としてコミュニティー・ビジネスをやっているというような場合ですね。しっかりやっているかどうかということでいえば、そっちのほうがしっかりやっているのは間違いないんです。NPO やボランティア活動の領域に近い CB というのはなかなかビジネスになりきれないというか、普通のビジネスになりきる必要はないけれど、どうしても市民活動の延長でしかないというところをまだまだ抜け切っていない。

大本 寄付文化の面で、税金はいじれないのですか。

福嶋 地方税も法律で決めているわけです。だから自治体ではいじれないし、構造改革特区も税については認めていないのです。これもネックはネックなのです。

大本 ただ, 高知県の橋本知事などがやっているように, 森林税などはやれますね。

福嶋はい。自分で独自に税をかけるということはできます。

大本 減免はできない。

福嶋 ええ。たとえば NPO に寄付したら控除しますよとか、そういう話はできない。

大本 我孫子市では NPO に対して税金を免除するというようなことをやっていらっしゃいますね。

福嶋 法人市民税の均等割りに対してです。

市川市が自分が納めた税金の1%を自分が指定する市民活動やNPOに市が補助をするという仕組み、いわゆる1%制度というのをつくってすごく話題になりました。あれもおもしろいと思いますが、税の控除ができればそういう仕組みがもっと簡単にもっと公平にできるんです。それができないから1%ルールというのをつくっていると思うのです。

だけど税金というのは所得に応じて払い、その使い道においては主権者全員が同じ権利をもつ。それが大原則なのです。あの1%ルールというのは、ほんの部分的な話ですけれど、その原則をくずしているんです。たくさん納めた人はたくさん税金の使い方に発言力をもつわけですから。だから悩ましいところもあるなと見ています。

大本 1%だからみんなワーワー言わないだけですが、近代の課税原則からするとちょっとおかしい。待てよというところでしょうか。

行政事業を民間がとってほしいと言われて、実践されておられますが、市役所職員の職を 奪うことにつながると思われますが、その点、どのようにお考えでしょうか。我孫子市では、 団塊世代の定年退職者の後任を補充しないやり方で、職員の人数を減らしてゆくといわれて

いますが。

福嶋 我孫子市がすでに持っている定員管理計画では、職員数をピーク時に比べて 221 人 減らし 860 人にすることにしています。これは財政計画もにらみつつ、どのくらい総人件費 がこれから確保可能なのかということを踏まえて立てた計画です。従来は仕事量から積み上 げて必要な人員を計算するのが一般的でしたが、この計画は自治体経営の観点から人員の削減を定めています。ご指摘の通り具体的には、団塊の世代の職員の大量退職に対し、採用人数を抑えることによって減らすことになります。

ですから、現実に問題になるのは、アウトソーシングで余剰になった人員をどうするのかではなく、計画通り人数を減らしても必要な市民サービスを提供できる体制をどうやってつくるかなのです。そのために、アウトソーシングが必要だということになります。現状のままで人だけ減らせば、サービス提供や行政運営に支障が生じかねませんから。

もちろん、公務員は一切解雇のない制度ではありません。仕事が無くなった時は解雇できます。妙な特権意識、甘えを前提とした議論は改めたほうがいいでしょう。

また,一つの事業が行政から民間に移るとき,公務員がその身分を取って行政の他の部署 に移動するのか,仕事を取って民間の社員に移行するのか選択できることも必要ですね。

3. 自然環境を生かした子どものノーマライゼーション

大本 では、7番目の子育てしやすい若い世代に魅力のあるまちづくりに移らせていただきます。実は、今日、この役所に早めに来たのです。そうしたら福嶋さんとのインタビューの待機中に若い大学生とおぼしい男の子が住民票の異動届けでウロウロしていたら、市民サービス課の人がサッと寄って来て、あなたどこからと聞くと立川だというのを耳にしました。東京都の立川市あたりからもこちらに来られるのですね。最近、住民の転入・転出はどうですか。

福嶋 わりと若い世代も多いのです。マンションなんかもできていることもあって、若い世代が入ってきているというのは、ある程度はあります。とにかく子育てしやすいまちをつくろうというのを一つの柱にしていますから。

大本 子育てでは徹底していますよね。病気にしろ夜間にしろあらゆるケースで対応しようとしていますね。

福嶋 行政がたんに子育ての肩代わりをやる仕組みをつくるだけでは良くはならないだろう、たんに行政が子育てを肩代わりする仕組みをつくるのではなくて、やはり基本は、親も学校も地域も、それぞれ自らの力を高めるということをちゃんとやらないと本当のものにはならないという考えです。肩代わりの仕組みだけだったら、昔から比べたら夢のように充実しているわけです。だけど子どもの環境が良くなったという人は全然いなくて"悪くなった" と言っているわけです。だからそれはそれできちっとやりますが、子育ての社

会化という仕組みだけでは子どもの環境は良くならないと思っています。

大本 私は社会保障分野の住宅保障関係に関わって公営住宅とか住宅公団の形成過程を調べたことがあるのですが、かつては公団の団地に自治会をつくって、自治をつくろうということでやってきたので、一般の地域の町内会などに比べて自治意識は高かったのです。ところがそういう人たちが高齢化して、いま東京都内にある団地では孤独死が年間 400 人もいるのです。空き家も多くなってきているし、誰からも看取られないで死んでいくというのが団地の中でかなり出てきているのです。

それは地域のなかでお互いに助け合って、"日頃何をしているの"というぐらいの関心をもつ。それすらもないという状況になっているから孤独死が増加していると思うのですが、我孫子市の場合は、そういうことはあり得ないことですか。

福嶋 我孫子の公団の団地なんかも高齢化していて、住民の人たちはいろいろなネットワークをつくろうと一生懸命やっています。見守りのネットワークだとか電話訪問のネットワークだとかいろいろありますから、努力はしていますが、でもやっぱり孤独死がないということはけっしてないと思います。そういうネットワークとコンタクトをとることそのものを拒否する人がかなりあるのです。自分に関わってほしくないというのです。本人が関わってほしくないという話になるとなかなか立ち入れない。とくに権限は何もない市民の自主的なネットワークは立ち入れない。そういう難しい面はもちろんあります。

大本 見守りとか、いろいろな努力は始まっていますけれど、我孫子の市民の活動力はす ごいですね。他の都市と比較すると団地でも発生率は少なくなるのではないでしょうか。

福嶋 孤独死の場合ははっきりしたデータで出るかもしれません。一方、実際に我孫子市で児童虐待が多いわけでは決してないと思うのですが、児童虐待の通報件数が我孫子市はダントツに多いのです。

大本 監視体制があるので逆に見つけやすくなっている。

福嶋 通報とか相談とか、それらを受ける窓口を徹底して充実させた結果、ものすごく多いんです。だから数字というのにはいろいろあって、日頃からきちんと背景を見ておかなくでは難しいなと思っているのです。

大本 背景を知らないと誤解も生ずる。

福嶋 この数字の意味はどういうことなのか。いい数字なのか、悪い数字なのか。

一見すると我孫子は児童虐待が多いみたいな話になるのですけれども,今の場合はいい数字 だということになります。

大本 地域全体での子供の育成力,教育力のようなものが大事だということで,こちらでは,小学校の子供にも農業体験をしたり,いろいろな現場体験が取り入れられていますね。 そういうことでいうと,子供と土,農業,地産地消といったものの関連はどうなのでしょう。 この間ある篤農家の人と会ったところ市長さんは"うん,うん"と言ってくれるけれど,堆 肥化があまり進んでないのだと言われたのですが、どうなのでしょうか。

むそう塾をやっている玉根康徳さんのところに集まっている市民の方からです。

福嶋 農家の人というより市民のなかには、生ごみの堆肥化がすべてみたいなところもあるのです。堆肥センターは、生ごみの問題としてやるだけではダメで、むしろ有機農業の全体的推進視点でやらないと絶対成功しないだろうということで、農政課とクリーンセンターでやってきています。 EM、生ごみの堆肥化がすべてという思いをもっていますから、どうしても自分の思いがなかなか反映できないという話なのではないかと思います。

大本 おそらく玉根さんたちは山形県の長井市のレインボープランのことが強烈印象としてあるのではないかと思うのです。

福嶋 そうです。レインボープランをとにかく我孫子でやらないとダメだという話なのです。もちろんそれはそれですばらしい取り組みだとは思いますが、そのままやれとは言ってないのでしょうけれど、それを我孫子でという話でもない。

大本 熟度の高い堆肥になるかというのは大切ですね。私が現地にいって知った限りでは長井市にしても、農家からの評判はいま一良くはないのです。うまくやるためには、最初からやはり農協か農協に近い機関とタイアップしてやって完全に出来上がったものを完全に農家が使ってくれるルートをつくらなければいけない。そういうルートがないままにやるのはすごく問題です。農協などとタイアップすると、農協は使用者ですから質についてうるさい。それが結果として良質な肥料になる。だから、つくればいいというものではないのです。

福嶋 我孫子には地産地消の協議会ができて、農業者と消費者が一緒になって動き始めているのです。そこではまだ堆肥の問題というのは具体的な課題にはなってきていないですが、そういう動きを息長くずっとつくっていかないと浸透しない。すべて生ごみの堆肥化が先にありきでやるというのは、今の状況では無理だということです。

子どもたちの話に帰れば、せっかく我孫子というのはまだ自然があるので、自然体験を含めたさまざまな具体的な体験をちゃんと子どもたちに提供していくということ。それを一つの柱にしています。

大本 大事なことですね。小さいときの自然体験は大人になって生きてきますからね。 子どものノーマライゼーションと言うのでしょうか。いま少子化のなかで子どもに目が向く ようになりましたが、我孫子の子どもに対するやり方というのは、子どもをどうノーマライ ズ、普通のものに戻していくかということで積極的に取り組んでおられますが、どこまでい ったとお考えですか。

福嶋 これは簡単な話ではありません。"子どもが変わりました"なんて、そう簡単にいくわけはないので、いろいろな事業をやっています。予算が議会で通らなくて日程を短縮したりしたのですが、チャレンジウォークといって5日間、子どもたちが自分たちの力で歩いて旅をするとか、農業体験とか、いろいろな学校の子どもたちが同じ場所に泊まりながら学校

に通うとか、様々な取り組みをやり始めたという段階です。それから子どもの拠点、児童館 とかいうのではなくて子どもが自然のなかで宿泊もできるような拠点をつくろうという計画 も進めています。

大本 なかなかいいですね。私もスウェーデンに行ったときにこういうことを言われました。スウェーデンではノーマライゼーションといったら高齢者とか障害者のことばかりやっていると思われていますが、そうではなくて、子どものノーマライズが必要だということで80年代後半に取り組まれている。そこで子どものノーマライズとは何ですかと聞きますと、自然に戻していくことですと言うのです。

つまり、いままで都市計画家が町のなかに人工的に子どもの遊び場とか公園とかをつくってきた。だが、それは子どものノーマライズではないんだ。大人の発想であって、これはだめだ。だからストックホルムの団地の公園を取り壊して自然にしていく。林や森にする。そのなかで子どもたちを遊ばせるということをやっていました。また、学校のカリキュラムにも1年間のうち1週間とか10日とか、必ず自然のなかで生活させるということにも取り組んでいます。それには学校の先生だけではできないので、父兄とか市民のボランティアの人たちの協力を得てそれを実践していました。これも子どものノーマライズの一つだということを言っていました。

我孫子の自然の中で暮らす取り組みをみていると、これは子どものノーマライズではないか。要するに遊び場にしても所詮人工ですね。大人が見守っていますが、それより子どもを生態系のなかに放り投げる。ナチュラルステップ理事・高見幸子さんと科学技術への市民参加を考える会事務局長・鏑木孝昭さんが共著で出している『北欧スタイル快適エコ生活のすすめ』(オーエス出版社、2000年)という本があります。スウェーデンには"ムッレ"という森の精の名をとったボランティア団体の"ムッレ教室"というのがあります。そこではお父さんお母さんが子ともを森に連れて行って子どもが自然のなかで遊ぶことによって生きている物はすべて同じ価値があり、それぞれ生きる権利があるという倫理を自然に学ばせているとのことです。我孫子の場合、手賀沼をはじめ近くに多彩な自然があるのでそういうことのできる条件がありますね。

福嶋 手賀沼のほとりに谷津ミュージアムといって、谷津の多様な自然を再生をさせて、昭和30年代の農村を復活させようというプロジェクトがあるのです。

大本 現在のコンクリート護岸の水路を多自然型護岸の水路に改修するという事業ですね。

福嶋 そうです。それもその中の事業の一つです。また、谷津ミュージアムに隣接して運動ができる公園と森林の公園がありますので、この地区一体を子どもがいろいろな体験をできるゾーンにしようという計画を進めています。

子どもの拠点づくりにしても、その前にやった子どもの遊び場づくりの計画にしても、繰り返し繰り返し出てくる問題は、集まって議論してもらうと、子どもの活動支援をしている

大人の団体の拠点になるんです (笑)。いつの間にか、すぐすり変わっちゃうんです。

大本 "ムッレ"のグループもいっているのですが、生態系の中に子どもを放り込むということは、ある意味では危険と隣り合わせのところがあります。またそうでない限り子どもが危険を避けることによって自分の運動神経を発達させることはできない。そこも大人は見守がいるのですが、それでも何らかの危険はゼロではない。

今まで大人がつくった人工的な公園を全部取り壊して、木を植えて森のようにしてその中で遊ばせると怪我なんかもあります。でも子どもは野生の自然生態系の多様性のほうが興味を持ちます。危険も隣り合わせだけれど、しかし子どものノーマライズだというようなかたちでやっています。

そうでないと、いま起こっている子ども同士のいじめの虐待というのは自然がわからない子どもたちがやるのではないかなという感じがしないでもないです。そういう点では、我孫子というのは自然の条件もそろっているし、それを政策的に積極的に後押ししていくという意味では、すごくいいなというふうに思っています。すぐに成果が目に見えるというものではないとしても20年から30年後に福嶋さんがやられたことの成果は必ず出てくると思います。

Ⅳ. 自治を担う市民のさらなる成熟にむけて

1. 真の補完性の原理をめざして

大本 そこで我孫子市の民営化について伺いたいのですが、民営化といっても、市長がお 進めになっているコミュニティー・ビジネスが、民間私企業と同じ能力があるのだとすれば、 コミュニティービジネス型のほうにもっとより多く担ってもらいたいというのは我孫子市の 民営化の方向性としてはあるのですか。

福嶋 同じようなものを企業とコミュニティー・ビジネスが提案してきたら、どっちがいいか中身で判断することになると思います。いま提案型制度の中で出てきているのをみると、企業は企業の持ち分で提案してきているし、NPO は NPO で、NPO ならではの提案が出てきています。審査の視点というのは、サービスがいかに良くなるか。コストも無関係ではありませんが、コストにウエイトをおくと、サービスの質にコストが掛けられなくなるので、総体としてみてけっしてサービスの向上にはならない。だからコスト、サービスの質をトータルに判断して市民へのサービスが向上するかどうか。本当に市民の利益になるかどうかということに尽きる。審査基準はその一点です。いろいろな審査基準はあるけれど、突き詰めればその一点ですよと言っているのです。

大本 そのプロセスのなかで、そこで議論が巻き起こって、本当に行政として残すべきものは何だろうかとか、ここは大丈夫ではないかとか、そういうふうに議論が進化していくの

ではないですか。

福嶋 公共サービスの委託はいままでもいろいろやってきたわけですが、いままでの委託の仕方というのは、いろいろな外部の意見を聞くにしても結局は、これは委託をして民間に任せて大丈夫だろう、そのほうが効率的になるだろうというふうに行政の側から発想して決めて、決めた後に委託業者を選ぶため入札したりプロポーザルしたりした。今度の制度は、最後は市長が責任を持って決めるとしても、行政の側から発想するのではなくて、民間側から発想してもらって、この仕事は市役所がやるよりも、自分がやったほうがずっとうまくできる、市民のためになる、というものを提案してください。市民の側からの発想で提案してください。民間側から行政の仕事を奪い取って欲しい。だから行政は例外なく全部の事務・事業を一覧にして公表して対象にしますということになっている。それは分権のなかでの補完性の原理のスタートを市民にするということです。

大本 市民がやれるとことは市民でやる、市でやれるものは市でやって、県でやれるものは県でということですね。

福嶋 市民に近いところから、まず市がやれることをまず市がやる。国が下ろすのではなくて、市がやれることは先に市がやって、県がやれることはその次にやって、最後に残ったのが国ですよという発想ですね。しかしその出発点は、実は市の行政ではなくて住民なのだという話です。まず、市民(民間)がやれることは市民(民間)がやる。

いま分権の議論の中で、国がこれは地方に任せていいかどうか議論しているけれど、そんなことを議論するのではなくて、地方がぜひやりたいと考えるものをまずこちらに寄こすのが当然なのではないかと思っているわけです。それは地域の中で、民間と行政の間でも本当は同じことだろう。こっちが、これは民間でやれるかどうかなんて偉そうに議論しているのではなくて、民間からすればそんな議論を訳の分からない市役所がやっているより、とにかくこれを自分たちにやらせてくれたら、市民のために今よりずっと良いサービスを提供できる、と思っている部分が必ずあるだろう。だったらそれを提案してもらって議論しましょうというものです。

大本 そうしますと福嶋さんのは究極の補完性の原理ですね。本来は市民が主体である。市民ができないことを役所が手伝う。そういう補完性ですね。人民主権にもとづく補完性。もともとトクヴィル『アメリカのデモクラシー』(1835年。松本礼二訳、岩波文庫上・下)が明らかにしているように、アメリカの市民はタウンミーティングを開いて自治、市民統治をやっていて、補完として行政が市民の出来ないことをやった。それが現在でも続いてきて、行政が何もやってくれなかったから自分たちでやっていく。自分たちでお金を出し合って学校をつくったりする。市に対して、私たちはこれだけのことをやっているのだから余計な税金は納めないよというふうな形にもなり、税の使い方にも厳しい目がそそがれる。

福嶋 審査委員会の若手の研究者も話されていましたが、日本で補完性の原理というと市

町村から始まるけれど、ドイツで補完性の原理というと住民から始まるが、我孫子市はまさ にそうだということです。

大本 ただ、日本的状況ということから危惧されるのですが、市民ができないことを行政 にやってもらうという補完性を徹底する前提として、自律的な自治をつくっていくという意識が市民に形成されていることが前提ではないか。我孫子市民の自治意識に対してはどのように認識していらっしゃいますか。

福嶋 市民活動もものすごく大きな曲がり角にきています。私が市長になる頃までは団塊の世代よりちょっと上の人たち、すなわち手賀沼の浄化運動を始めた女性リーダーが、20~30年間、同じ人たちが、年齢的にいうと30歳代から60歳代になるまでずっとやり続けてきたわけです。それはもちろんすばらしい活動をやってきた。でも私が市長になった頃から大きく変わってきたことの一つは、世代交代です。これまでずっと活動を担ってきた女性のなかで世代交代が始まった。それまではリーダーの人が決まっていましたから、我孫子で市民運動をやっていてあの人の名前を知らないのはもぐりだという感じだったけれど、今は一生懸命地域でやっている人でも、若い人は、かつてのリーダーの名前を聞いて"その人、誰"っていう感じになってきた。こういう女性の世代交代が一つあります。

もう一つは退職した男性が市民活動に入り始めた。これがなかなか難物で大変な話なんです。いろいろなトラブルも起きるわけですが、ともかく男性たちがすごく入ってきた。昔は集まりというとほとんど女性で、男性が来ていると、"あれっ、男性が来ていますね"という感じだったけれど、今は半々ぐらいになってきた。だからここでも大きな曲がり角を迎えている。

ただ、我孫子は市民運動やボランティア活動の歴史が長く伝統があるだけに、市民の中には、本来役所がやることをやってあげているという意識がかなり強いんです。だから"市にやってあげている"みたいな言い方をする。最近は少しは変わってきたと思うのですが、けっこうそういう言い方をする。"なんで私たちは市のためにやってきているのにお金まで出さないといけないの"といった話が平気で出てくる。でもそれでは、本当に新しい公共を一緒に担うパートナーとはいえない。だから私はこう言うのです。"皆さんは市役所のために市役所に代わってやっているのですか。市民のために、まちづくりのために自分の考えでやっているのでしょう。市役所のためにやっているならやめてもらってけっこうです。市役所がやるべきことは市役所がやります"とズケズケ言うのです。そういう意識は、根強いものがあります。

大本 かつての歴史がそうだっただけに意識の切り替えは一朝一夕にはいかない。

福嶋 ええ。

大本 私もイギリスに行っていろいろなボランティア運動のなかで働いてきた経験からいいますと、向こうの人は、自分たちでやるべきだということになると文句を言わないで無報

酬でサーッと入って行くのです。ところが日本の場合は、何かやると言ったら、これは行政 がやらなきゃならないことなのに、なんで私たちがやらなければいけないの。お金もくれな いのになんで無報酬でやらなければならないのよというふうになりがちですね。

福嶋 ましてや自分たちが資金を負担してやるという話になると、なんで市のためにやっているのに負担までしなきゃいけないのだという話になる。

大本 斎藤仁という方の『農業問題の展開と自治村落』という本では、こういわれています。昔、江戸時代までは自然村で自治村落というのがあった。明治以降、大久保利通などが地方自治機構をつくるなかで、自治村落をつぶして行政村をつくった。そこでいまでも町内会の会長などはほとんど"市のことをおれたちが代行してやっているんだ"みたいな意識でいますね。そうだとすると市長が市民に求めている姿勢というのはものすごい転換ですね。

福嶋 まさに 180 度の転換。

大本 でもその転換がないと、コミュニティーづくりはうまくいかないでしょう。

福嶋 だからといってまず転換してからとかいうことでは何も始まらないので、やはり一緒にやっていかないといけない。そういう意味では、本当に意識を変えていくというところは残っている大きな課題です。行政がやるべきこと、市がやるべきことを私たちが代わってやっているという意識なんですけれど、現実にはいろいろあるにしても、基本的に市民がやれることは、本来市民がやることです。理念でいえば市民がまずやる。自分たちのまちをつくる。市民がやれないところを税金を出して行政にやらせているのであって、行政がやれないから市民がやっているのではない。逆なのです。

大本 ヨーロッパの市民にあっては、自分たちでお金を出して、足りないところをお願いしますと市に持っていく。それがすごく日常化しています。例えば気心の知れたお年寄りだけで住む集合住宅をつくりたいと言ったときに、私の今の家は大きいので、掃除もしなければいけないから住みにくい。そこで、自分の家を売って、その建設費を出すのです。だが、これだけ集めたのだが、どうしても資金が足りない。なんとかしてくれないかと自治体に持っていくから、"それでは、土地だけは永久に無料貸与しましょう"と対応することにもなる。でも市の物を提供するのだから、市側の意向も入れてください、市ではお金のない人も入

れたいと思っているといったときに、お金がなくても労働力を提供してくれる人を募って、そういう人を順番に入れましょうということで形がととのえられていく。お金を出すか、労働力を出すか、何か市民が貢献して、それでもできないところを市に持っていく。日本では、すぐ"なんで金を出さなければならないの"となってしまいそこら辺のところがまだ弱い。これは自治の根っこ、本当の深部にかかわります。けれど市民自治という以上は市長さんのいっている方向のほうが正当ですね。

福嶋 "市民活動はあなたたち自身の活動なのでしょう。自分たちの活動なのだから、自分のお金を出すのは当たり前でしょう"というのが筋なのに、そうではなくて"私たちは市

のためにこれだけやっているのに、なんで自分のお金まで出すのだ、行政が出して当たり前でしょう"という話になる。どうもこれはなかなか抜きがたいものがありますね。

大本 日本社会にあってはそれは革命的な転換ですね。

福嶋 文化とか哲学の話にもつながっていく。

大本 私が日本の先進自治体といわれているところをいくつか回って気付いたことの一つは、かつて我孫子も無気力な市長だったので旧住民が新しい市長さんをというまで大変な状況にあったから出発した。これと同じようにある過疎の町で、みんな夜逃げして出て行ってしまうというどうにもならないところから出発しています。そういう危機意識をもって立ち上がっていったというところは地域の再生がきているのです。それは住民たち自身も積極的にいろいろ活動するからです。日本では、どん底に落ちて、どうにもならなくなったときでないと市民がお金を出して自分たちでやりましょうというふうにならないのかなという感じがしないでもないのです。

福嶋 夕張がまさにそうですね。我孫子では市長が替わっても、行政が市民活動、NPO やいろいろなコミュニティー・ビジネスと一緒にやっていくということは継承できるでしょう。時代もそういう流れだから。でも、本当に現在の市民意識を変えていくには、行政にとって、市長にとってものすごくエネルギーが必要だということです。

もう一つ私が気を付けてきたことは、市民活動や NPO と癒着の関係にならないということです。特定の建設会社とツーカーの関係になったら癒着だと言われるけれど、特定の NPO とツーカーの関係になったら、うまく連携ができて信頼関係ができているというふうに言われることもある。しかしそれは違うでしょう。建設会社とツーカーになったら癒着と言われるのと同じように、NPO とだってそんな関係になったら癒着でしょう。それには変わりがない。NPO ともオープンでオフィシャルな関係をちゃんと保たないといけない。

さすがに市のどの部署も、最初から市民を除外するというのはなくなりました。しかし、自分の課と日頃付き合いのある仲間内のNPOや市民を取り込んで、それで市民と一緒にやっていますと言っているようなケースは、まだまだときどき出てくるんです。市民と一緒に実行委員会をつくりました。実行委員をどうやって選んだのと言ったら、ふだん自分たちが付き合いのあるいくつかのNPOに声を掛けてそのメンバーでつくっただけ。それはおかしいでしょう。もう一回公募し直しということが何回かあったのです。かなり気を付けなければいけない話で、なんとなく市民とNPOといい関係をつくってやればいいという発想では、ちょっと危なっかしい気がするんです。

だからけっして NPO や市民活動の人たちに、いつもいい顔をしているというのでは全然ないのです。私はむしろ厳しいことを言いつづけてきた。担当課は、やはり市民に押されたりしますから、担当課とは話はまとまっても、"それは違う"と考えると、私が出て行ってつぶすことだってけっこうあるのです。だからこれにはかなりエネルギーが要るというか力技

のところがあるので、新しい市町に引き継いで、これはなかなか大変だなという気がします。 大本 そこの点で次の市長さんが、福嶋さんのような考え方と同じような市長さんであれ ば、かなり切っていけるけれど、そうではなく日本的なしがらみにからめとられる場合は、 癒着とは言わないまでも馴れ合い的になりやすい。それのほうがやりやすいから。たしかに 企業に対してでしたら癒着と言えるけれど、NPOに対して癒着というのはなかなか言いにく いところがある。だが、そうするとかえって市民が自立して自分たちでやっていくという仕 組みから遠ざかりますね。

福嶋 見ただけで私と違う逆の立場の人。市民活動とかNPOとかはきらいで、行政がちゃんと統制的にやっていけばいいのだという人は、たぶんどこの市でも、今の時代、市長にはならないだろうと思うんです。ただ、私とまったく同じ流れで、市民活動やNPOと一緒にやっていきますという市長のときにも、実はその中身において本当の協働の関係をつくるとなると、これはなかなか簡単なことではないという気がします。

大本 綾町がそうなのです。綾の今の町長は前の町長の腹心と言われた人なのですが、精神のところが継承されなかったケースではなかったかと思われるのです。今おっしゃったように、市民投票であれ何であれ、これは仕組みですよね。でも福嶋さんの市民自治の精神が赤いたいまつの炎として伝えていきたいと思っている人ととにかく、仕組みさえあればいいんではないかという人とでは外見は似ていても似て非なるものですから、もともと精神が分かっていない市長さんであれば変質していく。そこが恐いのですよね。

つまり形は受け継いでいるけれど、変節してしまうんですね。だからまだ日本では自立した市民による市民民主主義というのがまだ過渡期だと思うのです。まず、はじめに選挙にいくことから始めてこれからつくっていかなければいけない。これから本当の民主主義をつくっていかなければならない。そのときにその精神が受け継がれないと変質・変節が避けられなくなる。

いわゆる市民派の議員さんといわれる人の話では市長さんが言うふうに変わらないとダメでしょうね。議員が代行しているでしょう。住民のパワーをパワーアップするのが自分の仕事だというのではなくて、住民の要望をおれが聞いてやるよと。おれが議会に行って実現させてやろうというふうに代行主義的にやっているので、かっこよく振る舞っているだけのように思えるのですが。

2. 提案型公共サービス民営化制度の底にあるもの

大本 コミュニティー・ビジネスとも絡めて、我孫子市では新しい公共性の一環として提案型公共サービス提供制度という独特のアウトソーシングをやっておられますね。我孫子市の全事業を公開して、民間私企業でもいいし NPO でもいいし、自分たちでできるところがあったらやってもらいたいと民営化を提起されましたが、それはどこまで行っていますでし

ょうか。

福嶋 去年(2006年)の4月から始めて去年8月には79件という提案がありました。現在までに34件ほど、採用するということを審査委員会で決めています。でも、採用するといっても準備期間とかいろいろな調整とか必要ですから、とりあえず当初予算で明確に提案団体にお願いしてやってもらうというのは三つです。

三つはいずれも大きな予算のものではありません。一つは、赤ちゃんができたお父さんお母さんを対象に出産とか赤ちゃんの育児にかかわる教室をやっていたんです。この"しあわせママパパ教室"をいままでは市の保健センターの保健師がやっていたんです。それなりにやっていたのですが、その事業を助産師の協会が、自分たちが企画から運営まで全部やりますという提案をしてくれたので採択したんです。保健師もスペシャリストですが、赤ちゃんの出産とか赤ちゃんの育児ということになると助産師さんのほうが臨床例もいっぱい持っていますからはるかにスペシャリストなのです。だから内容もずっと良くなるだろうということで採択したのです。

あとは生涯学習の講座のなかに歴史文学の講座と女性向けの講座で "磨く" とかけて女性 魅学というコースがあるのですが、それを一つは CBの有限会社、一つは NPO 法人に任せ る。そこで三つになります。

前にも話したとおり、この提案型公共サービス提供制度というのがこれまでの民営化とどこが違うかというと、行政の側の発想で決めるのではなくて、民間の発想で、民間のほうからみてこの仕事は市役所がやるよりも自分たちがやったほうがうまくいくよというものを提案してもらう。ここが違うのです。

大本 発想の転換, 逆転の発想なのですね。供給側ではなくて需要側, 需要するニーズがあるほうの消費者のほうからみる。供給側ですと, これを外に出すか出さないかは役所の都合でしょう。そこは大違いですね。

福嶋 むしろ民間から行政の仕事を奪ってもらうという発想なのです。もう少し理屈で言えば、補完性の原理のスタートを市民に置く、民間に置くということだと思うんです。

大本 要するに福嶋さんは、まず市民の生活行動そのものから補完性を考える。そこまで 補完性の原理を徹底化するということなのですね。

福嶋 だから民でやれるものは全部やって、やれないものを税金を払って行政にやらせる。 その行政の順番としては基礎自治体があり広域自治体があり国がありますよということだと 思うのです。

大本 行政の壁をとっ払ってまず民に赴く。ボーダレスですね。

福嶋 補完性の原理のスタートは市民なのです。だから行政にやらされているとか行政の代わりにやっているという話ではなくて、市民や民間ができるものはそもそも市民や民間がやるものです。やれないものを行政が補完して税金もらってやっているだという、そこをき

ちんと押さえておく必要があるといっているのです。

大本 でも、そのことは行きわたっていますか。

福嶋 いや、なかなか。しつこく私は言ってきましたから我孫子の市民活動をやっている人のなかでは多少意識として出てきたかなという感じです。

大本 かなりそれは破天荒な仕組みですね。私の住む東大和市では、子ども、障害児の場合はデイサービスとかいろいろありますが、成人して自立した生活をするといった場合には家が必要です。そのときグループホームをつくる場合に、親が土地を提供すると建物を建てるときには東京都が8分の7を補助してくれます。そうすると、親たちは必死にやります。いずれ自分は死んでも子どもは生きていかなければならない。そうすると余力のある親は何人か集まって土地を提供して、そこにグループホームをつくっています。

ヨーロッパに行ったらそういうのが普通なのです。ここまでやるけれども、あとはできないから何とかしてほしい、建物のお金はあるけれど土地がないといったら行政が土地を提供するとか、そういうかたちで行政が補完していく。ですからこれからは日本もそういう補完性の原理にたってやらないと行き詰りますね。全部、行政にまかせるというのは不可能になってきますね。

福嶋 私は市民活動出身ということもあって、誰にでもというわけではないですが、けっこう言いたいことは言っているんです。だから NPO などから市に協力してやってあげてるんだみたいな話が出ると、皆さんが勝手に他の市民の人たちのためにやっているんでしょう。その勝手は悪い意味ではなくて、皆さんのすばらしい判断で、対象になる市民の人たちのためにやっているんでしょう。それを必要だと思うから市が応援することはあるけれど、市のためにやってくれているからではありませんと言うんです。

大本 そうですね。中世の自治都市が生まれたというのもそういうことからですね。市民 生活の防衛から始まって、市長を指定する。つまり市長を雇うわけ。私たちはそういう発想 に慣れていないところがありますが、本来はそれが筋ですね。

福嶋 ええ。行政がやるべきところをやれないから、補完してあげるみたいな補完性の原理の逆。

大本 逆補完性になってしまう。自分たちを補完してもらいたいという話ではなくなる。

福嶋 行政の補完をしているという意識はけっこうあります。

大本 普通、そうですね。しかも美談として語られますね。

福嶋 補完性の原理だから、行政は皆さんの補完をしているのであってという話なのです。 現実には、行政がつくった法律の隙間や制度の隙間を NPO が埋めているということはあり ます。だから代議制と直接民主制の話とちょっと似ています。ここでもまず現実の話と理念 と一度分けて考えておかないとだめですよということです。

大本 ただ, 立脚点はきちんと押さえておかなければということはありますね。

福嶋 そうなんです。立脚点なので、現実の話とごっちゃにして、"いや、これはこうじゃないか"とかと言い始めるとわからなくなります。

大本 なるほどね。『週間東洋経済』の 2006 年 12 月号に「『暗黒大陸』にメスを入れる, 2 人の改革請負人」という記事に、リクルートから杉並和田中学校校長に転身した藤原和博氏と福嶋市長が登場しています。福嶋さんの方のインタビューのタイトルには「身分を取るか、仕事を取るか、公務員は二者択一を迫られる」とつけられています。このタイトルだと福嶋さんは血も涙もないリストラー本槍の人物のように思われてしまいますし、インタビューの中身でも補完性の原理の補の字も出てきません。とても福嶋さんの思想の紹介とも思われないのですがどうなのでしょうか。

福嶋 新聞は別ですが、週刊誌や雑誌は記者がまとめたものを事前に見せてくれたりするのですけれど、あれは全然事前に見せずにいきなり発行になったので、これはだいぶ違うなという感じはありましたね。

大本 タイトルがすごく刺激的で、中身を読んだら書いてあることは福嶋さんの言っていることとは全然違うとしても、福嶋さんがおやりになった仕事をああいうふうに世のマスコミは使っていくのですね。

福嶋さんがやられている民営化で思い出したのですけれど、例のプール事件(2006年8月1日、埼玉県ふじみ野市の市民プールで小学2年生の女の子がプールの排水口に吸い込まれて死亡した事件)のようなことはむしろ起こらない。あれは市のほうが委託して全然放ったらかしていたわけですね。私の民営化はそういう民営化ではないのだと言えますよね。

福嶋 行政のアウトソーシングをコストの削減というところでやると絶対に歪みが出てきます。だから民と官で共に担う「新しい公共」をどうつくるかという視点をまずしっかりともって、そのうえで、コミュニティーのなかでいかにより良いサービスをつくっていくのか考えていかなければダメです。この提案型でやっていくときは、委託の場合だと委託してもまだ市の事業ですから行政評価の対象になってきます。しかし完全に民営化した場合、つまり民間事業になった場合も含めて、そのサービス評価の仕組みを地域のなかでどうつくるかという設計をやっていかなければいけない。従来のアウトソーシングというのは全部コストの問題でやってきましたから、そこの問題は相当あると思います。

大本 そうですね。あまり常識はずれの安さというのは必ずどこかに歪みが生じるから、 全体で評価といけないわけですね。

福嶋 このあいだ鳥取自立塾で一緒になった前武蔵野市長で自民党の国会議員になった土屋正忠さんが、その事業が労働集約型なのか、技術集約型なのかということをちゃんと見極めないで、労働集約型の事業をたんにコストだけで競争させて、どんどん下げていくと、絶対に危ない問題が起こるよと言われていました。だから技術集約のところで競争するのはいいけれども、労働集約のものはちゃんと中身を見て基準をつくらないと危ない。提案型でや

る場合は完全に中身の審査が中心なのですが、通常の委託の場合にコストだけで委託するというのは気を付けないといけない。

大本 その点では、一般のコスト削減目的の民営化と我孫子市の民営化とでは、同じ民営化という言葉でも中身が違うわけですね。一般的な考え方では、往々にして言葉だけをみて、 我孫子もリストラ型の民営化しているのという話になりますね。そこらへん違うのだという ことをどうやって明快に出ていくかく一考を要すると思いますが、どうですか。

福嶋 説明していくしかないでしょうね。また、実際に今回の我孫子の民営化制度を進めるうえでも、とにかく成功事例を積み重ねていくことが一番大切だと思うのです。

大本 今おっしゃったように、民営化という言葉を使っているけれど、新しい公共性の創造につなげたいというのが根底の思想としてはあるのですね。

福嶋 新しい公共をどうつくるかというのが基本視点で、そのなかでコストの問題は当然 出てくるけれどコスト削減が基本視点ではないのです。

2. 行政改革=市役所の内部改革

大本 それでは行政改革というか、役所の内部改革がどのように進めてきたか伺いたいと 思います。施政方針のなかで、我孫子市の行政改革に関わって、総合窓口の開設のほかに行 政評価システムの取り組みを挙げておられますが、これはどれだけ実現していますか。

福嶋 総合窓口の開設については具体的にすでにやっています。行政評価システムは大きな意味をもっていると思いますが、行政評価の仕組みというのがなかなか難しくていろいろ問題にぶつかっています。ただ、行政評価表を事前評価でつくっていくわけですから、少なくとも職員がこの事業はどういう目標でやるのか、何を目的にして、どんな数値目標を立てて、どれだけの資源(お金・人)を投入してやるのかとつねに考えていくことになります。これは一歩前進です。

本当にこのシステムを生かして市全体の改善に結びつけなければいけません。事業評価にもいろいろありますが、施策評価とか政策評価もやらないと全事業評価だけをやっていても何をやっているのだか訳がわからなくなるという可能性は強い。つまりどの事業を本当にやらないといけないのか、それをスクラップしていいのか。あるいは統合していくのかというような話は全事業評価からは出てこないわけです。各事業の改善策は出てきますが。やはり施策レベルの評価や政策評価をやっていかないと、行政評価の最終的な意味はでてこないなと思っています。

それから一つひとつの事業について数値目標を持つことは職員の意識を変える上で意味はありますが、その立てている目標というのがまだまだ極めて不十分です。これが目標かと思わざるをえないものがいっぱいあるわけです。

たとえば何かの文化事業をやる。"じゃあその目標は何か"というと単に参加者 500 人が目

標ですとなる。だが文化事業で参加者 500 人を達成したから何が得られるのか。500 人の根拠は何か。肝心なところはよくわからない。

大本 日本という国は、省庁でもそうなのです。たとえば医療の問題でも最初に数字が来ます。経済成長率よりも医療費のほうがが増大してきている、だから経済成長率に合わせて 医療費も抑制していく、だから医療費をこれだけ下げていくという数値で出てくるのです。 そうではなくて目標というのは、医療を受ける側にとってどれぐらいウエルフェアが得られて、同時に社会的コストを下げられるという、その兼ね合いはどういうふうにするかというのがないままで、数値目標で決めてしまうのですね。

福嶋 目標にならない数値目標ばかり並べているという感じで、ずっと見ていると頭が痛くなりますが、いままではそれさえも考えていなかったということなんでしょうから、まあ一歩前進ではあるのです。

大本 大学の評価制度でも数値目標を決めるのが入っていますが、おっしゃるとおりです。 いろいろな問題点が出てくると、非常に細かい改善項目を立てます。トラブルチェックのようなものでも、そこに戦略的なデザインが入っていて、その中にはめ込めばいいのですけれ ど、その大きなプランを立てる力がないので小目標をただただ繰り返しているだけなのです。 だから次第にマンネリになってしまうというところがあります。

福嶋 最初は、全事業評価をやってそこから施策評価に上がっていって、さらに政策評価というふうに段階的に考えていたのですが、それは頭の中で思っているだけで、そんな話ではなくて両方から攻めていかないといけないし、もしかしたらそれぞれは別物かもしれません。

大本 かえってマニュアル化するだけに危険性もありますね。

福嶋 下手すると作業量ばかり膨大になるという問題もあります。

大本 ここでも、しかるべき人がコントロールしていないと作っただけではだめな部分ですね。

福嶋 そうです。

大本 我孫子は NPO をはじめ市民活動が非常に活発で行政も支援もしているということですが、アメリカの政治学者のロバート・パットナムという方が『孤独なボウリングーー米国コミュニティの崩壊と再生』(柏書房、2006年)という本のなかで、ボランタリー組織などの市民のいろいろな活動、ネットワークというのが盛んな地域というのは、その地域も安全だし住民の健康度も高いし幸福感も高い、子どもも恵まれている状況が生み出されるということを実証的にやっていて日本でもかなり評判になっていますが、我孫子市もボランタリーな市民活動というのが非常に盛んである。それで、福嶋さんからみて我孫子市市民はそういう活動をとおして地域が安全で健康水準が高くて、子どもたちも恵まれているまちになっているという感じはおありですか。

福嶋 我孫子が本当にそういうまちになったとはなかなか言い切れないとは思いますが、ただ、たとえば安全の問題にしても、住民レベルで地域の防犯活動を熱心にやっているところは、間違いなく刑法犯の発生件数というのは下がるのです。我孫子市は繁華街がない住宅中心のまちですからもともと全体的に犯罪発生件数は低いのですが、それでも年間 2000 件位の犯罪自体はあるわけです。でも空き巣なんかが多発した地域で本当に住民が一生懸命パトロールを始めると確実に減るのです。

そういうことは単純に言ってありますし、私は最近"小さい政府で大きな公共"と言っているのです。コミュニティーのなかに市民自身が公共を担う仕組みをつくる。公共を担う民間の主体を育てていくことによって公共を大きく充実させ、市役所はコンパクトで効率的なものにしていく。それが必要なのだと言っているのですが、実際に公共を担う民間の主体がNPOなどによって非常に豊かになるというのはあると思います。いままでは民間企業かボランティアかという選択肢だったのに対して、もう一つNPOとかCBという領域ができることによって、ぐっと厚みを増すと思います。そのことによっていろいろなサービスが提供されていくということは、間違いなく地域の生活向上につながるはずです。ある程度は我孫子市でもその成果は出ていると思います。

また、地域にいろいろなサービスを提供したり、その地域をつくっていくうえで、自分が参加するという機会が多ければ多いほど、満足というところまではいかないにしても納得はするということは出てくると思います。自分が求めているものが全部充足されるという満足ではないけれど、それぞれみんなが議論し納得しながら地域をつくっているということによる満足感は高まってくると思います。

サービスを受けるだけですと、自分の求めるサービスが全部充足しない限りは不満だということになるわけですが、そうではなくて自分たち自身で地域をつくっているという意識が高まれば高まるほど、そういう満足感が出てくるんだと思います。

大本 前回,我孫子市で NPO の方々とインタビューしたときにある女性が地域のなかで私が必要とされているという意識というのはすごく自分を励ませると言っていたのですが,そういうのはありますね。

福嶋 それはそうですね。人間というのは何といってもそういうところに充実感を感じますから。

大本 そういう思いで継続していくうちに部分と部分がつながりまち自体の全体の連関が みえてくるということはあるでしょうね。

3. 市民育成としての政治

大本 03 年の施政方針の冒頭で「地方分権の一番の意義は、主権者である市民に近い所に 行政権限ができて、地域に暮らす人が自分の地域の問題を自らの手で解決し、自己決定して いけるようになることつまり市民自治にあると考えます。市民が"自分たちの意見を市政に 反映できる""まちづくりに実際に参加している"と実感できる自治体にしたい」と述べられていますが、12年間の市長職をとおして市民自治はどこまで育ったと評価されますか。望ましい市民に育っていくには、いま以上にどんな条件が必要とお考えでしょうか。というのはジョン・スチュワート・ミルは『代議制統治論』(1861年。水田洋訳、岩波文庫)で政治というのは人々の道徳的、知的質を上げていくことにある主旨のことを書いていることが念頭にあるからです。感覚としてその点についてどういうふうにお感じになっておられますか。

福嶋 それこそ感覚で定量にはなりませんが、市民の人からけっこう言われるのは、私が市長をやった時代になってから"いままで市政には全然関係ないと思っていたけれど、市政とか行政がどうなっているんだろうかと気になってきた"あるいは、"いままでは言いたいことがいっぱいあっても、言わずにいたのが、言おうと思うようになった"という意識の変化です。同じ不満があるにしても、今は"変えよう""変わってもらいたい"と思って意見を言うようになった。そういう意識の変化がある程度生まれてきたのかなと思います。

大本 それは大きいですね。見識も何もない変な人が市長になると、もう無力感であの市長には何をいっても無駄だとなりますから。ところが福嶋さんですと、いつもなんか言ったら聞いてくれるかもしれないという雰囲気を漂わせておられるので何を言っても無駄だという無力感とか脱力感が溶けてきたということですね。

福嶋 そうですね。市長の顔もほとんど見えないし会わないし、行政の職員も全然ぬくもりの感じられない行政用語を並べて説明するだけで、結局何だかよくわからないという状況と、市長もけっこう市民の所に来て普通の言葉で話す、行政の職員も普通の言葉で会話をするようになってきたということから市民の意識の変化も始まっているのだろうと思います。私が全部の人と会えるわけではない、けれども、市民とは本当に徹底して会うようにしてきましたし、わたし自身も行政用語ではなくて普通の言葉でしゃべるようにしてきたつもりなので、そういうことの積み重ねがある程度成果として出てきたんだろうと思います。

大本 結局,福嶋市長が自治を市民の目線に近づけていったのですね。それは市民にとっても行政に期待すると同時に,自ら行政に近づいていくという道がひらかれたというふうに思います。

福嶋ただ、もちろん全員が変わったわけではないです。

大本 職員もかなり優秀なスタッフの方が育っているのではないかという感じがいたしま したが、いかがですか。

福嶋 日本の自治体制度というのは、ご承知のように基本的には当選すると市長一人で役所に入るわけです。アメリカの大統領制度みたいにスタッフを連れて入るわけではなくて一人だけが入る。助役などは新しく選ぶにしても1000人ぐらいの職員のほとんど全員が前の市長のスタッフということですから、前市長の継承ならいいけれど、本当に変えようと思った

ときにはけっこう大変な話です。

大本 孤立無援から始まる。

福嶋 いろいろな人に聞かされたのは、私が市長になったときの部長の世代というのは、民間で行くところがないと役所に入ったようなのです。そんな時代だったそうです。だから先祖代々、我孫子市に住んでいる人たちは、我孫子市役所を低く見ていた。

また部長本人は本人で、悪意があるかどうかは別にして、昨日と1ミリも変えないことを 使命にしているような人が大多数だったわけです。だから、ある意味、戦争です。

大本 そこから始めて職員の信頼を得ていくというのは大変ですね。

福嶋 とくに私が市長になる前の10年数年は、いちばん停滞した時代だったのです。借金が少ないというのも、バブルのとき踊る力もなかったから、結果オーライで我孫子市が借金もたいしてないという人もいます。もちろんそれだけではないですが。私の前の市長というのは、人柄はいい旦那さんですけれど、取り巻きが勝手にやっていたという感じだったのです。

私が市長になった時、市長が指示したらやらなければいけないという認識さえ市役所の中にはなかった。"こうしてください"と指示します。"はい、分かりました"と言っているから、その通りにやっていると思いますよね。でも見ていると全然進んでいない。そこでしびれを切らして、もう一回呼んで、"指示したことはどうなったのですか"と聞くと、そこではじめて"あれはこうこうでダメになりました"とあたり前のように返ってくる。そもそも市長の指示で行政を動かすという認識そのものが市役所にない。まちの有力者や議員の有力者の意向を受けて、部長、課長や担当者、それぞれがやりたいようにやっている。

また、市役所の仕事を一生懸命やった人が課長、部長になっていくのではなくて、完全に 人間関係。人間関係でも仕事の人間関係よりも、趣味のサークルだとか、遊びのグループと かの人間関係が幅をきかせる。

大本 最悪のネポティズムですね。それではニューディール (新規巻き直し) をやるといってもどうしようもないですよね。

福嶋 そういう人たちがいるわけですから簡単な話ではなかったのです。もちろんその後、少しずつ人も入れ替わりましたし、職員の意識はかなり変わってきています。千葉県のこのエリア(東葛北部)には、6市、分けかたによっては9市の場合もありますが、大体6市で、それぞれの行政分野ごとに担当者の連絡会議というのがあります。ここでだいたい足並みを揃えてやっているわけです。一つの市だけがいいことをやると"なんでうちの市はやらないんだ"と他の市で市民から文句を言われるので、文句を言われないように同じようなことをやってきたわけです。

私が市長になった頃,新しいことを指示すると"市長がいま言ったことは来年,6市の担当者会議で研究課題にすることになっていますので,もうちょっと待ってください。我孫子

市だけで勝手にやると、他の市から苦情を言われますから"というのが多かったわけです。

そういうときは"悪いけれど、じゃあ、苦情を言ってもらってください"と言って結局は やったのですが、そのうちいつの間にか"これはまだ他の市ではやっていないからやりましょう"という提案が来るようになりました。全員が変わったわけではないですが、それでも そういう提案も来るようになった。かなり変わってきている。

私は威張ったりはしなかったつもりですが、けっこう職員には厳しくやりました。だから議会などからは"市長は市民にはものすごく人気があるけれど、市役所のなかでは嫌われ者だ、独裁者だ"とさんざん言われてきたのです。ただ、わかっている職員は本当にわかっているのです。ある職員から定年前に辞表が出てきたので、私が嫌いで辞めるのかなと思って退職辞令を手渡したら、最後"握手してください、ずっと尊敬していました"と言ってくれた人もいます。私が辞めて"清々した"と思っている職員はもちろんいるでしょうけれど、市長のもとで仕事ができて本当によかったと、たくさんの職員が言ってくれたのは本当にうれしかったです。

大本 働く人間にとってみたら尊敬できない上司のもとでは働く意欲がなくなると思います。そういう意味では、福嶋さんは非常に正当な政治をやってこられたから、内心は皆さん、 尊敬されていたのではないですか。誇りに思っている人も少なからずいたと思います。

福嶋 市民というのをずっと一番基本においてきたのは、何よりも私自身にとってすごく勉強になったし、それが本当によかったという職員も結構いました。給料の水準を下げたり、いろいろな手当を切ったりもしてきたわけですけれど、でも"そのことで私たちを守ってくれたんだと思います"と言っていた職員もいます。市民から、市役所は仕事もせずに高い給料をもらって、おまけに闇手当までもらってと思われていたのが、そうではなくてちゃんと市の職員もがんばっているんだと市民が思ってくれるようになった。それが結果的に自分たちを守ったんだということです。

大本 マチを歩いていても肩身の狭い思いをしないで済んだ。

福嶋 そうです。

大本 10 年強やってくるなかで職員の疑心暗鬼もだんだん変わってきたわけですね。 最後になりますが、小泉・安倍内閣の三位一体改革の進め方に対して、地方の基礎自治体からみてどのように評価されていますか。

福嶋 小泉さんがやった三位一体改革のうち、税源移譲、額としては少ないですが3兆円 規模の税源移譲というのは、それ自体には意義があったと思います。ただ、補助金・負担金 の見直しは自由度が高まるやり方では全然やっていないのです。補助金・負担金は4兆減らしました。3兆円地方へ税源移譲して4兆円減らしたので1兆円違うんですが、そこの問題 はあえて問わない。それでもいいと思うんです。いま補助金負担は20兆円あると言われていますから4兆円だと5分の1でしかないということもありますが、100、補助制度があったら

それを80にして20については補助金を廃止する。そうすれば、補助金を使うとなると補助 基準でやらないといけませんが、少なくともその廃止した20の事業には地方の自由度が出ま す。しかし、いまの政府の基本的なやり方というのは、補助金を20%減らすのに補助率や負 担率を20%下げるというものです。そうすると補助金や負担金をもらって基準どおりやらな ければいけないという構造はまったく変わらないわけです。そうなると税源移譲も本来の意 味がまったくなくなる。そこが一番の問題だと思います。

結局,三位一体改革というのは地方財政の自立とか地方の自立のためにやったのではなくて,税源移譲はあっても,要するに国にとって1兆円分だけ浮くという国の財政的な意味しかない。そういうことになってしまっています。交付税も額だけ減らしましたね。

大本 改革といっても一種のつじつま合わせですね。

福嶋 理念もはっきりしていないし、そういう問題も抱えていた。それでも小泉さんは地方でやれることは地方でと言い、きわめて不十分ながら動いていたわけです。ところが安倍さんになったら、今回の教育関連法の問題にしても分権とは逆の方向に行ってしまったのではないですか。

三位一体改革も今までのところで終わってしまったら何にもならないので第2期をやらないといけないと思います。もっと徹底して自由度が増すかたちで補助金や負担金を廃止していく、地方に消費税を移譲するということを2期でやらないと、今のままでは何の意味もないと思いますが、現在のところその2期が全然展開していないのですね。

大本 21世紀の地方自治の先が見えてこない。

福嶋 むしろ中央集権に戻すほうが目立ってきています。安倍さんになってから、分権自体が消えてしまうというか、逆になってしまうのではないかということを感じます。

4. 市民意識の変革をめざした 12 年間の政治

大本 現時点で市長として 12 年間の実践の中でやり残したというか、もっとここはやっておけばよかったとかというのはございますか。

福嶋 地域に本当の自治をつくって、その自治をつくることを通して地域の人たちの知恵や力、地域の資源を最大限に生かしてまちをつくっていく、地域をつくっていくということをやろうとしたわけですが、それは完成するということはないものです。市民自治も永遠に追求する課題だろうと思います。だから、やり残したことと言えば、それは全部やり残してはいるのです。

大本 12年やって、ここは自分としてもやったといった手応えというのはどうでしょうか。 福嶋 一つは旧い既得権というものを徹底してなくしていったことでしょうね。市役所の 内に対しても外にしても既得権というものを徹底してなくしていって、透明性、公平性とい うものを大事にしてきた。このことは一定程度やれたと思っています。それから、いわゆる

社会的に弱い人というか非常に困難な立場にある人を一番大事にしていく。これは市政の基本だと思いますので、このこともやってきたと思っています。三つ目は環境の問題にしても福祉の問題にしても、あるいは商業活性化にしても農産物の地産地消にしても、市民の力を徹底して生かしてやっていくというやり方でやってきた。これも一定の前進はしてきたと思います。

最近、よく言うのですが、ともかく家を建てる土台はつくったと思っているのです。はじめはけっこう荒れた土地で、産業廃棄物も埋まっていたかもしれないけれど、12年間でそれなりに土台はつくってきたのではないか。これから家を建てる仕事は次の市長に託すということなのかなと思っています。

大本 御自分としても一番苦労したという思いをもったことは何だったのでしょうか。

福嶋 苦労というか、本当に市民の意識を変えていく、職員の意識を変えていくということが一番大きなテーマだったと思うんです。成果が出てきたとすればそこだろうとも思っていますが、これが一番大変なことだったと思っています。

とくに市民との議論はとことんやってきました。ときに市民のなかにはむちゃくちゃ言う人もいます。でも市民とのやりとりには市長の仕事をしているという実感、充実感がありました。これに比べると議会とのやりとりは、時間を無駄に消耗しているんじゃないかと思うときさえありました。最初言ったように議会のあり方というのは自治の基本なのですから、おろそかにはできないわけですが、議会というのはまだこれからの大きな課題として残ったと思います。

大本 議会の生産性向上ですね。その知的生産性をアップするというのは我孫子にかかわらず日本全体の大きな課題です。

我孫子市の先進的な取り組みについてのお話のなかで日本の地方自治の大きな課題が摘出できたと思います。二度に渡る長時間のインタビュー、どうもありがとうございました。福島さんは今後、新たな人生を歩まれるわけですが、新天地でのいっそうのご活躍を祈っております。

以上

資料 1 2003 年度施政方針

2003 (平成 15) 年第1回市議会定例会の開会にあたり、平成 15年度の施政方針を申し上げます(平成 15年3月議会)。

日本経済はデフレ状況が続き、完全失業率も5%を超えるなど、厳しい状況に直面しています。こうした中で政府は、税制改革、歳出改革、規制改革などの構造改革や不良債権処理 を進め、日本経済を再生しようとしています。

一方,各地の自治体では,自立を前提に,独自の魅力あるまちづくりを目指し,新たな自治の枠組みの模索や個性を生かした特色のある施策への取り組みを始めています。

我孫子市では、NPOや市民団体がさまざまなまちづくり活動を展開し、公共的分野を含めた市民サービスの担い手として成熟しつつあります。また我孫子には、こうした市民活動に加え、手賀沼、利根川、古利根沼などに代表される豊かな自然環境があります。この貴重な資源を活用して地域の活性化へとつなげ、市民との協働により、21世紀のまちづくりを進めていきます。

我孫子市はこのたび、柏市と沼南町との合併に参加せず、地方分権の時代に独自のまちづくりを進める道を選択しました。

市ではこれまで4回,広報で合併の特集を組み,全ての市民の皆さんに向けて意見を寄せていただくようお願いしました。懇談会は、私も出席して市内6か所で開き、市民の皆さんと議論してきました。さらに、これらで意見を表明されなかった方も含めた意向をできる限り把握するために、無作為抽出による3千人意向調査を行いました。これらの結果はいずれも、「我孫子市は合併せず独自のまちづくりを進める」という意見が多数を占めました。

地方分権の一番の意義は、主権者である市民に近い所に行政権限がきて、地域に暮らす人が自分の地域の問題を自らの手で解決し、自己決定していけるようになること、つまり市民 自治にあると考えます。

市民が、「自分たちの意見を市政に反映できる」「まちづくりに実際に参加している」と実 感できるのは、むしろ小さい自治体においてだと考えます。

また、規模が大きくなると財政が健全化・効率化するとも、単純には言えません。現実の自治体の各財政指標やバランスシートを見ても、人口の多い市ほど優良なわけではありません。人口13万人で自主財源比率66%の我孫子市は、努力すれば自立した財政運営が可能だと考えます。

我孫子市はこれまで、市民と協力して、子育て支援、高齢者や障害者福祉、環境、文化など多くの分野で、特色ある施策を進めてきました。市民と市の距離が近い今の規模の良さを生かし、独自のまちづくりをさらに発展させていきたいと考えます。

しかし、そのためには、一層の改革が必要なことは言うまでもありません。我孫子市がしっかりと自立して、「手賀沼のほとり心輝くまち~人・鳥・文化のハーモニー~」を実現していくために、私はあらためて次のような、自治のルールづくりと地域の活性化策を提案したいと思います。

第1は、市長の再任回数を条例で制限することの検討です。

市長は、自治体の予算、人事、事業などに一人で強力な権限を持ちます。市長の考え方、重点分野の置き方によって、まちづくりの具体的な展開は大きく変わります。それ自体は良いことだと考えますが、まちの長期的なバランスのとれた発展を考えれば、一定期間で別の人が市長を担うことが適切ではないかと考えます。

制限するとすれば何期までが適当なのか、憲法や法律との整合をどうとるのかを含めて、 十分な検討を議会と市民の皆さんにお願いします。

第2は、市議会の一層の充実です。

これからの議会は、行政のチェック機能や問題の提起にとどまらず、問題の解決を自らも行うことが重要だと考えます。議員提案で条例をつくる議会が求められているのではないでしょうか。そのためには、定例会以外の会議の増、議員の活動費の充実、議会事務局の法制スタッフの強化などが必要になります。平成19年の改選で定数を思い切って減らしたうえで、こうした体制強化を図るのも一つの方法ではないかと考えます。

このことも、十分な検討を、議会と市民の皆さんにお願いします。

第3は、重要な政策の決定に市民投票の制度を設けることです。

地域の政策課題も市民意識もますます多様化している中で,重要な政策について市民の意思を直接反映する仕組みは大切だと考えます。地方自治体において,間接民主制を補完する直接民主制の導入は,市民の自治意識を高めますし,市民の総意によるまちづくりに有効です。

18歳以上による市民投票の制度化を、議会と市民の皆さんに提案します。

第4は、一層の情報公開です。

市民の皆さんにも、単に行政に要望するだけでなく、市の財政や事業の優先順位について 考えていただくことが大切になります。そのためには、政策形成過程の情報はもちろん、政 策形成に入る前の段階から情報公開を進めたいと思います。

公共的な性格を持つ団体、例えば自治会や業界団体、各種の連合会などから市に要望書が 出された場合は、市の回答と合わせて必ず市民に公表する制度を作りたいと考えます。

また,市の幹部職員や担当職員が,議員の皆さんからいろいろな提言や要望をいただいた時は,文書で上司に報告することを義務付け,情報公開の対象にしていきたいと考えます。

第5は、市税収入に対する人件費の割合を制限することです。

今日の経済状況の下で、税収は減少傾向にあります。しかし、人件費はかなりの削減努力

をしない限り、増加しかねません。現在、我孫子市の税収に対する人件費の割合は、県内33市の平均的な水準にはありますが、当面、特別職を含む常勤の全職員の人件費を市税収入の50%以下にすることを目標にします。14年度決算見込みでは51.2%であり、約2億円の削減が必要ということになります。

第6は、コミュニティビジネスによる地域の活性化と、シニア世代がまちづくりに活躍する環境づくりです。

我孫子市の人口で最も多いのは 50 代の世代です。したがって今後, 定年退職を迎える方も増えてきます。こうした方々に, その豊富な経験や知識を生かして地域で活躍していただければ, まちづくりの大きな原動力となります。

特に、地域が必要とする物やサービスを提供し、一定の収益をあげつつ自己実現を図っていくコミュニティビジネスに取り組んでもらえたら、地域の活性化の目玉となり得ると考えます。市として、起業支援や事業の育成に積極的に取り組んでいきます。

第7は、「(仮称)子ども総合計画」を推進するとともに、子育てしやすい、若い世代に魅力のあるまちをつくることです。

50代に次いで多いのは20代の人口です。こうした若い世代がこれからも我孫子に住み続けて子育てしてくれることが,我孫子の将来にとってきわめて重要です。若い世代に魅力のあるまちづくりを我孫子市基本計画のリーディングプランの一つに位置付け,さまざまな取り組みを進めていきます。

第8は、成田線沿線の交通利便性の向上です。

このことは、若い世代の定住のためにも、市全体の活性化にとっても重要な意味を持ちます。 JR成田線の増発に向けた取り組みを強めるとともに、手賀沼ふれあいライン (3・5・15 号線) の早期整備と合わせて、バス会社と連携した抜本的な利便性の向上も、積極的に研究していきたいと考えます。

それでは、15 年度に実施する主な事業を 7 つのリーディングプランに沿って申し上げます。 リーディングプランの 1 は、「手賀沼をはじめとする自然に親しめる交流空間づくり」です。 まず、手賀沼の浄化です。

13年度の手賀沼の水質は、はじめて全国ワースト1を脱出しました。沼に流入する汚濁負荷量は1日あたり4,261kgと、ピーク時に比べて約半分に減少しました。また12年度から始まった北千葉導水の本格的稼動により、水質が向上しています。

しかし、手賀沼に流入する汚濁負荷はまだまだ高く、沼の底には今も多量のヘドロがたまり、内部汚濁の要因となっています。

今後も国、県、流域市町との連携により、下水道整備、合併処理浄化槽の普及やヘドロの 浚渫などを進めていきます。

また、家庭でできる浄化対策への協力を求め、流域住民への情報発信に力を入れていきます。

次は, 手賀沼公園の再整備です。

手賀沼公園の親水性を高めるために、14年度は、ふれあい岸辺や公園岬などの造成工事を 行いました。

15年度は、引き続き公園岬とその周辺の園路の整備や緑化、乳幼児が安心して水と遊べる場所や子どもが楽しめる緑の丘の工事を行い、第1期事業の完成を目指します。

次は、谷津ミュージアム事業の推進です。

「多自然型護岸整備モデル事業」として、谷津ミュージアムの中心を流れる下ヶ戸第1号 幹線排水路の約100mを、現状のコンクリートの水路から多自然型護岸水路へ改修します。 また、「(仮) ホタル・アカガエルの里整備事業」では、貴重な生物が生息する環境に着目し、 湧水による湿地や斜面林を一体として保全・整備します。

次は、手賀沼農舞台です。

市民に自然と農業にふれあう場を提供しながら、「あびこ型都市農業」の振興を図っていきます。

「農に親しむ」を地区テーマとしている高野山新田では、市民農園の開設や体験水田の実施、また、レンゲを緑肥とした付加価値米の生産に取り組んできました。現在、区域内の農地活用率は約39%となっていますが、さらに体験水田事業の充実やレンゲなどの景観作物栽培の拡大を図っていきます。

また、根戸新田では、観光農業を視野に入れた実行計画を作るため、これまで地権者と懇談会を5回開催してきました。15年度は既に実施している春の菜の花・夏のヒマワリ栽培を定着させながら、実行計画の作成に向け取り組んでいきます。

次は、利根川ゆうゆう公園の整備です。

(略)

次は、古利根沼の保全です。

(略)

次は, 手賀沼景観形成です。

(略)

次は、ジャパンバードフェスティバルです。

(略)

リーディングプランの2は、「環境に負荷を与えない社会づくり」です。

まず、リサイクルチップ化の推進です。

剪定した枝木や葉などは、現在、焼却をしており、可燃ごみの約15%を占めています。これらをチップ化することにより、公園などにマルチング材として使用したり、土壌改良材と

して利用することが可能です。

15年度は、継続的な需要の見込みや利用目的に応じた処理方法の選択などについて検証しながら、リサイクルチップ化を進めます。

次は、率先行動計画です。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減するため、市では13年度から率先行動計画推進本部を設置して、市の事務事業による排出量を減少させる取り組みを進めてきました。

13年度は、昼休みの消灯やごみ分別の徹底などにより、基準年度の11年度に比べ、4パーセント減少させることができました。

15年度は、第三小学校への太陽光発電システムの設置やハイブリッド車の導入、クリーンセンターで焼却するごみの一層の減量など、さらに全庁的な取り組みを強化して、温室効果ガスの排出削減に努めていきます。

リーディングプランの3は、「誰もが自立でき安心してくらせるまちづくり」です。

まず、保健福祉総合計画の見直しです。

第2次保健福祉総合計画「生き生きあびこしあわせプラン」の後期(15・16年度)の実施内容を明確にするため、すべての重点事業に対する今後の取り組みの明記や、健康診査における2次検診体制の整備、障害者の自立を支えるグループホームの整備などの新規実施項目の追加等を行いました。

また,この計画を15年4月に法定化される地域福祉計画としても位置付けることにしています。市民参加による計画づくりや,高齢,障害,児童,保健等の総合的施策など,地域福祉計画の要件を先取りした内容となっています。

さらに 15 年度は、17 年度から新たにはじまる次期計画の策定に向け、各サービスの達成目標を設定するための調査・検討を行います。

次は、第2期介護保険事業計画です。

現在, 15~19年度を期間とする第2期計画の策定作業を介護保険市民会議で進めており, 14年度中に完了します。

特別養護老人ホームの整備は、16年度にオープン予定で2つの法人による整備に取り組んできましたが、社会福祉法人あびこ会の施設整備については、法人内部の事情により事業を断念せざるを得ない状況です。

このため、特別養護老人ホーム入居待機者への対応として、グループホームのより積極的な整備を計画に位置付けていきます。特別養護老人ホームの新規整備についても、19年4月の1施設オープンと、さらに新たな1施設の着工までを計画に位置付けます。

また計画では、サービス需要の増加に伴い事業費も増えると見込んでいますが、介護保険料については、介護保険財政調整基金を活用することで、現行水準を維持していきます。

次は、空き店舗を活用した(仮称)「たまり場プロジェクト」です。

高齢者が買い物をしながら気軽に集える場を、商店街の空き店舗を活用してつくります。 15年度はモデル事業として1か所設置します。

この事業は、商店街の活性化につなげるため、地域商店会の協力を求めて行うものです。また、高齢者の健康相談や講座、子どもたちとの世代間交流など多種多様なサービスの提供をするため、社会福祉協議会や地域ボランティアの参加を呼びかけ、7月のオープンに向け準備を進めていきます。

次は、社会福祉施設の整備です。

「社会福祉法人柴崎すずしろ会」の知的障害者通所授産施設「むつぼし」は、4月開所を 目指し順調に建設工事が進んでいます。

また、「(仮称) 社会福祉法人つくばね会」が15年度に建設、16年4月開所を予定している知的障害者通所授産施設「けやき社会センター」は、現在、県の審査を終え国の審査結果を待っています。

市では両施設の建設に協力するととともに、これらの施設を核とした相談事業の実施やグループホームの設立など、地域生活支援を進めていきます。

次は、精神障害者に対する施策の充実です。

地域で独立した生活を希望する精神障害者に対し、住宅の提供や社会適応に必要な援助を するために、精神障害者家族会が湖北地区にふれあいホームの開設準備を進めています。市 としても、ふれあいホームの運営に補助金を交付し支援していきます。

また、契約した病院で短期入所事業を実施し、精神障害者の居宅生活支援を充実します。

次は、バリアフリーのまちづくりです。

15年度は、我孫子駅北口にエレベーター、エスカレーターを設置します。また、布佐駅南口の設置に向け実施設計を行います。

さらに、視覚障害者が安全に移動できるよう、我孫子駅北口エレベーター乗場・布佐駅東 口タクシー乗場等に音声誘導装置を設置します。

道路のバリアフリー化としては、現在、天王台駅南口から相野谷橋方向約 260 mの区間について、歩道を拡幅する工事を進めています。引き続き 15 年度は、相野谷橋南の交差点までを整備していきます。

また、15年度に移動の利便性や安全性について全市的な調査を実施し、16年度に「バリアフリー基本構想」を策定します。

次は、(仮称) 福祉ガイドマップの作成です。

15年度は、障害を持つ方自身が参加する作成市民委員会を作り、街に出て道路や公共施設のバリアフリーの整備状況について検証します。また、宅配サービスや車椅子利用者の介助をする商店、きざみ食など障害者が食べやすいように調理をした食事を提供する飲食店など、

人的な援助についても調査を行い、16年度に「(仮称)福祉ガイドマップ」を作成します。

リーディングプランの4は、「生涯をとおした健康づくり」です。

まず、健康づくり推進員活動です。

「健康日本 21」を推進するため、市では、公募による市民 30 人を健康づくり推進員として委嘱し、地域ぐるみの健康づくりや啓発活動を実践してきました。さらに現在、これまでの活動に加え、生活習慣病を予防し食生活を通した健康づくりを進める食生活改善推進員(ヘルスメイト)としての研修を重ねています。

15年度は、食生活改善推進員として、地域の健康まつりなどとタイアップしながら、ファーストフードや加工食品など、生活習慣病の要因となる食生活の改善に取り組みます。

次は、健康づくりうんどう教室です。

(略)

リーディングプランの5は、「子育てしやすく若い世代に魅力あるまちづくり」です。 まず、(仮称)子ども総合計画の策定です。

この計画は、21世紀を担う子どもたちが心豊かにたくましく成長できるよう、子どもの施策を総合的、体系的に推進するものです。子どもの成長と子育てを市全体で応援するまちづくりを進めていきます。

14年度は、公募の市民や高校生、大学生、子どもに関係する団体などの代表者と市の関連 17課でつくる策定委員会を立ち上げ、子どもたちを取り巻く現状、その背景、改善策を「子育て」「子育ち」「地域」という視点から検討しました。

15年度は、これらの議論を踏まえ、アンケートによる意識調査や子どもに関係する事業の見直し、再編成を行い、10月を目途に計画を策定します。

次は、乳幼児医療費助成です。

(略)

次は、子どもの遊び場・親子の交流の場づくりです。

「子どもの遊び場・親子の交流の場づくり計画」に基づいた2つ目の遊び場「わくわく広場」を,9月から湖北台の学童保育・幼児教室跡に開設します。庭を整備して子どもが自由に遊べる広場を作るとともに、相談員を置いて、親同士の交流、子育てに関する情報提供、子育て相談、子育で講座なども行います。

次は、保育園の充実です。

待機児童ゼロをより確実にするとともに子育てしやすい環境を整備します。

並木保育園の増改築は、15年7月に完了し8月から新規の受入を行います。これにより定員が30名増となり、120名となります。

また、15年4月から双葉保育園では定員を30名増やし90名とします。

さらに、新たに設置する定員90名の天王台双葉保育園は、6月から開園をする予定です。

次は、成田線輸送力の整備促進です。

(略)

リーディングプランの 6 は、「市民がまちづくりに力を発揮できるしくみづくり」です。 まず、生涯学習の推進です。

市では、生涯学習を総合的に進めるため、「生涯学習推進計画案」を策定しました。計画案は、生涯学習推進市民委員会がまとめた提言書を基に、生涯学習の推進に向けた取り組みを具体化したものです。

計画案では、学習機会の充実、学習情報の提供、地域教育力の高揚、人材の育成、文化の継承と創造、生涯学習スポーツの推進、(仮称) あびこ楽校の設置、生涯学習の推進体制の整備の8つを柱に、88の主要施策を設けています。

14年度中に計画を決定し、市民が「いつでも、どこでも、なんでも学べる」生涯学習のまちづくりを目指します。

なお、市では、市内小中学校施設の生涯学習への活用をさらに進めるため、「構造改革特区の第2次提案募集」を受けて、学校教育に影響のない休日や夜間は施設の管理権限を地方公共団体の長の下に移して、その指定する団体等が管理できるようにする特区の提案を国に対して行っています。

次は、市民事業(コミュニティビジネス)の支援です。

子育て、介護、環境など我孫子の地域課題を市民自ら取り組み、ビジネスとして成立させることを目標に、市民事業(コミュニティビジネス)の入門・起業化講習会を、14年度に引き続き実施します。

また、市民の起業に向けた経営・事業計画について、中小企業診断士や銀行の融資担当、経営コンサルタントがアドバイスを行う体制を整え、起業へのプログラムを充実していきます。

次は、創業者支援研修です。

12年度から実施しているこの研修では、30%を超える受講者が新たに事業を始めており、大きな成果を上げています。15年度は、コミュニティビジネスの支援と連携し、より実践的な研修にしていきます。

また, すでに創業している人を対象としたフォローアップ研修も実施し, 営業上の問題や 悩みを抱えている経営者をサポートしていきます。

次は、(仮称)福祉ふれあいプラザと合築する我孫子南区域近隣センター等の整備です。

(略)

次は、(仮称)天王台南区域近隣センターの整備です。

(略)

リーディングプランの7は、「情報技術を交流と発信にいかせる環境づくり」です。

まず、情報化推進計画です。

情報化を総合的・計画的に推進するため、情報化推進計画を策定しました。

計画では、「ITを活用した豊かな市民生活の実現」を基本理念とし、「安全で安心な暮らしを支える」「ゆとりと生きがいのある暮らしを支える」「元気で活気のある暮らしと地域を支える」「暮らしを広げる電子市役所をつくる」の4つの暮らしの視点で施策展開を整理し、市民と協働で推進することにしています。

(略)

次は、総合行政ネットワークへの接続です。

総合行政ネットワークは、地方自治体間を相互に接続し、国の霞が関WANとも接続する 広域的な行政ネットワークで、国・地方を通じた情報化の基盤となります。

我孫子市も15年度はこの総合行政ネットワークへ参加し、地方自治体間や国との間での電子メール、電子文書交換や、法令、条例、基礎的統計等の情報の共有に活用していきます。

次は、電子入札の導入です。

電子入札は、より透明・公正で効果的な入札の執行を図るうえで非常に有効な手段です。 15年度は、導入に向けた調査を行い、我孫子市に合ったシステムの選択や運用基準の策定を していきます。

以上,リーディングプランの事業について述べましたが,加えて,**15年度の主な都市整備**について申し上げます。

(略)

まず、土地区画整理事業です。

(略)

次は、湖北駅北口の整備です。

(略)

次は、高野山のまちづくりです。

(略)

次は、布佐地区拠点整備地区の基本調査です。

(略)

次は、水害の解消に向けた取り組みです。

(略)

最後に、行政改革について申し上げます。

第二次行政改革指針では、分権型社会に対応する行財政システムを構築するため、「地方分権を担う市役所づくり」と「市民と市の協働体制づくり」を柱としました。この指針に基づき策定した第1次実施計画では、27項目の具体的な改革を13年度から15年度までに実施す

ることとしています。これまでに、目標管理制度・評価制度の導入や人材の活用、行政評価 システムの試行やバランスシートの作成、公共施設の相互利用、情報公開の推進などを実行 してきました。

第1次実施計画の最終年度となる15年度には、総合窓口の開設、クリーンセンター業務や 学校給食調理の委託推進、行政評価システムの導入、情報化の推進などを着実に実行してい きます。

さらに、16年度からスタートする第2次実施計画を15年度中に策定します。

まず,総合窓口の開設です。

転入・転出などの手続きをする時に、市民がいくつかの課を回って手続きを済ませるというような不便さを少しでも無くすため、「総合窓口」を 15 年 11 月に開設します。

「総合窓口」では、現行の市民課窓口業務に加え、国保年金課、課税課、保健センター、介護支援課、子育て支援課、クリーンセンター、広報室、学校教育課の業務で主に転入転出に関係するものを取り扱うことにします。

また,市民にやさしい窓口を目指し,届出カウンターを低くして椅子に座ったままで各種の申請や届出などを済ますことができるようにするほか,フロアマネージャーを配置して手続きの相談や庁舎案内も行います。

「総合窓口」はワンストップサービスへの取り組みの第一歩であり、開設にあたってはいるいろな制約もありますが、創意工夫を重ね市民サービスの向上を目指していきます。

次は、家庭ごみ収集・焼却業務の委託です。

(略)

次は、行政評価システムの取り組みです。

行政評価推進会議で昨年12月に14年度の実施要領を決定し、行政評価をスタートさせました。モデル事業として28の事業をリーディングプランや指定事務事業から選定しました。評価は1次評価を所管課が行い、2次評価については1名の外部委員を含む5名の委員で構成する評価委員会で行います。

現在所管課で、事業の目的や効果、事業の成果を測定する指標の設定、事業の必要性、協 働の工夫、効率性など各項目の事前確認を行っています。

各事業の終了後,事前確認項目に沿って評価を実施します。評価結果については,ホームページなどで市民に公表していきます。

また、15年度事業の行政評価は、評価対象を各課1つ程度に拡大し、2年目の行政評価に取り組んでいきます。

以上で施政方針を終わりますが、議員の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

資料 2 2005 年度施政方針

いくことは、我孫子のまちづく

りをリードする存在になれば、 高い能力を発揮して、地域づく

都市はこれからも新たな発展の

りにとって最も重要です。第1 野で活躍できる環境を整備して 地域のまちづくりのあらゆる分

可能性を持ちます。

「まちづくり戦略」です。 塊の世代に期待

日本の高齢化は農村部から始

野で市民が活躍してきました。

産地消、防犯などさまざまな分 て支援や介護、環境、IT、地 今までも我孫子市では、子育

と納めてくれる若い世代が増え す。住宅都市である我孫子市に 世代は、市外への転出も市内へ ら30代前半です。ただし、若い 代に次いで多いのは20代後半か

るか減るかは、まさに死活問題 とって、これから市民税をずっ の転入も共に多い傾向がありま

東京都心に近いという利便性を ますが、我孫子市としては特に、 るには、いろいろな要素があり うしたシニア世代の皆さんが、 迎える人はさらに増えます。こ の皆さんで、今後、定年退職を

この時、シニア世代の皆さんが、

定年後も豊かな経験を生かし、

我孫子市の人口で、シニア世

と、都市が急速に高齢化します。 代が高齢者となる時代を迎える まりました。しかし、団塊の世

2

若長

い世代に魅力あるまち一期的な税収の確保



は50代後半から60代前半の世代

我孫子市の人口で最も多いの

1

提供者=社会を支える側シニア世代がサービスの

12

2005年(平成17年) No.1137

毎月1日 - 16日発行 我孫子市役所総務部広報室 ☎ 04-7185-1111 代表 〒 270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

去みがえれ手質紹

国の定める手質沼の 水質環境基準(COD値) 「環境浴水質保全計画による 年平均目標COD値 採水場所:手質沼公側沖 平成17年2月,月平均COD値 採水場所:手質沼公側沖 平成16年2月,月平均COD値 採水場所:手質沼公側沖



2005 年度施政方針

方針の全文は、市のホームページで紹介しています。 伊藤久水道局長の施政方針を要約して紹介します。施政 ました。今号では市長の施政方針と、今関敏男教育長、 おいて、福嶋浩彦市長は2005年度の施政方針を述べ

自立したまちづくりを進め、持 統可能な自治体経営を確立する 我孫子市が地方分権の時代に 戦略」が必要だと考えます。 ためには、3つの「まちづくり

2月28日に開会した2005年第1回市議会定例会に



は地域とのつながりが薄かった ネットワークづくりなどを重点 ます。機会や情報の提供、人の 市として積極的に支援していき コミュニティビジネスの起業な ボランティア活動や市民活動、 皆さんが、定年後、地域の中で さらに、都内に通動していた時 的に進めていきます。 どに取り組んでいただけるよう、

される物やサービスを地域の住 公共を担う民の主体を充実 なかでも、地域の中で必要と

ジによるコミュニティビジネス モデル事業として、ホームペー が開設されています。市として 「コミュニティビジネス起業講 支援サイト、あびこCBネット 2003年度の経済産業省の

な環境づくりに取り組んでいき イビジネスが有効に使えるよう 内にある経営資源をコミュニテ 座」等にも取り組んできました。 さらに、起業センターを中心と して、人・物・金・情報など市

ます。 スを担う民の主体が豊富になり 民自身が事業を起こして供給し れることによって、公共サービ であると考えています。多くの を支える側となる有力なツール 後も、サービスの提供者=社会 ていくコミュニティビジネスは コミュニティビジネスが展開さ ます。そこに最大の意義があり 団塊の世代の皆さんがリタイア

です。

れが第3の「まちづくり戦略」 ムを作ることが重要であり、こ 税収減の中で持続可能なシステ とを覚悟しなければなりません。 しばらくは税収の減少が続くこ える過程で、大きな流れとして しても、団塊の世代が定年を迎

債は他市に比べて少ないですが

進めていきます。

今まで、税収は常に右肩上が

我孫子市の財政を見ると、市

るまち、そして何よりも子育て 然に接しながら安心して暮らせ 持ちつつ、若い世代が豊かな自 (2003年度決算で公債費比

00万円以上も「自然」 増とな ります。つまり、税収が増えな 政運営は硬直化してしまいます。 削減を行わない限り、税収に占 の負担分だけで1年で1億50 める人件費の割合が増加し、財 い中では、毎年億単位の人件費 しないかぎり、定期昇給や共済 かも人件費は常に削減の努力を の割合は高くなっています。し 率9・0パーセント)、人件費

さを捨てなければならないと考 て倒産することはないという甘 まいます。自治体は民間と違っ 自治体も改革を怠れば潰れてし を見てくれました。しかし、 りでしたし、仮に税収が減って てくれる時代でもありません。 でも、税収が減ったら国が救け う税収が自然に伸びていく時代 も、地方交付税などで国が面倒 B

市に住むことにした」という声 園に入れたかったので、 我孫子 た。「どうしても子どもを保育 援に積極的に取り組んできまし をはじめ、さまざまな子育て支 口を他市に先駆けて実現したの も、時々聞くようになりました。 世代を引きつけたいと考えます。 がしやすいまちをめざし、若い 市では、保育園の待機児童ゼ

すること。これが第2の「まち て、子育でをしてくれるように からもずっと我孫子に住み続け だと言えます。若い世代がこれ ます。 しやすいまち、をめざしていき とによって、。いちばん子育て 総合計画」を確実に実行するこ

年度からスタートした「子ども 行政」の確立を目標に2004 さらに、我孫子らしい「子ども

保していきます。

そのため、市の収入の根幹で

特色を生かした地域産業を

づくり戦略」です。

若い世代に魅力あるまちにな

ていますが、さらに今後、これ ます。なんとか率の増加は抑え 度53・0パーセントとなってい 53・2パーセント、2005年

2 面

た地域産業を育成していくこと も、税収の確保にとって不可欠 また、我務等の衛色を生かし

の人件費の割合を一般会計当初 費(職員数と給与水準)も引き ・3パーセント、2004年度 職員(市長など特別職を含む) 民サービスに投資する財源を確 下げることをルールにして、市 ある税収が減少すれば、総人件 予算でみると、2003年度53 我孫子市の税収に対する常勤

とを目標にします。 を50パーセント以内に抑えるこ 積極的に民営化や委託

若い世代の定住化を進めたと

3

持税 続収 可減 能の

な中

シ ス テ 厶 る自然環境を生かした交流人口 の活性化、手賀沼をはじめとす

的に取り組んでいきます。 子型都市農業の確立などに積極 の拡大と参加型の観光・商業の

をターゲットにした地域の商業 / 展開、地産地消を軸とした我孫

です。シニア世代や子育で世代

引き続き調整手当の引き下げ

営化や委託を進め、非常勧職員 ことができるものは積極的に民 までには920人にする計画を 活用して、職員数を2008年 を行うとともに、民間に任せる や市民スタッフ制度も最大限に 豊 か な ま

鳥 < 5 を 0 0 む 緑 1.

資料 3 2006 年度施政方針



2006年(平成18年) No.1161 1日·16日発行

我孫子市役所総務部広報室 204-7185-1111 代表 270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 市ホ

人口と世帯 1日現在 ()内は対前年

3月1日現在()内は対前年同月比 ■人口 132,680人 (-18人) 「ラチ州国人891人」 男 66,824人 (-129人) 女 66,856人 (+111人) 世 第 51,428世帯 (+445世帯) ※住民基本台級人口・世帯に公司」登録者 数・世帯数を加えた数値です。

ビス」 と「スリムな市



権力を伴わなければできない仕

これからの行政の役割は、公

所を実現できると考えます。 せつつ、スリムで効率的な市役 て、公共サービスはより充実さ の主体を豊かにすることによっ とが大切です。公共を担う民間 様な民間の主体を育てていくこ ビスを担う仕組みをつくり、多



回策

なると言えます。 (地方) 政府」を目指していき コミュニティの中で公共サー 「大きな公共」と「小さな

のための最も基本的な指針です。 りません。自治基本条例は、そ 責任を果たしていかなければな 市民が主権者となる地域を創り

針 2006年度施政方

氏と官で担う「新しい公共」づくり

市役所行政情報資料室でご覧になれます。 介します。なお、施政方針等の全文は、市のホームページや 教育長の施政方針、伊藤久水道局長の経営方針を要約して紹 2006年度の施政方針を述べました。その内容と今関敏男 福嶋浩彦市長は2月27日に開会した第1回定例市議会で、

ることが求められています。 っていますし、新たな公共の担 時代はとっくに終わっています。 で共に担う「新しい公共」を創 対等の立場で恊働して、民と官 があります。 ネスなどの活躍も目覚しいもの ランティア、コミュニティビジ い手として登場したNPOやポ る、あるいは支配する、という た。公共の分野を行政が独占す が担うことは不可能になりまし すべての公共サービスを行政 これらの民間の主体と行政が 民間企業も公共サービスを担 事(必要最小限の「許認可」な この二つが中心になると考えま ネイトし、下支えしていく仕事 る市民や企業の活動をコーディ づくりの目標に向かってあらゆ ど)と、市民と共に定めたまち する事業は、徹底して民間に任 す。公共サービスを実際に提供

します。

2月19日に、市民・学識経験

「自治基本条例」の制定を目指

06年度は、市の憲法として 一自治

な柱が2つあります。一つは、

の形成です。もう一つの柱は、

基

も、環境問題を考えても、公共 体を小さくしてしまって良いと ではないし、ましてや、公共自 せていくことが必要です。 の果たす役割はますます大きく いう意味ではありません。 経済に任せてしまうということ 少子高齢社会のことを考えて ただしこれは、すべてを市場 定委員会を発足させました。 称)我孫子市自治基本条例」策 者・市職員32人で構成する「(仮

て意見をいただき、8月を目標 ウムなどさまざまな機会を通じ ムベージ、ニュースレターなど に条例案づくりを進めます。 バブリックコメントやシンポジ で積極的に情報を提供しながら、 この自治基本条例には、 市民の皆さんには広報やホー 重要

円の税源移譲が実施されます。 も07年度からは、基幹税で3兆 きわめて不十分ですが、それで て果たしてきました。 す」という説明責任を国に対し の補助基準に従って事業を行い、 政府の「三位一体の改革」は 「国の基準どおり執行していま

どの自然豊かな水辺を、魅力的

セスディンギー)体験プログラ *生き物観察会やヨット (アク

ムなど環境学習を進めます。

や果樹栽培に取り組みます。 *根戸新田で、レンゲ米の生産 手賀沼、利根川、古利根沼な

今まで以上に市民に対して説明 民の意思に基づいて仕事をし、 分権の時代には、自治体は市 化財をネットワークし、我孫子 環境保全協議会」を軸に、沼の *知事を会長とする「手賀沼水 の魅力を高めます。 境の一体的な再生を進めます。 とともに、沼を取り巻く自然環 な交流空間にしていきます。 水質浄化に取り組みます。 また、手賀沼沿いの史跡や文 手質沼の水質浄化に取り組む

や文化財をつなぎ、歴史と自然

整備計画を作ります。 に触れ合えるエリアとするため

2面へ続く

人冠邸、旧村川別荘などの史跡 *嘉納治五郎別荘跡地、杉村替

分の範囲内で、創意工夫しなが 市の基本構想である「手賀沼 7つのリーディングプランを展

体が仕事をしているときは、国 っかりと作ることです。 運営していく仕組みを地域にし

国から補助金をもらって自治

文化のハーモニー」を実現し、 のほとり心輝くまち 人・鳥・ 自然に親しめる交流空間づくり手賀沼をはじめとする ィングプランを展開します。 自立した環境・文化都市を目指 します。06年度も7つのリー

集したいと考えます。 げていきます。また、手法とし を提供します」という提案を募 て、もっと良い内容のサービス れたら、完全に民間の事業とし く提供します」という提案や、 もっと良いサービスをずっと安 方とはまったく違った方法で、 提案を公募します。 NPOから民営化・民間委託の ○○の市のすべての事務事業を 「市がこういう協力さえしてく 一覧にして公開し、民間企業や 提案が現行法とぶつかるとき 我孫子市は今年3月、約12 構造改革特区の提案につな 委託を受ければ、市のやり がやらなければならない事業、 と言えます。

本条例」を制 根本から問い直していきます。 民と官との役割分担をもう一度

は

市民の意思に基づいて自治体を はじめに述べた「新しい公共」 前年度より約2億1900万円 00万円に抑えました。 収入に占める割合は05年度の53 億5500万円) 削減し、市税 · 0%から50 · 9%になってい (非常勤職員等を含めると約1 経常的経費も、各部局が枠配

9事業を採択しました。また、 した。 18億5700万円に絞り込みま

至事業を対象に

ざまなものが考えられます。 市場化テストを使うもの、さま ては、指定管理者を使うもの、 の事業を対象にして、もらった とにかく例外なく市のすべて

から3カ年の歳入・歳出を見通

市の中期財政計画は、66年度

ら予算編成を行いました。

続可能な財政

運営と事業選

るかどうか、という点につきる ます。審査の基準の基本は、コ 見て、市民にとってブラスにな ストとサービスの質を総合的に 職員で構成する審査会で検討し 提案を外部の有識者と市民、市

せたほうがいい事業、本当に市 この審査を通して、民間に任

ます。また、市債は約14億28 06年度予算案では、人件費は

ビスの整備、子ども交流拠点づ ションの開設、地域密着型サー 事業費は30億2600万円から 校校舎の大規模改造などの14 くり、各種検診の充実、小中学 業から、あびこ市民活動ステー

宮化提案を公章

|財政改革に関する提言] を踏 行政改革市民推進委員会の

以内に抑え、市債残高を減少さ 比率の長期目標を85%に置き、 せていきます。また、経常収支 の市債の年平均発行額は15億円 臨時財政対策債などを除く通常 交付税の一部が振り替えられた 4億円削減することとし、地方 まえた持続可能な計画とします。 常勤職員の人件費は3年間で

経常的経費の節減に努めます。

の意見をいただきました。 市民の皆さんからは11件23項目 でリアルタイムに4回公開し、 各課から提出された215事

事業の選択(ランク付け)と事 を選びました。 業費の絞り込みをホームページ 06年度予算案の新規事業は、

若い世代の定住化、交流人口の 増加などの重点施策を中心に、 市民ニーズや緊急性の強い事業

代の能力や知識・経験の活用、 施計画の新規事業は、シニア世 また、06年度からの3カ年実

自立し 暮 る ま 慣れた地域 で て 5 せ

資料 4 我孫子市自治基本条例(案)(2006年末)

我孫子市自治基本条例 (案)

目 次

前文

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 自治体運営の主体の役割と責務
 - 第1節 市民(第5条-第8条)
 - 第2節 市議会と市議会議員(第9条-第11条)
 - 第3節 市長(行政)(第12条-第20条)
- 第3章 情報共有の推進(第21条)
- 第4章 市民参加制度(第22条-第28条)
- 第5章 協働 (第29条-第31条)
- 第6章 他の団体・関係機関との連携 (第32条)
- 第7章 条例の実効性を高めるしくみ (第33条・第34条)

附則

私たちのまち我孫子市は,手賀沼や利根川に代表される豊かな自然環境に包まれて,文化や伝統を培い,歴史を刻んできました。そして,暮らしやすいまちをめざした市民の活発な活動が,環境や文化,福祉や産業など多くの分野で展開され,市民生活を育んできました。私たちはこうしたまちを育てる活動を確実に引き継ぎ,発展させていかなければなりません。この思いから「平和都市」や「男女共同参画都市」を宣言するとともに,現在,『手賀沼のほとり心輝くまち』~人・鳥・文化のハーモニー~を共通の目標として,まちづくりに取り組んでいます。

地方分権の時代を迎え、自治体は今まで以上に「地域のことは地域で考え地域で決める」という自己決定・自己責任に基づいて行動していかなければなりません。今まさに、地域の 民主主義を発展させて、より一層、市民の意思に基づく自治体運営を実現することが求められています。

また、地域が抱える問題を行政の力だけで解決することはできません。ボランティアや NPO、自治会、民間企業などさまざまな活動を行う市民と行政が対等な立場で協力し、市民 一人ひとりの幸せの実現をめざして、新しい公共の在り方を模索し実行していくことが大切です。

こうしたことを踏まえ、私たちはあらためて、市民がまちづくりの主体であることを確認します。そして、市民自らの日常的な実践と、選挙によって選ばれた市議会・市長の二元代表制度を通して、市民の意思を反映させる市民自治のしくみをつくり、地方分権の時代にふさわしい自立したまちを築いていきます。

私たちは、この決意を共有し、ここに本市の自治体運営の基本ルールとして、我孫子市自治基本条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、我孫子市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体としての我孫子市をいいます。以下同じです。)の自治の基本原則、市民の権利と責務、市議会と市長の役割と責務を明らかにするとともに、情報共有、市民参加、協働の基本的な考え方やしくみなどを定め、我孫子らしい自治を確立することを目的とします。(用語の意味)
- 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによります。
 - (1) 民 我孫子市に住所を有する者,我孫子市で働く者や学ぶ者,我孫子市で事業その 他の活動を行う者又は我孫子市に土地や家屋を所有する者をいいます。
 - (2) 行政 市の執行機関(市長,教育委員会,監査委員,選挙管理委員会,農業委員会 及び固定資産評価審査委員会)をいいます。
 - (3) 情報共有 市民が自ら考え行動し、市民自治を実現できるよう、市政に関する情報を市民と議会と行政が共有することをいいます。
 - (4) 市民参加 市政が市民主体で行われるよう、政策を作り、実施し、評価する過程に 市民が参加すること又は市民が市政について意見を表明し、提言することをいいます。
 - (5)協働 地域の課題に取り組むため、自主的な意思に基づいて、さまざまな活動を行う市民と行政が対等に、それぞれの長所を生かしながら、共通の目的のもとに、連携・協力していくことをいいます。(自治の基本原則)
- 第3条 我孫子市は、次に掲げる基本原則に基づき自治体運営を進めます。
 - (1)情報共有の原則
 - (2) 市民参加の原則
 - (3)協働の原則

(条例の位置付け)

- 第4条 この条例は、我孫子市の自治体運営の基本を定める最高規範とします。
- 2 市議会と行政は、この条例の趣旨に従い、自治体運営に関する他の条例、規則等を制定し、改正し、廃止するとともに、運用しなければなりません。

第2章 自治体運営の主体の役割と責務

第1節 市民

(市民の権利)

- 第5条 市民は、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、人権が尊重され、安全で 安心して暮らす権利が保障され、誰もが自己実現をめざして活動する権利を持ちます。
- 2 我孫子市に住所を有する者は、地方自治法の定めるところにより、市議会議員又は市長 の選挙権・被選挙権・解職請求権、市議会の解散請求権、条例の制定改廃請求権、監査 請求権等を持ちます。
- 3 市民は、前各項に定めるもののほか、自治体運営に関し次の権利を持ちます。
 - (1) 市政に関する情報を知ること。
 - (2) 政策を作り、実施し、評価する過程に参加すること。
 - (3) 市政について意見を表明し、提言すること。

(子どもの権利)

- 第6条 子どもは、その人権が保障されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を持ちます。(市民の責務)
- 第7条 市民は、自治を推進するため、次に掲げることを行わなければなりません。
 - (1) 市民一人ひとりの状況に応じて、その権利を積極的に生かして、主体的にまちづくりに参加すること。
 - (2) 互いに権利を認め合い、意思を尊重し、協力すること。
 - (3) 次の世代及び我孫子の自然環境に配慮し、豊かな地域社会づくりとその継承を図ること。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を生かして、 産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

第2節 市議会と市議会議員

(市議会の役割と責務)

- 第9条 市議会は、我孫子市の意思決定を行う議事機関として、次の機能を十分に果たさな ければなりません。
 - (1) 市民の意思に基づいて自治立法に取り組み、地方自治法に定めるところにより、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、基本構想など市政に関する重要 事項を議決するほか、別に条例で定める重要な長期計画を議決すること。
 - (2) 行政が市民の意思を反映し適正に運営されるよう監視し、けん制するとともに、積 極的な政策の提案を行うこと。
- 2 市議会は、行政に対する市民からの苦情を受け付け、調査等を行うための機関を置きます。また、議員立法に向けた研究その他市政に関する専門的な調査等を行う場合にも必要な機関を置くことができます。

- 第10条 市議会は、市民との情報共有を図るとともに、市議会への市民参加を促進しなければなりません。
- 2 市議会は、前項の取組を進めるため、市議会の開催日程、請願・陳情の審査方法その他 議会運営を工夫し、より市民に開かれた運営を行わなければなりません。
- 3 市議会は、議員定数について、4年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴かなければ なりません。

(市議会議員の責務)

第11条 市議会議員は、選挙で直接選ばれた自覚と責任を持ち、積極的に市民と対話し、市 民の信託に応えなければなりません。2 市議会議員は、行政との議論を充実させるとと もに、議員同士の活発な討議を通して、一層審議を深めるよう努めなければなりません。 第3節 市長(行政)

(市長の役割と責務)

- 第12条 市長は、選挙で直接選ばれた我孫子市の代表として、その責任の重さを自覚し、適切にリーダーシップを発揮しなければなりません。
- 2 市長は、就任に当たり、この条例を順守することを宣誓するとともに、この条例に基づ き自治を推進しなければなりません。
- 3 市長は、市民からの意見を生かし、行政の政策法務能力を高め、自治立法に積極的に取り組まなければなりません。(市長のローカル・マニフェスト)
- 第13条 市長選挙の立候補予定者は、市民が政策を選択できるよう政策の理念と目標を明確 にして、達成したかどうか検証可能な具体的な公約(以下「ローカル・マニフェスト」 といいます。)を作成するよう努めなければなりません。
- 2 行政は、立候補予定者がローカル・マニフェストを作成できるよう、その求めに応じて 必要な協力をしなければなりません。
- 3 市長は、市民の信託を受けたローカル・マニフェストを、行政の計画に反映させるよう 努めなければなりません。(市長の在任期数)
- 第14条 市長は、我孫子市のバランスのとれた発展が図れるよう、その職には連続して3期 を超えて在任しないよう努めます。
- 2 前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはなりません。(行政活動の基本原 則)
- 第15条 行政は、市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に基づいて、計画的かつ 効果的に活動しなければなりません。
 - (1) 市民の身体・生命・財産を守り、暮らしの安全・安心を確保するとともに、緊急時 に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理の体制を確立すること。
 - (2) 個人情報の厳格な保護を前提とした積極的な情報の公開・提供を推進すること。

- (3) 政策を作り、実施し、評価する過程に積極的な市民参加を確保し、市民の意思を反映すること。
- (4) 地域の課題に取り組むため、さまざまな市民の活動と役割分担をして、対等な立場で連携すること。
- (5) 透明性を確保した公正で適正な行政手続を行うこと。
- (6) 行政活動について説明責任を果たすこと。

(財政運営の基本原則)

- 第16条 市長は、最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行わなければなりません。
- 2 市長は、自主財源の確保と財源調達の工夫に努めなければなりません。
- 3 市長は、財政運営の健全性を確保するため、財政の見通しを明確にするとともに、その 内容を公表しなければなりません。
- 4 市長は、予算、決算、行政コスト計算書・バランスシート等の財政状況を公表しなければなりません。公表に当たっては、市民に分かりやすいものとなるように努めなければなりません。(要望、苦情等への対応)
- 第17条 行政は、市民からの要望、苦情等を市民の意見として受け止め、応答の義務と説明 責任を果たさなければなりません。
- 2 行政は、前項に関する文書を作成して適正に管理しなければなりません。
- 3 市長は、市民から要望、苦情等が不当に受け入られなかったとして申出があったときは、 必要な調査等を行い、その結果を踏まえて、適切な救済に努めなければなりません。
- 4 市長は、市議会から第9条第2項による苦情調査等の結果を踏まえた是正提言があった ときは、その適切な救済に努めなければなりません。(職員の責務)
- 第 18 条 職員は、市民生活の向上と市民サービスの充実をめざして職務を行わなければなり ません。
- 2 職員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めなければなりません。
- 3 職員は、縦割り意識をなくし、一人ひとりが行政の代表としての意識を持って行動し、 事業の必要性、優先順位等について自らの説明責任を果たさなければなりません。(行政 評価)
- 第19条 行政は、効率的かつ効果的な行政活動を進めるため、常に行政活動の目標と成果を明らかにするとともに、その達成度等を適切に評価し、事業の効果的な選択及び質の向上、財源や人員等の効率的活用を図らなければなりません。
- 2 前項の評価に当たっては、市民参加を図るとともに、その結果を市民に公表しなければ なりません。(監査)
- 第20条 監査委員は、公正で、効率的かつ効果的な行政活動を確保するため、監査の充実に

努めなければなりません。

- 2 監査委員は、監査の結果を公表しなければなりません。公表に当たっては、市民に分かりやすいものとなるように努めなければなりません。
- 3 市議会と市長は、必要に応じて外部監査制度を導入します。

第3章 情報共有の推進

(情報共有の推進)

- 第21条 市議会と行政は、市民の知る権利を保障するために、文書を適正に管理しなければ なりません。
- 2 市議会と行政は、市民参加と協働を推進し充実したものにするため、市民との情報共有 を進めていかなければなりません。
- 3 市議会と市長は、前各項の取組を進めるため、文書と歴史的・学術的・文化的・地域的 な記録史料(アーカイブズ)を適正に管理する条例、個人情報の保護に関する条例及び 情報公開に関する条例を定めなければなりません。

第4章 市民参加制度

(市民参加の機会の充実)

- 第22条 市議会と行政は、市民が市政に参加し、意見を表明する権利を保障するため、多様 な市民参加制度を整備し、積極的な運用を図らなければなりません。(審議会等の委員公 募)
- 第23条 市議会と行政は、審議会等(地方自治法の規定により設置された附属機関等及びこれに準じ設置された懇談会、検討委員会等をいいます。以下同じです。)を設置しようとするときは、原則として公募委員を選任するとともに、委員の選定に当たっては透明性を確保しなければなりません。(審議会等の傍聴者の発言機会の保障)
- 第24条 市議会と行政は、審議会等の会議を原則として公開するとともに、傍聴者に発言の機会を保障しなければなりません。(対話集会等の開催)
- 第25条 行政は,重要な政策づくりの過程で説明会,対話集会(タウンミーティング)等を 開催しなければなりません。(意見公募の実施)
- 第26条 行政は、重要な政策について意見公募(パブリックコメント)を実施しなければなりません。(市民による条例案づくりへの協力)
- 第27条 市長は、市民自らが条例案を作り、直接請求又は要望を行う場合には、条例案づくりに対し必要な協力を行わなければなりません。(市民投票)
- 第28条 市議会と市長は、重要な政策の選択に市民の意思を的確に反映させるため、常設の 市民投票条例を定めなければなりません。

2 市議会と市長は、市民投票に付す事項によっては、年齢に応じて子どもが投票できるよう投票資格を定めます。

第5章 協働

(市民の活動との連携)

- 第29条 行政は、さまざまな市民の活動と対等な立場で連携・協力して、地域の課題に取り 組み、協働のまちづくりを推進します。(コミュニティの推進)
- 第30条 市議会と行政は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいる市民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限尊重しなければなりません。
- 2 市議会と行政は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の 推進に役立つ地域情報の提供その他の支援に努めなければなりません。
- 3 市民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いの権利を認め合いながら協力し、 互いに情報提供を行い、活動に積極的に参加するよう努めます。(市民活動・市民事業の 促進)
- 第31条 行政は、地域社会に貢献する市民の活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて、活動場所の提供、活動経費の援助その他の支援に努めなければなりません。

第6章 他の団体・関係機関との連携

(他の団体・関係機関との連携)

- 第32条 我孫子市は、環境の保全や防災など広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び 関係機関と連携・協力するとともに、地方分権を推進するため全国の自治体と連携・協力します。
- 2 我孫子市は、国・県と対等な立場で連携・協力するとともに、国・県の制度や政策等の 改善を積極的に主張し、提言しなければなりません。第7章 条例の実効性を高めるしく み(条例の運用の充実と自治推進審議会の設置)
- 第33条 市議会と市長は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図り、育てていかなければなりません。
- 2 市長は、前項の目的を達成するため、我孫子市自治推進審議会(以下「推進審議会」といいます。)を設置します。
- 3 推進審議会は、自治をより推進するため、この条例の運用状況を調査し、市長に対し、 運用の是正・改善を勧告できるとともに、この条例の改正を提言することができます。
- 4 市長は、前項の勧告・提言を公表しなければなりません。(条例の改正)
- 第34条 市長は、4年を超えない期間ごとに、推進審議会の意見を踏まえてこの条例の改正

を検討し、必要な場合は市議会に提案しなければなりません。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。(この条例に基づき整備が必要な条例の整備に関する経過措置)
- 2 この条例に基づき整備が必要な次に掲げる条例は、この条例の施行の日から1年を超え ない範囲内で制定し、それぞれの条例で定める日から施行します。
 - (1) 第9条第1項の規定による議決を要する重要な長期計画を定める条例
 - (2) 第21条第3項に規定する文書と記録史料の適正な管理に関する条例
 - (3) 第24条の規定による審議会等の会議の場における傍聴者への発言の機会を保障するために必要な条例
 - (4) 第27条の規定による市民による条例案づくりへの協力に関する条例
 - (5) 第28条第2項の規定による市民投票条例の一部を改正する条例

我孫子市自治基本条例(案) 条文解説

条例案と条文解説

第1章 総則

(用語の意味)

- 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによります。
 - (1)市民 我孫子市に住所を有する者、我孫子市で働く者や学ぶ者、我孫子市で事業その他の活動を行う者又 は我孫子市に土地や家屋を所有する者をいいます。
 - (2)行政 市の執行機関(市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査 委員会)をいいます。
 - (3)情報共有 市民が自ら考え行動し、市民自治を実現できるよう、市政に関する情報を市民と議会と行政が共 有することをいいます。
 - (4)市民参加 市政が市民主体で行われるよう、政策を作り、実施し、評価する過程に市民が参加すること又は 市民が市政について意見を表明し、提言することをいいます。 (5)協働 地域の課題に取り組むため、自主的な意思に基づいて、さまざまな活動を行う市民と行政が対等に、そ
 - れぞれの長所を生かしながら、共通の目的のもとに、連携・協力していくことをいいます。

(冬文解説)

○「者」には、個人と法人、また、法人格をもたないボランティア団体なども含みます。豊かなまちを築いていくため には、地域のさまざまな人々が協力することが大切であり、できる限り市民の範囲を広く捉えています。(第1号)

(条例の位置付け)

- 第4条 この条例は、我孫子市の自治体運営の基本を定める最高規範とします。
- 2 市議会と行政は、**この条例の趣旨に従い**、自治体運営に関する他の条例、規則等を制定し、改正し、廃止する とともに、運用しなければなりません。

(条文解説)

○規範とは、行動、判断や評価の基準を意味します。地方自治法が定める規定を順守するとともに、この条例を 最高規範として、我孫子市の具体的な自治体運営を行います。他の条例、規則等は、この条例の趣旨に反するも のであってはなりません。(第1項)

第2章 自治体運営の主体の役割と責務

第1節 市民

(子どもの権利)

第6条 子どもは、その人権が保障されるとともに、<u>年齢に応じてまちづくりに参加する権利</u>を持ちます。

(条文解説)

○子どもは保護され教育を受けるだけでなく、地域で生きる一人の人間としてまちづくりに参加する権利を持つこと を明確にしました。年齢に応じてさまざまな地域活動に参加したり、政策づくりの場面に参加することが保障されな ければなりません。

第2節 市議会と市議会議員

(市議会の役割と責務)

- 第9条 市議会は、我孫子市の意思決定を行う議事機関として、次の機能を十分に果たさなければなりません。 (1)市民の意思に基づいて<u>自治立法</u>に取り組み、地方自治法に定めるところにより、条例の制定・改正・廃止、予 算の決定、決算の認定、基本構想など市政に関する重要事項を議決するほか、別に条例で定める重要な長期計 画を議決すること。
 - (2)行政が市民の意思を反映し適正に運営されるよう監視し、けん制するとともに、積極的な政策の提案を行うこ
- 2 市議会は、行政に対する市民からの苦情を受け付け、調査等を行うための機関を置きます。また、議員立法に 向けた研究その他市政に関する専門的な調査等を行う場合にも必要な機関を置くことができます。

条例案と条文解説

(条文解説)

〇自治立法とは、自治体が地域の課題を解決していくための政策実現手段として条例、規則等を制定することをいいます。そのうち、議員が条例案を作って提案し、条例の制定を行うことを議員立法といいます。(第1項第1号・第3項)

第3節 市長(行政)

(市長の役割と責務)

- 第 12条 市長は、選挙で直接選ばれた我孫子市の代表として、その責任の重さを自覚し、適切にリーダーシップを | 発揮しなければなりません。
- 2 市長は、就任に当たり、この条例を順守することを宣誓するとともに、この条例に基づき自治を推進しなければなりません。
- 3 市長は、市民からの意見を生かし、行政の<u>政策法務</u>能力を高め、自治立法に積極的に取り組まなければなりません。

(条文解説)

○政策法務とは、自治体が政策実現のため条例、規則等を制定すること(自治立法)、自治体が法令を自治の観点で自ら解釈し運用すること(自治解釈)や、訴訟を通して自治体の政策を主張すること(訴訟法務)などをいいます。地方分権の時代、自己決定・自己責任に基づく地域経営を推進していく上で、自治体の政策法務はこれまで以上に重要になっています。(第3項)

(財政運営の基本原則)

- 第16条 市長は、最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行わなければなりません。
- 2 市長は、自主財源の確保と財源調達の工夫に努めなければなりません。
- 3 市長は、財政運営の健全性を確保するため、財政の見通しを明確にするとともに、その内容を公表しなければなりません。
- 4 市長は、予算、決算、行政コスト計算書・バランスシート等の財政状況を公表しなければなりません。公表に当たっては、市民に分かりやすいものとなるように、努めなければなりません。

(条文解説)

○財政状況の公開では、市の予算の使われ方、資産や借金の状況、プライマリーバランス(借金による借り入れと返済を除いた後の歳入と歳出の均衡)などが、誰にでも理解できるように公表されることが重要です。(第4項)

(要望、苦情等への対応)

- 第 17条 行政は、市民からの要望、苦情等を市民の意見として受け止め、応答の義務と説明責任を果たさなければなりません。
- 2 行政は、前項に関する文書を作成して適正に管理しなければなりません。
- 3 市長は、市民から要望、苦情等が不当に受け入れられなかったとして申出があったときは、必要な調査等を行い、その結果を踏まえて、適切な救済に努めなければなりません。
- 4 市長は、市議会から第9条第2項による苦情調査等の結果を踏まえた是正提言があったときは、その適切な救済に努めなければなりません。

(条文解説)

○市民の要望・苦情は行政不服審査法上の不服申立ではないので、行政が要望・苦情に対応している間に審査 請求等を行える期間が過ぎ、市民が不服申立を行う権利を失うことのないよう十分注意しなければなりません。 (第3項)

(職員の青務)

- ||第 18条 職員は、市民生活の向上と市民サービスの充実をめざして職務を行わなければなりません。
- 2 職員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めなければなりません。
- 3 職員は、縦割り意識をなくし、一人ひとりが行政の代表としての意識を持って行動し、事業の必要性、優先順位等について自らの説明責任を果たさなければなりません。

条例案と条文解説

(条文解説)

〇職員は、縦割り意識をなくす必要があります。自らの説明責任を果たすとともに、自分が対応できない場合にも それぞれの担当職員につなぎ、我孫子市役所として市民に対応しなければなりません。

第3章 情報共有の推進

(情報共有の推進)

- 第21条 市議会と行政は、市民の知る権利を保障するために、文書を適正に管理しなければなりません。
- 2 市議会と行政は、市民参加と協働を推進し充実したものにするため、市民との情報共有を進めていかなければ なりません。
- 3 市議会と市長は、前各項の取組を進めるため、文書と歴史的・学術的・文化的・地域的な記録史料(アーカイブズ)を適正に管理する条例、個人情報の保護に関する条例及び情報公開に関する条例を定めなければなりません。

(条文解説)

○文書とは、市議会と行政が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。)であって、市議会と行政が保 有しているものをいいいます。(第1項・第3項)

○アーカイブズとは、保存年限が経過した文書をあらためて評価・選別して、未来の市民に説明責任を果たすために管理する歴史的・学術的・文化的・地域的な記録史料をいいます。(第3項)

資料 5 提案型公共サービス民営化制度提案募集結果

提案型公共サービス民営化制度提案募集結果

- ●募集期間 平成 18 年 3 月 30 日~平成 18 年 8 月 31 日
- ●問合せ件数 提案を前提とした団体からの問合せ 128件 (他に自治体、議会等からの視察38件)
- ●提案件数 72件(平成18年9月28日現在 = 別表)
- ●提案内容 給与事務・文書管理等の内部事務、施設管理、広報、起業支援、環境保 全、健康づくり、講座事業など幅広い分野にわたっている。
- ●今後の予定 提案者と提案内容の協議を進め、提案内容が整った案件から審査を進める。

審査は3段階で行い、担当課で提案内容に対する課題を整理し、その後、各分野の専門家や市民と職員による分科会を設置し、市民サービスの向上とコスト、市民の利益の観点から審査を行う。

その結果を踏まえ、提案審査委員会で、提案団体の財務状況や実施体制などの業務執行能力、民間で行ったほうがより効果が高いかどうかなどを審査し、10月末頃までには提案の採否を決定する予定。

●部別提案件数

部名	件数
企画調整室	1
総務部	20
市民部	7
環境生活部	11
保健福祉部	. 8
建設部	7
都市部	6
水道局	3
教育委員会	9
合計	72

●提案者別件数

区分	件数
企業	56
NPO法人	10
NPO·企業共同体	1
団体	4
組合	-:-1:
合計	72

●提案者所在地別

区分	件数
我孫子市	<u>3</u> 0
我孫子市と市 外の共同体	3
東京都	18
千葉市	14
柏市	4
船橋市	3
合計	72

●提案型公共サービス民営化制度事務事業提案書集計表

平成18年9月28日現在

				17%1043	月20日現在
No.	対象事業			提案事業	
140.	事業No.	事業名	担当課	提出日	提案者
1	1他13件	ジャパンバードフェスティバルの開催 他	企画調整担当他	H18.8.31	企業
2	54.55.57.59	給与計算事務·共済組合事務他	総務課	H18.8.31	企業
3	62.63.64	階層別研修·専門別研修·派遣研修	総務課	H18.8.31	企業
4	62	階層別研修	総務課	H18.8.31	企業
5	73	ファイリングシステム維持管理	総務課	H18.8.30	企業
6	54	給与計算事務	総務課	H18.8.31	企業
7	84~88	情報公開事務~行政情報資料室の 管理·運営	総務課	H18.8.31	企業
8	89~94	スケジュール管理等秘書業務他	秘書課	H18.8.31	企業
9	95	市政への手紙・メール	秘書課	H18.8.31	企業
10	102	暮らしの便利帳の作成・発行	広報室	H18.7.4	企業
11	102	暮らしの便利帳の作成・発行	広報室	H18.8.31	企業
12	103	ガイドマップの作成・発行	広報室	H18.8.31	企業
13	100	広報の編集・発行	広報室	H18.8.25	企業
14	100 · 101	広報の編集・発行他	広報室	H18.8.31	NPO法人
15	105	ホームページの管理・充実	広報室	H18.8.28	企業
16	102 • 103 • 105 • 759	ホームページの管理・充実他	広報室·都市計画課	H18.8.30	企業
17	110	庁舎維持管理	管財課	H18.8.29	企業、
18	110	庁舎維持管理	管財課	H18.8.30	企業
19		施設管理業務全般	管財課	H18.8.18	企業
20	117	市有建築物の工事監督	管財課	H18.8.29	企業
21	127	統合型GISの導入	情報システム課	H18.8.31	企業
22	148	総合窓口の運用	市民課	H18.8.31	企業
23	148	総合窓口の運用	市民課	H18.8.31	企業
24	155 · 328 · 678	住居表示維持管理·不法投棄防止 対策·道路パトロール	市民課・クリーンセン ター・道路課	H18.8.30	企業
25	141 · 142	家屋調査·家屋評価	課税課	H18.8.28	団体
26	139~143	土地評価システム他	課税課	H18.8.31	企業

No.	対象事業			提案事業	
NO.	事業No.	事業名	担当課	提出日	提案者
27	144	個人市民税の賦課	課税課	H18.8.31	企業
28	144	個人市民税の賦課	課税課	H18.8.31	企業
29	167 · 170	CB起業支援事業・NPOレベルアップ講座	市民活動支援課	H18.8.31	NPO法人
30	167·225·227·228· 231	CB·起業·就業支援	市民活動支援課商工観光課	H18.6.21	企業
31	28·174·175·186·216· 218·219·227·228	商業活性化他	市民活動支援課商工観光課	H18.8.28	団体
32	194	防災用施設整備	市民安全室	H18.5.17	企業
33	280.827.828	いきもの調査・古利根沼の保全と周辺整備・ 利根川ゆうゆう公園の整備	手賀沼課·公園緑地 課	H18.8.21	企業
34	261 • 262	地下水環境調査	手賀沼課	H18.7.31	企業
35	167-227-248	農業農村男女共同参画推進·CB支援事業·創業者支援研修	農政課·市民活動支援課·商工観光課	H18.8.30	企業
36	227	創業者支援研修	商工観光課	H18.8.28	組合
37	227	創業者支援研修	商工観光課	H18.8.31	企業
38	-	クリーンセンター業務全般	クリーンセンター	H18.8.30	企業
39	340	男女共同参画情報誌発行	男女共同参画担当	H18.7.4	企業
40	522	介護サービス第三者評価システム の導入	介護支援課	H18.8.29	企業
41	474	お元気コールの充実	介護支援課	H18.8.31	NPO法人
42	461	障害者を対象としたIT講座	生活支援課	H18.8.31	NPO法人
43	558	学童保育障害児巡回相談	保育課	H18.8.31	NPO法人
44	632 634 635	ウォーキング講座・健康いきいき教 室・健康さわやか教室	保健センター	H18.8.31	NPO法人
45	599·601	しあわせパパママ教室	保健センター	H18.8.31	団体
46	636	健康づくり運動教室	保健センター	H18.8.31	NPO法人
47		保健センター・休日診療所施設維持 管理	保健センター	H18.8.31	企業
48	660	占用台帳システムの充実	道路課	H18.8.31	企業
49	672	街路樹の維持管理	道路課	H18.7.24	団体
50	681 · 683	道路境界の確定·公共基準点の管理・道路台帳の管理	道路課	H18.8.26	企業
51	660他	道路環境の維持作業他	道路課・情報システ ム課	H18.8.31	企業
52	700	放置自転車の撤去・保管・返還・処 分	交通課	H18.8.30	企業
53	724	下水道整備計画の確立	下水道課	H18.8.30	企業

No.	対象事業			提案事業	
INU.	事業No.	事業名	担当課	提出日	提案者
54	744	法定外公共物の管理	治水課	H18.8.31	企業
55	759他	地区計画の充実他	都市計画課	H18.8.31	企業
56	770 - 772 - 833 - 841	緑の講習会・市民手づくり公園事業・景観づく り市民団体への支援・景観形成市民啓発	都市計画課·公園緑 地課	H18.8.31	企業
57	831-845-846-847-848- 850	みどりのボランティアの充実ほか	公園緑地課	H18.8.31	企業
58	845~847	公園維持管理·公園管理(樹木、草刈)	公園緑地課	H18.8.31	企業
59	845	公園維持管理	公園緑地課	H18.8.31	NPO法人· 企業
60	827-828-829-831-833- 840-841-851-852	緑化推進他	公園緑地課	H18.8.31	企業
61	869他	浄水場の維持管理他	水道局工務課	H18.8.31	企業
62	869 870	浄水場の維持管理他	水道局工務課	H18.8.31	企業
63	897-900	事務機器事務用品管理·庁舎の維 持管理	水道局経営課	H18.8.31	企業
64	983	教育広報事業	教委·総務課	H18.7.4	企業
65	1026	男女平等教育児童・生徒用リーフ レット	指導課	H18.7.19	企業
66	1053	家庭の日の作文	社会教育課	H18.7.19	企業
67	1136	市民カレッジ「文学歴史コース」	公民館	H18.8.22	NPO法人
68	1140	市民カレッジ「女性魅学」	公民館	H18.8.31	企業
69	1148	市民大学開放講座	公民館	H18.8.23	NPO法人
70	1151	施設管理業務	公民館	H18.8.31	企業
71	1151	施設管理業務	公民館·体育課	H18.8.31	企業
72	1136他	(我孫子シニアカレッジ)	生涯学習担当·市民活動支援課·介護支援課	H18.8.22	NPO法人